令和８年度　新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和７年度分）報告書

令和８年11月

新宿区教育委員会

目　　次

第１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価・・・・・・・・・・・ １

第２　令和 8 年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の
実施方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

第３　点検及び評価会議の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

第４　令和 7 年度新宿区教育委員会の活動について・・・・・・・・・・・・・・・ ２

第５　新宿区教育ビジョン(第二期 計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度、個別
事業計画期間：令和 6 年度～令和 9 年度)の概要 ～3 つの柱と 10 の施策～・・ ４

第６　新宿区教育ビジョンに掲げる個別事業の点検及び評価

（１）点検・評価シート（令和 7 年度分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

（２）学識経験者の指摘・意見及び教育委員会の対応・判断・・・・・・・・・６２

第１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成 20 年度から、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育委員会自らが点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとされました。

【根拠法令】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
第 26 条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第２　令和 8 年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

新宿区教育委員会では、令和 8 年 6 月の第 6 回教育委員会定例会において議決した「令和 8 年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針」に基づき、点検及び評価を実施します。

１　実施目的

(1) 教育委員会が、教育に関する事務及び執行状況を点検及び評価し、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
(2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

２　点検及び評価の対象

新宿区教育ビジョンに掲げる全ての個別事業とする。

３　実施方法

(1) 点検及び評価は、令和 7 年度の個別事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の方向性を示すものとする。

(2) 学識経験者の意見を聴取した上で実施する。

(3) 令和 8 年 11 月の第 11 回教育委員会定例会において点検及び評価の結果をまとめた報告書を決定し、翌年度の事業実施方針に反映する。また、報告書は区議会へ提出するとともに公表する。

第３　点検及び評価会議の実施

○ 日時　　令和 8 年 8 月 19 日　13：30～16：00

○ 会場　　本庁舎 6 階　第 4 委員会室

○ 学識経験者　藤井　千恵子　氏　元国士舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授

仲田　康一　　氏　法政大学キャリアデザイン学部キャリアデザイン学科教授

長田　和義　　氏　武蔵野大学教育学部教育学科教授

○ 内容　　令和 7 年度個別事業実績説明及び意見聴取

第４　令和 7 年度新宿区教育委員会の活動について

新宿区教育委員会の会議は、原則として毎月第一金曜日に定例会を開催し、必要に応じ臨時会を開催しています。令和 7 年度は、定例会 12 回、臨時会 3 回を開催し、議案 69 件、報告 26 件について審議等を行いました。

＜主な審議等＞

令和 8 年度から使用する区立小学校及び中学校教科用図書、区立特別支援学校並びに区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書について、令和 7 年 8 月 1 日の定例会において採択しました。

＜教育委員会の会議以外での教育委員の活動＞

教育委員は、定期的に学校を訪問し、学校の経営方針等について説明を受けるとともに、授業の様子や施設の状況等を視察し、学校の実態把握に努めています。また、教育委員会が指定した学校が 1～2 年間かけて研究した成果を発表する研究発表会に出席したほか、新宿区立中学校生徒会役員交流会では生徒会役員の生の声を聞きました。今後も、学校訪問等の機会を通じて、教職員や児童・生徒等の意見を聞きながら、学校現場の実態や、子どもたちを育む多様な資源の状況をふまえ、教育の諸課題に的確かつ迅速に対応していきます。

また、新宿区総合教育会議では、「未来を担う子どもたちが健やかに成長していくための取組」

を議題として区長と意見交換を行い、教育の課題の共有を図りました。

学校訪問実施校数	20 校
教育課題研究校数	2 校
新宿区立中学校生徒会役員交流会	令和 7 年 12 月 25 日
新宿区総合教育会議	令和 7 年 11 月 4 日

＜主な取組＞

○　ＩＣＴを活用した教育の充実について、令和 7 年度は更新した１人１台タブレット端末の運用を開始したほか、校内ＬＡＮケーブルの更新を行い、安定した通信環境の下で、デジタルドリルや協働学習支援ツールを活用した「個別最適な学び」及び「協働的な学び」を推進しました。また、タブレット端末の導入期から継続して学習指導に関する研修を行ってきたことで、教科等の指導の中でタブレット端末の効果的な活用場面を見極め、従来の指導と適切に組み合わせて実践を行う教員が増えてきました。さらに、生成ＡＩの効果的な活用に向けた教員向けの研修を実施するなど、今後のＩＣＴ環境の進展を見据えた教員研修も積極的に行いました。

○　学校安全対策の充実について、他自治体で発生した不審者侵入事案を受け、全校・園に防護盾の配備を行いました。また、通学路上で児童の見守りや呼びかけを行う学童擁護員を増員し、安全対策の強化を図りました。

　さらに、熱中症や近年増加する急激な気象変化等の危険をふまえ、学校危機管理マニュアルの改訂及び学校・園への共有や、給水スタンドの全校への設置等、社会状況や学校安全を取り巻く状況変化を捉えた安全対策を推進しました。

○　不登校児童・生徒への支援について、令和 7 年度は不登校児童・生徒及び保護者を対象としたイベントを開催し、座談会や個別相談会を通じて各種支援策の周知や相談支援体制の充実を図りました。また、チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置や、校内教育支援センター支援員を全区立中学校に配置するなど、個々の状況や実態に応じた支援を推進しました。

　その他、教職員向け研修会の実施によるいじめへの理解促進やスクールソーシャルワーカーの増員による各校との連携体制の充実等、いじめに対する組織的な対応の強化を図りました。

○　通常の学級での指導では十分な成果を上げることが難しい児童・生徒のために、少人数（1 学級 8 人）で指導する「自閉症・情緒障害特別支援学級」の設置（令和 9 年 4 月に天神小学校及び新宿中学校、令和 10 年 4 月に鶴巻小学校）に向けた準備を進めました。

　このほか、図書館における区民優先サービスの導入や、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）への移行に向けた制度構築、改正給特法の成立をふまえた教員の勤務環境の改善・働き方改革の目標の見直しなど、区民ニーズや社会状況の変化を捉えた取組を着実に推進しました。

第５　新宿区教育ビジョン(第二期 計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度、個別事業計画期間：令和 6 年度～令和 9 年度)の概要 ～3 つの柱と 10 の施策～

柱1

子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

施策１　確かな学力の向上

○　子ども一人ひとりの課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを活かすという視点に立ち、すべての子どもの能力を最大限に伸ばす教育を実現していきます。

　また、義務教育で身に付けるべき基礎学力を保証するために、特に基礎的・基本的な学力が十分でない子どもへの支援の充実を図るとともに、子どものより発展的な学習にも積極的に支援します。

　さらに、さまざまな調査結果を分析し、教育課程や指導方法等を組織的に見直すとともに、「分かる授業」への工夫・改善を図ることにより、一人ひとりの学力の定着と向上につなげます。

○　調べ学習をはじめとする言語活動を重視した指導により、言語に対する関心や理解を深め、思考･判断等の知的活動やコミュニケーション､感性･情緒の基盤である言語能力を高めます。教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な資質・能力を育成します。

　引き続き、児童・生徒の学習意欲を高め、主体的に学ぶ機会を充実するために、授業をよりよく改善し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。

○　新宿区版ＧＩＧＡスクール構想に基づき整備した１人１台のタブレット端末を学校の授業や家庭学習で活用することで、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びや他者と協働しながら自ら考え抜く自立した学びを推進し、ＩＣＴを効果的に活用した授業改善により、より一層、教育活動の充実を図ります。

○　グローバルな視野を持ち、時代の変化とともに自らの将来を切り拓く力を芽生えさせ、伸ばすために、さまざまな手法による英語教育、理科教育及びプログラミング教育等の推進により、変化の激しい時代を生きる力を育みます。

　また、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成に向けて、総合的な学習の時間を中心に、各教科における学習等、あらゆる教育・学習機会をとらえて、「持続可能な社会の創り手」の育成を目指します。

施策２　豊かな心と健やかな体づくり

○　豊かな人間性や社会性を育み、子ども一人ひとりが、かけがえのない自己を肯定的に捉えるとともに、命や平和の大切さを理解し、他者に対する思いやりや感謝の気持ちを言葉にして素直に伝えようとする心を養います。

○　体験的な活動や学校の教育活動全体を通したキャリア教育の充実を図り、児童・生徒自らが将来や進路等について主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができるよう、資質や能力を育成します。また、優れた伝統と文化を理解し継承するとともに、郷土新宿に愛着を持ち、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育みます。

○　スポーツを通じて健康づくりや体力の向上に向けた取組を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成します。

　また、子どもたちの心身のバランスのよい発達のため、家庭と連携し、望ましい食習慣等、健康的な生活習慣の形成を促します。

○　東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、すべての学校及び幼稚園でさまざまな学習活動や体験の機会を提供します。また、これらの教育活動については、東京 2020 大会後も、子ども一人ひとりの心と体に人生の糧となるようなかけがえのないレガシーとして残していけるようにしていきます。

施策３　就学前から中学校までのつながりのある教育の推進

○　幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、豊かな情操や基本的な生活習慣、道徳性・規範意識や思考力の芽生え、協同性や自立心を育むことが、子どものその後の成長や学び、社会とのかかわりに大きく影響を与えます。このため、幼児期の教育に必要な環境を整え、遊びや生活を通して子どもたちの健やかな成長を育んでいきます。

○　公私立の幼稚園・保育園・子ども園の連携を推進し、教育・福祉・子ども・保健等の各部門の情報共有を重視するとともに、幼児教育・保育の無償化により、保護者の選択の幅が広がっていることをふまえながら、幼児教育・保育や子育て支援事業の利用の機会を提供していきます。

○　区立の幼稚園・保育園・子ども園が交流や研修等を継続的に進め、それぞれの良さと特性を学び合い、互いの保育内容の一層の充実を図るとともに、交流や研修等について、就学前の子どもの育ちをともに担う私立の幼稚園等にも働きかけていきます。また、区内の子育て支援を担う施設と十分に連携しながら、公私立の幼稚園における子育て支援機能を充実します。

○　幼児教育・保育と小学校教育との滑らかな接続のため、指導及び支援の継続性を重視して接続期のカリキュラムを作成・実行したり、小学校と幼稚園・保育園・子ども園との連携を十分に図り、意見交換や合同研究を通して相互の教育と連続性についての共通理解を深めます。

○　生徒がスムーズに中学校生活をスタートできるよう、小学校段階の教育内容を再度取り上げて繰り返し指導するといった工夫や、小・中学校の教員が相互に授業を参観して意見交換を行ったり、共同して授業を行うなど、相互交流の一層の促進を図ります。

　また、各教科の連携プログラムを活用し、効果的・効率的な学習内容の接続を図り、確かな学力の向上につなげます。

柱2

新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

施策４　地域との連携・協働による教育の推進

○　学校と地域が連携・協働し、子どもたちの豊かな学びの環境をつくる地域協働学校の運営を支援します。地域の多様な人材の参画を促し、開かれた学校づくりを推進し、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。

○　地域の教育力を学校につなぎ、教育活動の充実を図るスクール・コーディネーターと、学校運営に地域住民や保護者が参画し、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支援する地域協働学校運営協議会との連携により、地域の教育力の一層の活用を図ります。

○　新宿のまちの特性を活かした教育活動を進めるため、地域協働学校の取組等を活用したキャリア教育を推進するとともに、区民、地域団体、企業や大学等との連携・協働により、芸術等を学ぶ機会として、地域の文化や歴史、芸術等の資源を積極的に活用します。

施策５　家庭の教育力の向上支援

○　保護者が家庭教育の重要性を認識するとともに、孤立することなく子育ての悩みを共有し、安心して家庭教育を行えるよう、学びの機会を提供します。

　また、共働き世帯や困難を抱える家庭等、さまざまな家庭のあり方に応じた多様な形態による家庭の教育力の向上を支援していきます。

○　子育ての悩みについて保護者同士が話し合ったり、保護者と教員が共有したりしながら、互いに支え合って家庭の教育力を高めることができるよう、ＰＴＡの主体的な活動への支援を充実します。

　また、保護者が学校行事等へ参加しやすくなるよう、企業等へ協力を呼び掛けていきます。

施策６　生涯の学びを支える図書館の充実

○　新宿区立図書館基本方針に基づき、「区民にやさしい知の拠点」として、電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、区民がより利用しやすいしくみを検討し、魅力ある図書館を実現していきます。

　また、「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。

○　新宿区のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、家庭・地域・学校・行政が連携を図り、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

施策７　子どもの安全の推進

○　さまざまな事件・事故や自然災害等の危険から自らの生命を守るために必要な知識や技能を身に付けさせるとともに、安全・安心な社会づくりの意義を理解し、そうした社会づくりに貢献しようとする態度の育成を図ります。

　また、インターネット・ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用に潜む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、児童・生徒の情報モラルを育成するため、学校、家庭等と連携した情報モラル教育を実施します。

○　学校安全計画及び学校危機管理マニュアルを必要に応じて検証・改善するとともに、学校施設や通学路の安全性を確保するため、必要な設備の整備・運用を図ります。

　また、児童・生徒等の安全に関する課題について学校、家庭、地域が共有するとともに、ＰＴＡの主体的な活動や地域協働学校のしくみを活かすなどして、家庭や地域、関係機関等と連携・協働した安全・安心の取組を推進していきます。

柱3

時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

施策８　一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

○　いじめや不登校にかかわる、各校や教育センターにおける取組のより一層の充実を図ります。

　不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、フリースクール等との連携を図りながら、個々の児童・生徒の状況に応じた支援を推進し、多様で適切な教育機会の確保に努めます。

　また、研修等により教職員の対応力を高めるほか、家庭に課題がある場合については、地域の関係諸機関や民生委員・児童委員等とのネットワークを活用し、家庭に寄り添った支援を行っていきます。

○　障害のある児童・生徒の増加に伴い、「個の状況に応じた適切な指導」をさらに推進していく必要があります。子どもの将来を見据え生きる力を育むために、学校が保護者と積極的に情報を共有する機会を持ち、他機関との連携を図っていきます。

　また、児童・生徒の苦手なことや困難なこと等の特性を把握し、子どもの能力を最も伸ばす支援や指導を行うとともに、一人ひとりの確かな学びを保証する体制を整備していきます。

○　来日した日本語を母語としない外国籍等の幼児・児童・生徒が日本の学校に慣れ、円滑に生活することができるよう、日本語の初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援を行います。

　また、日本に在留する外国人の増加に伴い、学齢期の外国籍の子どもの数も増えていることから、就学状況の把握に努めるとともに、就学先不明の外国籍の子どもに対する就学を促進していきます。

○　共生社会を担う子どもたちの視野を広げ、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、障害のある子どもたちや外国にルーツを持つ子どもたちから学び合うことのできる交流・学習を進めていきます。

○　子どもたちが経済状況等の家庭環境にかかわらず確かな学力や社会性を身に付けることができるよう、放課後等学習支援及び学校図書館の放課後等開放を行います。また、学業や進路等、教育上の悩みに対して、専門家による相談体制を整えます。さらに、幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、幼稚園保護者に対する負担軽減を図るほか、就学援助等により、家庭への経済的な負担を軽減し、子どもの学びと育ちの機会を支えていきます。

施策９　学校の教育力の強化

○　校長・園長のリーダーシップのもと、組織的で実行力のある学校・園運営や中・長期的な視点に立った創意工夫ある教育活動の展開を具現化するため、校長・園長の裁量予算の一定額確保や公募制等の人事権の拡充に向けた取組を進めます。

　さらに、管理職のリーダーシップの強化や教職員のメンタルヘルス管理も含めた学校経営能力の向上を図る研修を充実します。

○　教員が安心して本務に集中し、健康でやりがいをもちながら質の高い教育活動を継続することができるよう、教員の勤務環境の改善と働き方改革をさらに進め、子どもたちが生涯を切り拓いていける力を一層伸ばしていきます。

○　学習指導要領及び幼稚園教育要領に基づく教育課程及び授業・保育方法の改善や、新たな教育課題への対応、チームとしての学校の実現に向け、教職員それぞれの経験と職層に応じた研修や学校支援アドバイザーによる訪問指導等を体系的に実施し、教員の資質・能力の向上を図ります。特に新宿区版ＧＩＧＡスクール構想におけるタブレット端末の１人１台環境を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実に重点的に取り組んでいきます。

　また、校・園内研究や研究発表等を通して、教員の自主的な研修意欲の高揚を評価・奨励し、教員が自ら学ぶ意欲を持つ風土の醸成を図ります。さらには、学校の情報化を進め、「分かる授業」を実践するとともに、教員同士が情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる環境づくりを進めます。

施策１０　学校環境の整備・充実

○　新宿区版ＧＩＧＡスクール構想による、タブレット端末の１人１台環境の整備により、学習活動を一層充実させるとともに、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」につなげていきます。全小学校の学校図書館を放課後等に開放するなど、子どもたちの学びの環境のさらなる整備・充実を図ります。

○　学校施設の長寿命化を基本として策定した小・中学校施設の個別施設計画に基づき、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます。

○　近年、未就学児数の増加傾向が続いていることから、特に小学校における普通教室の整備・確保を進めるとともに、再開発の動向や教育環境の変化を注視しながら、児童・生徒の学習や生活の場にふさわしい学校づくりを進めます。

第６　新宿区教育ビジョンに掲げる個別事業の点検及び評価

（１）点検・評価シート（令和７年度分）

<table>
<tr><th colspan="4">点検・評価シートの見方</th></tr>
<tr><td colspan="3">事業目的・事業概要
※教育ビジョン個別事業冊子から抜粋</td><td>各事業の目的や主な内容を記載しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第三次実行計画事業のみ
※教育ビジョン個別事業冊子から抜粋</td><td colspan="2">指標
令和５年度末現況
令和９年度末目標</td><td>各事業の指標に対する令和５年度末における状況及び令和７年度当初時点における令和９年度末の目標を記載しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和７年度の計画
（令和７年度当初時点）</td><td>各事業の令和７年度当初時点における令和７年度の計画を記載しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">令和７年度進捗状況</td><td>(A)</td><td>取組状況、実績
（数値）</td><td>各事業の令和７年度の取組の状況や、実績値等を記載しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(B)</td><td>評価、課題</td><td>(A)欄に対する評価や目標達成に向けた課題等を記載しています。</td></tr>
<tr><td>第三次実行計画事業のみ
令和７年度末の状況</td><td>各事業の計画に対する令和７年度末における状況を記載しています。</td></tr>
<tr><td colspan="3">１年間の達成度</td><td>A：当初の想定または予定していた成果以上の成果をあげた
B：当初の想定または予定していた成果をあげた
C：当初の想定または予定していた成果をあげられなかった</td></tr>
<tr><td colspan="3">改善内容、今後の取組方針</td><td>評価結果や課題等をふまえ、改善内容や今後の取組方針を記載しています。</td></tr>
</table>

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
施策1　確かな学力の向上						
1	**学力調査を活用した個々の学力の向上** 国の調査に加え、小学校2年生から中学校3年生までを対象とした新宿区独自の学力調査（新宿区学力定着度調査）を実施します。教科のねらいや学習内容の定着状況を経年で把握・分析し、調査で明らかになった個々の児童・生徒の課題に沿った振り返り問題をデジタルドリルを活用して取り組ませたり、指導の改善に役立てたりすることにより、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。	教育指導課 各学校	・全小・中学校での新宿区学力定着度調査の実施 中学校3年生（7月） 小学校2年生～中学校2年生（12月） ・分析結果に基づく「学力向上のための重点プラン」の作成・活用（5・10・3月） ・「学力向上のための重点プラン」に示した授業改善策の評価・見直し	・新宿区学力定着度調査の結果を個人票として返却することで、児童・生徒や保護者が学習の定着状況を把握し、目標をもって学習に取り組むことにつながりました。また、調査実施後にデジタルドリルとの連動を図るなど事後指導を行ったことで、個に応じた指導が充実し、個々の児童・生徒の基礎学力の向上につながりました。 ・デジタルドリルを活用した事後指導については、教員対象の事後説明会をオンラインで実施し、個々の定着状況に応じた苦手克服カリキュラムの自動生成、個別ドリルの実施、確認テストでの定着状況の再診断等、事後学習の進め方を全校で共有し、デジタルドリルの特性に対する教員の理解が進みました。従来の指導とデジタルドリルを組み合わせた効果的な指導については、教員によって指導力に差があるため、事例の共有を一層進め、校内OJTや区が主催する研修の内容を工夫し、教員全体の指導力を高めていくことが今後の課題です。 ・各校から提出された「学力向上のための重点プラン」の内容を学期ごとに確認し、各校の課題や状況に応じた指導・助言を行いました。様式に記載されたタブレット端末の活用状況に応じて定期的に指導を行ったことで、各校においてタブレット端末を活用した指導を確実に実施することにつながりました。	B	・令和８年度も学力定着度調査の結果を客観的な資料として有効活用し、児童・生徒の学力の定着状況を適切に把握した上で、デジタルドリルを活用した事後指導と日々の授業における個に応じた指導の充実により、学力の向上につなげていきます。 ・令和８年度も新宿区学力定着度調査の結果を丁寧に分析し、個々の教員の授業における改善点を明確にしていきます。改善策については、「学力向上のための重点プラン」に明記し、保護者や地域にも内容を示していくことで、学校の取組に対する理解を深めるとともに、家庭教育とも連携して児童・生徒の学力の向上につなげていきます。 ・新宿区学力定着度調査については、国の学力調査の動向をふまえ、令和９年度から現在のPBT（Paper-based Testing：冊子を用いた筆記方式の調査）からCBT（Computer-based Testing：コンピュータ使用型調査）への変更を予定しています。令和８年度は、児童・生徒、教員がCBTに円滑に移行できるように、児童・生徒が試行版を体験できる環境を整えるほか、教員に対する説明会を計画的に実施していきます。CBT化により、教員の調査に係る作業や調査後の分析の負担は大きく軽減されると考えています。
2	**学校サポート体制の充実** 学習指導要領に沿った教科指導への対応、また、区学力定着度調査の結果から明らかになった中学校の課題の解決に向けた取組を行うなど、各小・中学校の実情に応じたきめ細かな指導を行うために、学習指導支援員を配置します。 また、スクールスタッフや学校ボランティア等の地域の人材を活用し、学校での取組をサポートします。	教育指導課	・学習指導支援員の配置　：58人 ・児童・生徒・保護者アンケートにおける学校の授業の満足度 ：小学校90.5%、中学校91.2% ・学習指導支援員を対象とした研修の実施（6・10月）	・学習指導支援員は、各校1人を配置した上で、学校の学力向上に向けた計画等に基づいて追加配置し、適切に活用しました。 ・学習指導支援員を対象とした研修会では、講義や演習を通して、主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業づくりの基本について理解を深めることができました。 ・協働学習支援ツールやデジタルドリル等、タブレット端末に搭載されている機能は毎年内容が更新され、機能が進歩している状況であることから、学習指導支援員が授業の中で効果的に活用できるように、研修の内容も毎年見直し、改善を図っていく必要があります。 ・小学校における教科担任制の導入により、学習指導支援員が教科指導を担当する場面も増えているため、個々の専門性に合わせて効果的な指導ができるよう、引き続き教科指導に関する研修内容の充実を図っていく必要があります。	B	・「個別最適な学び」や「協働的な学び」等、今後の学校教育に求められる課題をふまえて各校が教育計画を策定し、学習指導支援員の効果的な活用を図っていきます。 ・国や東京都、区の教育課題をふまえた研修を引き続き実施して学習指導支援員の指導力の向上を図り、新宿区の実態に合わせたサポートをしていきます。 ・令和7年度から小学校では中学年から教科担任制が実施されていることをふまえ、学習指導支援員が教材研究の進め方や効果的な指導方法について学ぶことができるよう校内OJTや事務局主催の研修の充実を図っていきます。
3	**放課後等学習支援** 授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導ができるよう、各校の取組として、放課後等学習支援員（スクールスタッフ）を配置し、基礎学力の定着を図っています。 また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒に対して、家庭でも自ら進んで学習ができるよう、学習意欲がより高まるような声掛けや応用問題等の補助教材を活用した指導をするなど、自学自習のための支援も行っています。 さらに、放課後等学習支援においてもタブレット端末のデジタルドリル教材を活用するなど、個々の状況に応じた支援を進めていきます。	教育支援課 各学校	・全小・中学校で放課後等学習支援を実施 ・学校との連絡調整や他の学習支援員への助言を行うチーフ学習支援員を各校（小学校）に配置 ・延べ参加者数　14,659人（対前年比　2,100人増） 小学校（29校）　7,649人 中学校（10校）　7,010人	・放課後等学習支援を通じ、学校の実情に応じて、基礎的な学習内容が定着していない児童・生徒に対してきめ細かな学習指導を行いました。 また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒には、さらに学習意欲を高める声掛けや応用問題等の補助教材・デジタル教材を活用して自学自習のための支援を行いました。 ・タブレット端末を活用し、放課後等の学習環境を充実させている学校もあり、取組事例を共有するなど、より効果的にタブレット端末の活用が図られるよう取り組んでいく必要があります。	B	各校の実情に応じた放課後等学習支援を充実するため、学校図書館の放課後等開放の利用実態を把握するとともに、各校のタブレット端末の取組事例を共有するなど、より効果的なタブレット端末活用により自学自習や調べ学習等がしやすい環境となるよう、引き続き取り組んでいきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
4	**ICTを活用した教育の充実 <第三次実行計画事業 13>** 新宿区版GIGAスクール構想に基づき整備した児童・生徒1人1台のタブレット端末を、学校の授業や家庭学習で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適な学びや、協働学習による深い学びを実現させます。また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒には、オンラインによる学習指導を行うことで、児童・生徒の学習機会を確保します。 さらに、新宿区版GIGAスクール構想に基づいて学校教育の推進を図るとともに、新宿区学力定着度調査の事後指導とデジタルドリルの連動を図るなど、ICT環境の構築・運用を進めています。 引き続き、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、タブレット端末の機器更新をはじめとするICT環境の管理・運用を適切に進めるとともに、各小・中学校のICT機器やデジタル教材を活用した教育活動の推進を支援します。 **指標** **令和5年度末現況** **【令和9年度末目標】** 各学校が策定したICT活用推進計画において設定した重点目標のうち、「達成した」又は「おおむね達成した」目標が2つ以上の学校の割合 82.5%【90.0%】 「GIGA 端末の利活用についてのアンケート」において、ICT を活用した教育により、授業や家庭学習等に対する理解や意欲が「高まった」と回答した児童・生徒の割合 85.0%【92.0%】 **令和7年度の計画（令和7年度当初時点）** 「新宿区版GIGAスクール構想」に基づく学校教育の推進 ○個別最適な学びの推進 ○協働的な学びの推進 ○学習機会の確保 端末及びソフトウェア等の運用保守 ○学校内ネットワーク環境の再構築 ディスプレイ型電子黒板の運用	教育指導課 各学校	・デジタルドリルや協働学習支援ツールを授業及び家庭学習で活用し、その学習記録の蓄積・管理による児童・生徒への適切な指導アプローチをすることで授業改善を実施しました。 ・各校の優れた実践を定期的に区の共有サイトに掲載しました。 ・学級閉鎖等を実施した際や、登校が困難な児童・生徒を対象としたオンラインによる学習指導を実施しました。 ・令和7年度に更新し運用を開始したタブレット端末を各校の教育活動の中で効果的に活用しました。 ・ディスプレイ型電子黒板は、日常的に授業で活用されており多様な学びの展開や児童・生徒の学習意欲の向上につなげることができました。 ・教室内Wi-Fiアクセスポイント等の学校内ネットワークの機器等を計画的に更新しました。 ・ICT支援員の学校巡回（月4回）による教員へのICT活用のサポートを実施しました。（総支援件数：19,503件、うち授業支援に関する支援件数：4,910件） ・全区立学校において「ICT活用推進計画」を策定しました。 ・各学校が策定したICT活用推進計画において設定した重点目標のうち、「達成した」又は「おおむね達成した」目標が2つ以上の学校の割合 ：95.0% ・児童・生徒を対象としたアンケートにおいて、「ICTを活用した教育により、授業や家庭学習等に対する理解や意欲が高まった」と回答した児童・生徒の割合 ：89.0%	・デジタルドリルの活用により、教員が一人ひとりの反応や学習の記録を確認し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや学習状況に合わせて提供する個別最適な学びを推進することができました。また、協働学習支援ツールの活用により、児童・生徒一人ひとりの考え方を相互に共有するとともに、双方向の意見交換を行い、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びを推進することができました。 ・各校の優れた実践を区の共有サイトに掲載しました。すべての教員が閲覧できる環境を整えたことで、定期的に掲載した新しい実践事例を、教員が自分の授業に取り入れやすくすることができました。 ・授業実践に関する研修のほかにも、生成AIの効果的な活用に向けた教員向けの研修を実施するなど、今後のICT環境の進展を見据えた研修も積極的に行うことができました。 ・やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、オンラインによる学習指導を行うことで、学習機会の確保につなげました。 ・ICT支援員による教員へのICT活用のサポートについては、各学校へ月4回の支援巡回を実施することで、年間19,503件の教員へのICT支援を実施しました。 ・ICT支援員の継続的な支援により、機器の操作方法等の質問は減少し、授業におけるICT活用のためのコミュニケーションの機会や各学校における活用事例紹介や研修等の時間を確保するなど、授業支援に関する支援が増加し、教員のICTを活用した指導力の向上とともに、学校の授業改善を推進することができました。 ・新宿区版GIGAスクール構想は、タブレット端末の授業や家庭学習での活用促進が求められる時期を迎えています。今後は、児童・生徒が主体的にタブレット端末を使いこなし、自分に合った学び方を見つけ、学習を進めることを目指す段階へ移行するため、タブレット端末や他のICT機器の適切な運用が求められます。 ・教室内Wi-Fiアクセスポイント等の学校内ネットワークの機器等を計画的に更新し、安定した通信環境の充実につなげることができました。今後も計画的に機器の更新作業を進めていく必要があります。 ・ICT機器も含め、メディアへの長時間の接触や使用頻度について健康面への配慮が求められます。 **令和7年度末の状況** 「新宿区版GIGAスクール構想」に基づく学校教育の推進 ◎個別最適な学びの推進 ◎協働的な学びの推進 ◎学習機会の確保 端末及びソフトウェア等の運用保守 ◎学校内ネットワーク環境の再構築 教室内Wi-Fiアクセスポイント等の機器更新(令和7年6月～8月) ディスプレイ型電子黒板の運用	B	・児童・生徒がタブレット端末を日常的に活用し、各学校における「個別最適な学び」、「協働的な学び」の一層の充実を促進するとともに、やむを得ず登校できない場合にもオンラインによる学習指導を行い、「学習機会の確保」を継続していきます。 ・優れた実践の共有と蓄積を今後も計画的に進めていきます。 ・生成AI等、学校教育での活用が想定されるテーマを積極的に研修で取り上げ、教職員の情報活用能力の向上を図っていきます。 ・各校のICT活用状況の把握を引き続き進め、学校の課題に即した指導・助言やICT支援員による具体的なサポートを継続していきます。また、引き続きICT支援員と各学校のICT推進リーダーの連携体制の充実を図っていきます。 ・授業でのさらなるICTの活用を促進するため、引き続きICT支援員による支援内容の充実を図り、学校の授業改善の取組を支援していきます。 ・各学校の「校内LANケーブル」を計画的に更新し、より安定した通信環境の実現を目指します。 ・ICT機器の過剰な使用がもたらす負の側面についても学習の中で取り上げていきます。各校でのノーメディアデーの設定について、設定の意図や目的を児童・生徒と家庭に伝え、適切な使用について各家庭が考える機会となるようにしていきます。
5	**主体的・対話的で深い学びの実現** すべての教科等の学習活動で、主体的・対話的で深い学びを意識した指導を推進し、学習を通して社会で生きて働く知識や技能、多様な考えを理解し形成する思考力・判断力・表現力等や、自ら学ぶ態度や人間性等の資質・能力を育成します。 夏季集中研修会や各種職層研修等、区が主催する研修会の実施により、主体的・対話的で深い学びの趣旨や実践の工夫を区内の全教職員へ普及・啓発していきます。また、教員が実践を通して学び合い、優れた授業のイメージを共有し、授業改善への意欲を高めることができるよう、各区立学校の校内研究会やOJTの充実を図ります。	教育指導課 各学校	・採用1年目から4年目までの若手教員を対象とした研修において、「主体的・対話的で深い学び」の視点を意識した学習指導に関する研修を計画的に実施（1年次…6・10・12月、2年次…5・7・1月、夏季研…7月、3年次…7・10月） ・児童・生徒・保護者アンケートにおける学校の授業の満足度 ：小学校90.5%、中学校91.2%（No.2「学校サポート体制の充実」再掲）	・タブレット端末の導入期から継続して学習指導に関する研修を行ってきたことで、教科等の指導の中でタブレット端末の効果的な活用場面を見極め、従来の指導と上手く組み合わせて実践を行う教員が増えてきました。今後も、質の高い授業の実現のために必要な単元構成や指導の工夫を押さえた上で、タブレット端末の活用を効果的に授業に位置付けられるよう研修内容を工夫していく必要があります。 ・研修を通して、自己の実践を振り返ったり、他者の実践の良さに気付いたりするなど、若手教員が個々の実践を省察し、授業改善に向けた具体策を考えることにつながりました。今後も、各校の校内OJTや区が主催する研修において、教員の課題意識を適切に把握し、研修内容の改善・充実につなげていく必要があります。	B	・新宿区版GIGAスクール構想に基づき整備した児童・生徒1人1台タブレット端末の活用は、導入期から充実期に移行していることをふまえ、児童・生徒の主体的な活用の場面を増やし、ICTの利点を最大限に生かした「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めていきます。 ・小学校における教科担任制の実施、「個別最適な学び」や「協働的な学び」、次期学習指導要領の改訂の方向性等、今後の教育に求められる内容を十分に見極めて教員研修のテーマを設定し、時代の変化に対応した柔軟な研修体制を整え、教員の指導力の向上につなげていきます。
6	**外国人英語教育指導員を活用した英語教育の推進** 小学校における英語教育では、低学年から英語に対する興味・関心を高め、身近な言語として感じ、また英語を活用して積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。 このことから、外国人英語教育指導員を活用した質の高い授業を全学年で実施することにより、英語教育の充実を図るとともに、中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。 また、地域にある多様な社会的資源との連携を図るなど地域の協力を得ることで、国際社会や異文化への理解を深めながら、英語教育の充実に取り組んでいきます。	教育支援課	・外国人英語教育指導員（以下「ALT」）の全校配置 小学校1・2年生（年間10時間） 小学校3～6年生（年間35時間） 中学校1～3年生（年間70時間） 特別支援学校（14日/年 配置）	・区立小中学校の全学年にALTを配置し、多様な言語活動を取り入れた授業を行ったことで、言語や文化について児童・生徒が体験的に学ぶことができ、英語教育の推進を図ることができました。 ・英語教育アドバイザーを全小中学校に派遣し、ALTの効果的な活用方法等について、授業観察をふまえた指導・助言を行うことで、教育内容の充実を図りました。以上のことから計画どおりと評価します。	B	・引き続き、区立小中学校の全学年にALTを配置し、英語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができる能力の素地・基礎を育みます。 ・引き続き、英語教育アドバイザーを各校へ派遣し、ALTの効果的活用や指導方法に関する指導・助言を行うことで、英語教育の推進を図っていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
7	**英検チャレンジ** 生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするため、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学校2年生を対象として、英検受験にかかる費用について補助します。 合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力の向上を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。	教育支援課	・英検の受験機会（検定料の補助）の提供 区立中学校2年生：223名 区立中学校3年生：212名 ・合格に向けた、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力の向上を重視した指導を実施	・中学校2年生と2年時に受験せず3年生で受験を希望したすべての生徒を対象に検定料の補助を行いました。検定の機会を設定することで、目標をもって英語学習に取り組むことができました。 ・「英語教育実施状況調査（文部科学省調査）において、中学校3年生で英検3級程度以上の生徒の割合」は66.4%となり、令和７年度の目標値（60%）を達成しました。以上のことから計画どおりと評価します。	B	今後も、身近な英語を理解し、使用することが求められる英検3級相当以上の英語力が身に付けられるよう、受験の勧奨を推進していきます。
8	**サイエンス・プログラムの推進** 児童・生徒の理科（自然の事物・現象）に対する興味・関心を高めるとともに、教員の指導力の向上を図るため、理科教育に優れた経験や技術を持つ人材の派遣や、理科実験教室、理科実験名人の特別授業等、さまざまなプログラムを推進します。 小学校では、観察・実験等の授業支援のため観察・実験アシスタントを配置するとともに、専門性の高い人材を理科実験名人として派遣し、特別なプログラムによる理科実験授業を行います。 中学校では、科学の力が日常生活にいかに役立てられているかを学ぶため、大学と連携し先端技術を活用した授業を実施します。 また、教育センターでは、希望者を対象としてさまざまな分野の実験・観察やプログラミング学習を行う理科実験教室を実施します。	教育支援課	・観察・実験アシスタントを配置（小学校8校） ・全区立小学校に理科実験名人を派遣（年間65回） ・早稲田大学との連携による、新宿版サイエンス・パートナーシップ・プログラム（SPP）を実施（全中学校2年生全学級） ・理科実験教室の開催（年間11回、参加児童・生徒：小学生24名　中学生19名）	・観察・実験アシスタントや理科実験名人を活用した授業を行うことで、児童の理科に対する興味・関心が高まりました。 ・理科実験教室やSPPにより、先端技術を活用した学習を行うことで、児童・生徒の科学に対する関心や意欲の向上につながりました。 ・理科実験教室の一環として、教育センター以外の会場である科学技術館で開催された「青少年のための科学の祭典」にも参加することができ、児童・生徒の理科に対する興味・関心を高めることができました。 ・学力定着度調査において、中学校の理科が2年生を除き全国平均を下回る結果となっており、理科教育の魅力を伝える取組を引き続き行うことが必要です。	B	・引き続き、小学校に理科の専門性の高い人材を観察・実験アシスタントや理科実験名人として派遣し、安全な観察・実験や、児童の関心・意欲を高める授業支援を行います。 ・生徒の科学に対する関心や意欲の向上、理解を深めるため、全区立中学校におけるSPPを継続していきます。 ・理科実験教室については、より多くの児童・生徒が興味・関心をもち、学習意欲を高められるよう、内容の充実を図ります。また、参加者の増加につながるよう周知の工夫を図っていきます。
9	**環境教育の推進** 環境の保全についての理解や自然環境の保全に寄与する態度を育成するため、学校施設においてみどりのカーテンやビオトープ、太陽光発電システム等を整備します。 学校においては、児童・生徒に身近な地域の自然環境を活用した栽培や飼育、調査活動等を通して環境学習の取組を推進します。また、こうした学校での環境学習を広く発信するため、小学校においては、地域の方を講師として招聘して学習したことや、環境について学んできたことをまとめ、オンライン等を活用して環境学習発表会を実施し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた学校における環境教育の取組を推進していきます。さらに、全小中学校において、各教科や「特別の教科　道徳」、総合的な学習の時間等で「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念の理解と、学校や地域の実態に応じた学習を展開します。	教育支援課 学校運営課	・「みどりのカーテン」に必要なゴーヤ苗やその他肥料等を区立小・中・特別支援学校39校へ配付しました。 ・環境学習発表会の実施 令和7年度実施対象校：小学校６校 2校ずつのグループで、令和８年1月27日、1月30日、2月3日に発表会を実施	・配付したゴーヤ苗等の活用や、太陽光エネルギーについての授業等を通して、全校において環境教育を推進しました。 ・各校において環境に関する学習に取り組むほか、環境学習発表会については、令和7年度の実施対象校が、2校ずつに分かれてグループを組み、２組は対面で、１組はオンラインを活用した発表を行いました。外濠環境学習「水の都東京をよみがえらせる」等、各校でテーマを設定して調べたり、ゲストティーチャーを招いて学んだりしたことをまとめ、相互に発表し合うことによって学びを深め、効果的に環境教育を推進することができました。以上のことから計画どおりと評価します。	B	・環境教育の推進に寄与できるよう、ゴーヤ苗等を各校に継続して配付していきます。 ・引き続き、全小学校29校が5年に1回環境学習発表会を行うことを通して、環境教育を推進していきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
施策2　豊かな心と健やかな体づくり						
10	**人権教育の推進** 人権教育は、子どもたちが人権尊重の意義や内容を正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが重要です。 そのために、各区立学校で、学校の教育活動全体を通じた計画的な人権教育を推進していきます。区では人権尊重教育推進校を指定し、学校で人権教育を効果的に展開するための取組について研究し、研究発表等を通して成果を各校で共有します。また、人権教育に関する優れた実践を毎年リーフレットにまとめて区内の全教職員へ配付し、実践の普及・啓発を図ります。	教育指導課 各学校	・人権教育推進委員会の実施　：年間3回 ・人権教育の理解・啓発を図るための人権尊重教育推進委員会だより（リーフレット）の作成、全校への配付 ・人権尊重教育推進校の指定：1園2校（淀橋第四幼稚園、柏木小学校、落合第二中学校） ・令和7年度全国中学校人権作文コンテスト東京都大会作品提出（中学校3校）、人権メッセージ発表（小学校1校）、人権の花運動（小学校3校）を各校で実施 ・全教員を対象としたアンケートにおいて、「人権課題（LGBTや障害者等）に配慮して児童・生徒に接している」と回答した教員の割合　：97.8%	・人権尊重教育推進委員会だより（リーフレット）を作成し、幼稚園、小・中学校の実践事例や教職員の人権感覚向上のための取組を紹介し、全校で成果を共有しました。 ・令和7年度は、人権課題「子供」をリーフレットのテーマに取り上げました。今後も、多様にある人権課題の中から、区の特徴や児童・生徒の実態をふまえて適切なテーマを選択し、リーフレットを通して全教員と共有していく必要があります。	B	・引き続き、新宿区の地域特性や幼児・児童・生徒の実態及び社会状況に応じた人権課題を取り上げ、各校・園の実践を人権尊重教育推進委員会だよりに掲載し、全区立幼稚園及び小・中学校に周知していきます。 ・人権尊重教育推進校における、教員の人権感覚の高まりや園児・児童・生徒の人権意識の向上を図る取組の成果について、より積極的に区立幼稚園及び小・中学校に発信していきます。
11	**道徳教育の充実** 「特別の教科　道徳」（以下「道徳科」という。）の時間を中心に、学校の教育活動全体を通して道徳教育を展開します。児童・生徒が自己を見つめ、他者との対話や協働を通して物事を多面的・多角的に考えて自己の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育むことができるよう、発達段階に即した指導内容の重点化や体験活動の充実を図るとともに、道徳教育推進教師を中心に全教員が協力して道徳教育を行う体制を推進します。 また、道徳授業地区公開講座を実施し、学校、家庭及び地域社会が連携して道徳教育の充実に取り組んでいきます。 さらに、道徳科の学習指導の工夫・改善のために道徳教育に関する教員研修会等を実施し、各区立学校の道徳教育の充実を図ります。	教育指導課 各学校	・各校において、道徳教育推進教師を中心に全教員が協力して道徳教育を推進 ・全区立学校で道徳授業地区公開講座の授業公開や意見交換会を実施（小学校29校、中学校10校、特別支援学校1校）	・道徳授業地区公開講座については、各校で授業公開や意見交換会を実施し、学校が家庭や地域社会と道徳教育について考える機会となりました。 ・引き続き、児童・生徒や家庭、地域社会の実態をふまえたテーマを考え、道徳授業地区公開講座の内容を充実させていく必要があります。	B	多くの保護者や地域の人々が学校の道徳教育に関心をもち、学校と連携して道徳教育を進めていくことができるよう、道徳授業地区公開講座のテーマや実施方法等を引き続き工夫していきます。
12	**平和教育の推進** **＜第三次実行計画事業 57「平和啓発事業の推進」を含む＞** 児童・生徒が平和の尊さを実感的に捉え、平和な社会を築こうとする意欲や態度を育むため、各教科や道徳科、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して平和教育を推進します。 また、「平和のポスター展」の作品づくりや、戦争体験者DVDの活用等を通して、平和や命の尊さを考える取組を行います。 **指標** **令和5年度末現況** **【令和9年度末目標】** 平和啓発事業への参加者数 500人／年 【500人／年】 区政モニターアンケートにおいて平和について「大切だと考える」と回答した区民の割合 ―【95%】 **令和7年度の計画（令和7年度当初時点）** 平和のポスター展の開催	教育支援課	・平和のポスター展を実施 【応募点数】 小学校（29校）　1,569点 中学校（10校）・特別支援学校（1校）　400点 ・平和のポスター作品応募者アンケートにおいて、「平和意識が向上した」と回答した児童・生徒の割合　96.9%	・平和のポスター展では、新宿区立小・中学校・特別支援学校から応募のあった1,969点のうち、最優秀賞・優秀賞・優良賞（58点）を区役所本庁舎で展示しました。また、各特別出張所で地域の学校の最優秀賞・優秀賞・優良賞作品を展示しました。ポスター作成を通して平和教育の啓発・普及を図ることができました。 ・「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和に関する認識を深めるための啓発普及活動を推進することができたことから、計画どおりと評価します。 **令和7年度末の状況** 平和のポスター展の開催（応募総数1,969点） ※平和都市宣言40周年記念事業「平和のつどい」において、平和のポスター展優秀作品（レプリカ）を掲出	B	戦争の体験者が減っている現在、本区の児童・生徒が平和に関する意識を高めることができるよう、引き続き平和のポスター展の取組等を進めていきます。
13	**障害者理解教育の推進** 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。その際、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる区独自の教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。また、新宿区手話言語条例と関連した取組や新宿区社会福祉協議会と連携した交流活動の充実を図ることで、障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、聴覚障害やその他の多様な障害に対する児童・生徒の理解についても深めていきます。	教育指導課 各学校	・スポーツ体験を中心とする障害者スポーツ体験事業の実施（40校。ブラインドサッカー、ゴールボール、ボッチャ、座位バレーボール、車いすバスケットボールから選択） ・障害者理解教育推進教材を全校に配布し、事前・事後学習等で活用（40校） ・児童・生徒のアンケートにおいて、「障害のある方々への理解が深まった」と回答した割合　：96.6% ・障害者スポーツ体験実施後の学校アンケートにおいて、「児童・生徒は、学習によって障害者スポーツや障害に対する関心が高まった」と回答した割合　：100% ・新宿区社会福祉協議会と連携した教育活動（幼稚園4園、小学校16校） ・区立学校・園による東京2025デフリンピックの競技観戦（幼稚園、小学校13校、中学校3校　11月）	・令和7年度についても、各校が計画通り体験活動と事前・事後学習を行うことができ、児童・生徒の障害に対する理解を深めることにつながりました。 ・今後も東京2020大会後のレガシーとして、共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。 ・障害者理解教育推進教材については、各校で計画的に活用されました。令和6年度から掲載している聴覚障害やデフリンピックの内容をもとに、全校で聴覚障害やデフリンピックに関する学習が行われ、11月に多くの学校・園が実際にデフリンピックを観戦し、聴覚障害への理解を深める機会となりました。 ・一部の幼稚園及び学校では、新宿区社会福祉協議会との連携により、障害者スポーツ体験以外の体験活動を実施し、さまざまな障害があることや人々が障害と向き合い前向きに生活していることを学びました。令和7年度も、新宿区手話言語条例と関係した取組の充実を図り、新宿区聴覚障害者協会や新宿区手話サークルの講師を学校に派遣し、体験活動や交流の充実を図ることができました。	B	・東京2020大会のレガシーとして、障害者スポーツ団体や新宿区社会福祉協議会等と連携しながら、障害者スポーツ体験を軸とした障害者理解教育を推進していきます。 ・令和8年度に配付する障害者理解教育推進教材に東京2025デフリンピックを観戦した区立学校・園の子どもたちの様子を掲載し、学習を通して児童・生徒の聴覚障害への理解や関心を一層深めることができるようにしていきます。 ・引き続き、新宿区社会福祉協議会と強固に連携し、デフリンピックを契機とした聴覚障害者に関する学びや新宿区手話言語条例と関係した取組の充実を図っていきます。 また、新宿区社会福祉協議会を通じて、新宿区聴覚障害者協会や新宿区手話サークル等との連携を強化し、各校での交流活動の一層の充実につなげていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
14	**主権者教育等の推進** 選挙年齢の引き下げをふまえ、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の一員として主体的に担う力を、発達段階に応じて養っていきます。また、小・中学生向けに配付している「新宿区自治基本条例パンフレット」等を活用して、児童・生徒に対し自治意識の基礎を育むことができるようにしていきます。 このほか、法の基礎にある理念や原則を学ぶ「法教育」や納税のしくみを学ぶ「租税教育」をはじめ、「年金教育」「金銭・金融教育」「消費者教育」等の実社会につながる学習を各小・中学校の年間指導計画に位置付け、関係機関と連携を図りながら実施します。	教育指導課 各学校	・全区立学校に「新宿区自治基本条例パンフレット」を配付して活用を促し、児童・生徒の自治意識の基礎を育むことができるようにしました。 ・選挙管理委員会と連携した体験事業を実施し、選挙や投票に関する知識等を体験的に学ぶ機会を設けました。（小学校15校、中学校9校　中学校は生徒会選挙支援） ・小・中学校の特別活動や中学校の社会科公民的分野では、身近な課題を基に、よりよい生活のためにルールや決まりを設定することの重要性を学ぶ実践を行いました。 ・全区立学校において、租税教育や消費者教育等と関連した内容を年間指導計画に位置付け、計画的に指導を進めました。	・教科書の内容に合わせて、新宿区が配付している「新宿区自治基本条例パンフレット」や「消費者教育用教材」を活用することで、主権者としての基礎的な知識の理解や社会の一員としての意識の醸成につながりました。 ・選挙管理委員会と連携した体験授業等、関係機関と連携した多様な教育活動を取り入れ、体験的な学びの充実につながりました。	B	・引き続き、「新宿区自治基本条例パンフレット」等の区が作成した教材の活用や関係機関と連携した教育活動について、優れた取組を全校で共有し、主権者教育の充実につなげていきます。 ・消費者教育については、消費者被害を防ぐための基礎知識や持続可能性を考えた「エシカル消費」等、子どもたちの生活と関連の深い内容を取り上げ、小・中学校の社会科や家庭科においてさらに充実させていきます。 ・その他、租税教育等の実社会につながる学習を、引き続き年間指導計画に位置付けて実施していきます。
15	**キャリア教育の推進** 児童・生徒が、自らの職業や進路、生き方について考え、目標を持って自立的に生活できるよう、特別活動の時間を中心に各教科等における学習を通じてキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成を図ります。 小学校では、将来の生活や社会、職業等との関連を児童が意識できるよう、「職場見学」や社会人講話、地域とかかわる活動等を行います。中学校では、勤労の尊さや生産の喜びを感じ、自己の能力や興味・関心等についての理解を深める活動として、中学校2年生を対象に「職場体験」活動を実施するとともに、さまざまな取組を通して、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導や援助を行います。 小学校の「職場見学」や、中学校の「職場体験」については、スクール・コーディネーターや地域協働学校運営協議会が中心となって受け入れ事業所との調整を行い、効果的に実施するとともに、児童・生徒と地域との結び付きを強めています。今後も、地域協働学校の取組等を活用して、地域によるさまざまなキャリア教育を支援し、地域の活性化を図るとともに、キャリア教育の充実を図っていきます。	教育支援課 各学校	・中学校における職場体験及び小学校における職場見学の実施 中学校全校で職場体験を実施 各小学校は各校において職場見学を実施	・令和7年度は、中学校全校で3日間の職場体験を実施することができました。 ・職場見学を行った小学校では、地域協働学校委員が中心となり、講師を招いて、児童が講師から直接話を聞いたり、交流したりするなど、工夫してキャリア教育を推進しました。 ・地域社会とのかかわりを深め、主体的に取り組む態度を育てる活動に取り組んでいる小学校では、菓子製造業や鉄道業、保険業の方等にゲストティーチャーを依頼し、職業学習を行っています。地域の人とかかわることで地域の方々の温かさに触れ、自分の生き方について学ぶことができました。このことから、地域の活性化を図るとともに、キャリア教育の充実を図ることができたものと評価します。	B	引き続き、新宿区商店会連合会、各校の地域協働学校運営協議会等の協力を得ながら、児童・生徒が地域との結びつきを深め、多様な経験ができるよう、受け入れ事業所との調整を行います。事業実施を通し、地域の活性化を図るとともに、児童・生徒のキャリア教育を推進していきます。
16	**国際理解教育及び英語教育の推進** 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、多様な文化を尊重できる態度を育むため、留学生や地域の外国人等との交流を通じて外国の文化に親しむ機会を設定するなど、グローバルな関心を育む教育活動を支援し、国際理解教育を推進します。 また、児童・生徒が英語だけの環境に身を置き、ネイティブスピーカーである講師との交流やプログラムでの体験を通して自然な形で英語に触れ、親しむことで、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、グローバルな関心を育みます。	教育支援課 各学校	・国際理解教育 総合的な学習の時間に、海外経験のあるシニアボランティアや留学生との交流を行うことで、児童・生徒の国際理解教育の推進に寄与する授業を実施しました。 延べ34時間（3校　9か国の生活や文化の説明） （No.58　「外国籍の子どもや保護者への教育支援等」総合的な学習の時間における国際理解教育支援　再掲） ・英語キャンプの実施 女神湖高原学園　（2泊3日） ①第1回：令和7年7月31日～8月2日（98名 小50名・中48名） ②第2回：令和7年8月4日～6日（115名 小65名・中50名） 事業に参加した児童・生徒へのアンケートにより、英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合：85.0% ③リフレクションセミナー：令和7年8月30日（第1回49名、第2回59名）	・国際理解教育 総合的な学習の時間における国際理解教育支援では、活用した学校において充実した授業を実施することができ、授業協力ができたと評価します。 ・英語キャンプの実施 令和7年度より小学生・中学生の合同で実施し、児童・生徒が協力し合って2泊3日を過ごしました。英語活動においては互いに刺激となり、意欲的な活動を行うことができました。 アンケートでは、約9割が英語キャンプを通じ、英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答しており、効果的な外国語によるコミュニケーション能力向上とともにグローバルな関心を育むことができたと評価します。	B	・国際理解教育について、引き続き、学校の実情に応じて、授業支援を行っていきます。 ・英語キャンプについて、令和8年度も宿泊型の英語キャンプを実施します。 英語学習や国際理解教育に対する興味関心を一層高め、より魅力的なプログラムとなるよう運営事業者と協議しながら内容の充実に努めていきます。 ・今後も、東京2020大会のレガシーとなる取組として、児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、英語によるさまざまな国の外国人とのコミュニケーションを通じて、国際理解教育の推進を図るため、各事業を実施していきます。
17	**伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実** 日本や地域の伝統文化や芸術に親しみ、郷土である新宿への愛着や伝統文化の継承・地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むとともに、豊かな情操を培うため、伝統文化や芸術等を学ぶ機会の充実を図ります。 伝統文化理解教育については、小学校で日本の伝統文化の体験教室（日本舞踊・落語・和妻・能楽［狂言］）を実施するとともに、中学校では、新宿区の地場産業である染色業の学習や、和楽器演奏体験等を実施します。 さらに、芸術等を学ぶ機会として、区内美術館を活用した美術鑑賞教室や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。 こうした児童・生徒が伝統文化や芸術等を学ぶ多様な機会を継続していくことで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして残していけるようにしていきます。	教育支援課 各学校	・伝統文化体験教室の実施（小学校29校） 日本舞踊・落語・和妻・能楽（狂言）から1つを実施 ・染色業の学習（中学校10校） 染色業に関する講演や体験 ・和楽器体験（中学校10校） 箏・三味線等 ・年度によって内容を変更して、教員研修を実施しています。 令和7年度は能楽についての教員研修を7月22日に実施しました。	・児童・生徒のアンケート結果では、「伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合」（「とても感じた」の割合）は77.3%、肯定的な回答は99.4%でした。 ・児童・生徒からは、「インターネットやSNSなどより、実際に聞いて見て考えて楽しむ、そんな素敵な世界を作りあげている落語が素晴らしいと思ったし、もっと知ってほしい。」「6年生の思い出として皆で着物を着れたことが嬉しかった。」「江戸時代から今日まで日本の伝統文化が続いていることが心に残った。」といった感想が寄せられ、目標の達成に向けて成果を上げることができました。 以上のことから計画どおりと評価します。	B	・伝統芸能の専門家や区内で染色業に携わる職人の方による授業を実施することで、児童・生徒が体験的に伝統文化に触れる機会を提供し、郷土新宿への愛着や伝統文化の理解につながる取組を引き続き全校で行っていきます。 ・今後も、東京2020大会のレガシーとなる取組として、児童・生徒が新宿区に伝わる伝統や文化を学ぶことのできる機会を提供していきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
18	**幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実** 友人との良好な関係や集団への積極的なかかわりを生み出すために必要な資質や能力を育成するため、幼稚園・保育園・子ども園の幼児と小学校の児童との交流や異学年交流、特別な支援を必要とする児童・生徒との交流及び共同学習等の活動を充実します。	教育指導課 教育支援課 各学校	・保幼小連携教育の実施（全小学校） ・異学年交流の実施（全小・中学校） ・異文化理解や共生の態度を育む国際理解教育の実施 （全小・中学校） ・特別な支援を要する児童・生徒との交流　副籍の状況 小学校（27校）：108名 中学校（10校）：52名 ・通常の学級と特別支援学級における校内での交流の実施 小学校：6校 中学校：3校 ・新宿養護学校と鶴巻小学校・西新宿小学校・四谷中学校・西新宿中学校での交流の実施 （No.60　「副籍交流」「交流及び共同学習」再掲）	・保幼小連携教育の推進として、全小学校と区立幼稚園で保・幼・子・小合同会議等を実施しました。就学前教育と幼稚園・小学校の円滑な接続についての理解を深めると同時に、教員間の連携が図られました。 ・特別な支援を要する児童・生徒との交流については、児童・生徒の実態に応じて、都立及び区立の特別支援学校との直接交流及び間接交流を行いました。副籍交流により、地域の学校の情報を得ることができたほか、多様性を活かした学びを促進することができました。 ・通常の学級と特別支援学級間での交流については、児童・生徒の実態に応じて、学校行事やクラブ活動等において実施しました。 ・新宿養護学校では鶴巻小学校・西新宿小学校・四谷中学校・西新宿中学校との交流を行いました。 以上のことから計画どおりと評価します。	B	・幼児・児童・生徒間の交流活動については、幼児と児童との交流活動や縦割り活動等を通して、異年齢の子どもたちが互いに協力・協働する互恵的な活動を実施していきます。 ・特別な支援を要する児童・生徒との交流については、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことができるよう、必要に応じてICTを活用したコミュニケーション等の工夫を行いながら、副籍交流等を実施していきます。
19	**児童会・生徒会活動の充実** 異年齢の児童・生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図る児童会・生徒会活動を通して、合意形成を図ったり、意思決定をしたり、人間関係をよりよく形成したりすることができる思考力・判断力・表現力や、多様な他者と互いのよさを活かして協働し、よりよい学校生活をつくろうとする態度等の資質・能力を育成します。	教育支援課 各学校	・生徒会役員交流会の実施（全中学校・新宿養護学校の生徒会役員11校・ハイブリッド型での実施※新宿養護のみオンライン参加） ・生徒会役員交流会の記録を作成し、1人1台タブレット端末を活用して、全生徒が閲覧可能な格納場所に保存	・令和7年度の生徒会役員交流会では、「自ら考え行動し、学校の輝く未来を築く生徒会」を全体テーマとして、各校の生徒会の特色や取組について紹介し合った後、4つのグループに分かれ、各々のテーマについて協議しました。 ・全員で意見交換することにより役員同士の交流を深め、各校でより良い生徒会活動を行おうという意欲を高めることができました。 以上のことから計画どおりと評価します。	B	異年齢の生徒同士での協力や、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けた生徒の自主的、自発的な取組等、生徒会活動の目標を達成するため、引き続き生徒会役員交流会の実施により、生徒会活動を支援していきます。
20	**体験的な活動の推進** 人や物と実際に触れ合ったり、社会と直にかかわったりする体験を通して、子どもの豊かな人間性や社会性、自ら学び考える力等、生きる力の基盤を育みます。職場体験、社会奉仕体験、交流体験、文化体験等のさまざまな体験活動を各区立学校で教育課程に位置付け、計画的に推進します。 また、合唱や演奏、英語による体験活動、環境に関する学習発表等、児童・生徒が保護者や地域の方へ学習の成果を発表したり、多様な他者と協働したりする機会を支援するとともに、各区立学校の進んだ事例を共有し、工夫・改善につなげます。	教育指導課 教育支援課 各学校	【体験的な活動の実施】 ・小学校音楽鑑賞教室（新宿文化センター） ・中学校音楽鑑賞教室（新宿文化センター） ・劇団四季によるこころの劇場（練馬文化センター） ※新宿文化センター改修工事のため開催場所を変更して実施 ・小学校演劇鑑賞教室（新宿文化センター） ・小学校音楽の集い（四谷区民ホール） ・中学校生徒演奏発表会（新宿文化センター） ・英語学芸発表会（四谷区民ホール） ・小・中学校移動教室	・新宿文化センター改修工事に伴い、開催場所や開催時期を一部変更しながら、各種体験活動を実施しました。学校代表や各部会の委員の協力により、円滑に行うことができ、学校外での体験や交流を通して、他者とのかかわりや学びを深めることができました。 ・小学校演劇鑑賞教室については、第6学年で実施している「こころの劇場」との事業目的・取組内容の重複や、授業時数の確保の面から、組み方について検討を行い、令和８年度については希望制で実施する予定です。 以上のことから計画どおりと評価します。	B	・文化体験や児童・生徒間の交流等、効果的な体験活動ができるさまざまな発表会や、自然との触れ合いや集団生活を体験できる移動教室等を継続して実施していきます。 ・小学校演劇鑑賞教室については、小学校の校長会との意見交換を行い、学校が取り組みやすい方法について引き続き検討していきます。
21	**移動教室等における自然体験活動の実施** 児童・生徒の情操の育成、心身の鍛錬、集団生活体験による社会性の育成等を目的として、移動教室等での自然や文化等に親しむ体験活動を実施します。 小学校6年生の移動教室では、日光・館山・伊那・河口湖で地域の特性を活かした生活や文化・社会活動を中心とした体験学習を行い、中学校及び小学校5年生の移動教室では女神湖高原学園を活用した自然体験・野外活動等を中心とした体験学習を実施します。 また、小・中学校特別支援学級合同移動教室では、自然の中での宿泊体験を通し、他校の友達との交流も深めます。	教育支援課	・小学校移動教室（5年生） 女神湖高原学園（29校）：1,657名 ・小学校移動教室（6年生） 館山（5校）：192名 日光（9校）：549名 伊那（4校）：177名 河口湖（11校）：688名 ・中学校移動教室（10校） 女神湖高原学園（1年生）：885名 女神湖高原学園（2年生・スキー）：847名 女神湖高原学園（チャレンジクラス）：5名 ・小学校特別支援学級合同移動教室（5校合同） 河口湖（4年生～6年生）：72名 ・中学校特別支援学級合同移動教室（3校合同） 女神湖高原学園（1年生～3年生）：53名	・全学校において事故もなく移動教室を実施し、体験活動等を通して児童・生徒の情操の育成や心身の鍛錬、社会性の育成につなげることができました。 ・日光については、これまで利用していた宿泊施設が令和6年度をもって廃止となったため、新たに4か所の宿泊施設を確保し、事前調整を綿密に行うことで無事に実施することができました。 ・宿泊施設の規模により受入人数に制限がかかるため、各校の児童数の増加する場合は、次年度の宿泊先を変更する必要があります。	B	・今後も、宿泊行事を安全に実施できるよう取り組んでいきます。 ・6年生の移動教室については、民間施設での実施のため、次年度分の施設の確保及び各校との調整を7月に実施します。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
22	**部活動運営支援事業** 「新宿区立学校における部活動ガイドライン」をふまえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支援します。 また、令和5年度から、部活動指導員の配置業務の一部を専門事業者に委託し、より一層、質の高い部活動環境を目指すとともに、教員の働き方改革を推進します。	教育支援課	・部活動指導員の配置 部活動指導員の配置業務の一部を運営事業者に委託し、令和7年度は、69部活動に部活動指導員を配置しました。（令和６年度65部活） 部活動指導員（会計年度任用職員）：3人（運動部２、ゆる部活１） 部活動指導員（委託）：66部活動（運動部46、文化部20） 部活動指導員（委託）配置校数：小学校15校、中学校10校 【部活動指導員導入後のアンケート結果】 ・部活動指導員を入れたことで部活動の質や参加意欲が上昇したと感じた児童・生徒の割合　93% ・校務に充てる時間や休暇をとる機会が増えた、または部活動の負担が減少したと感じた教員の割合　91% ・部活動支援研修の実施 11月13日（木）参加者25人 ・地域部活動に関する調査・検討 学校部活動の地域移行へ向けた検討と日頃運動習慣がない子どもの運動機会の提供を目的に、学校の管理下から離れた運動の機会の提供「ゆる部活」を地域展開の試行的取組として実施しました。 実施場所　西新宿中学校　武道場 実施内容　ダンス、軽運動（ボッチャ・風船バレー等） 実施回数　ダンス：8回、軽運動：4回 登録人数　ダンス：10名、軽運動：9名 ・学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画の策定 国が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、都が策定した「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」の方針をふまえ、学校部活動の地域連携・地域展開の改革推進期間（令和8～10年度）における区の取組について「地域部活動検討部会」（教員の勤務環境の改善・働き方改革PT内検討組織）を開催し、「新宿区学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画」を作成しました。	・部活動指導員の一部委託化を実施し、学校需要に応じた部活動等を支援することができました。児童・生徒、教員を対象にアンケートを実施し、９割を超える肯定的な回答があったことから、部活動指導員の配置が部活動の質の向上及び教員の負担軽減につながったものと評価します。 ・令和８年度～10年度までの「新宿区学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画」について実施方法等を検討する必要があります。	B	・委託による部活動指導員の成果や運営事業者の履行状況の検証を行うため、事業者との定期的な協議や各校への巡回指導等を通じて、適切な指導体制を確保します。 ・今後も学校が求める人材を継続的に確保し、魅力ある学校づくり、教員の働き方改革の推進に寄与していきます。 ・令和8年度から10年度までの「新宿区学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画」の実現に向け国や都、また先進自治体の取組を注視しながら、地域部活動検討部会（教員の勤務環境の改善・働き方改革PT内検討組織）と意見交換を行っていきます。
23	**スポーツへの関心と体力の向上** 児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小・中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します。（中学校では走り方教室として「スピードアップアカデミー」を中学校版「スポーツギネス新宿」に位置付けています） 記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。 また、就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。	教育指導課	・「スポーツギネス新宿」を全小・中学校で実施 ・小学校では、成績優秀者を各校で表彰（3月） ・中学校では、時間内での跳躍回数を競うスピード競技と音楽に合わせてダブルダッチを用いたダンスを行うパフォーマンス競技で構成するダブルダッチチャレンジを実施 ・令和7年度から中学校では、走り方教室として「スピードアップアカデミー」を2年生を対象に実施（1学期） ・小・中学校の体力テストと幼稚園を対象とした区独自の体力テストを実施（全幼稚園、全小・中学校） ・体力向上推進委員会が中心となり、小学校体育科における「体育指導リーフレット」を作成し、配付（3月、全小・中学校）	・小学校の「スポーツギネス新宿」は、教員から現在の子どもたちの実態や指導している教員の課題意識を基に実施種目の改善を進めたいと意見が出ているため、令和8年度の体力向上推進委員会において種目の改善に向けた協議を行い、令和9年度から内容を更新できるよう準備を進めていく必要があります。 ・中学校の「スポーツギネス新宿」は、令和7年度から2年生を対象に導入した「スピードアップアカデミー」によって、体力調査における対象学年の「走力」が東京都平均を上回る結果となったほか、8割を超える教員・生徒が活動に対して肯定的な評価をし、取組の成果を確認することができました。「スピードアップアカデミー」については、今後も体力向上推進委員会の中で保健体育科の教員の意見を聞きながら、効果的な実施方法について検討していく必要があります。 ・幼稚園や小・中学校では、体力テストの結果を分析し、各校・園の課題に応じて計画的に体力向上の取組を進めました。 ・「体育指導リーフレット」では、令和7年度は「投げること」に焦点を当て、効果的な実践をリーフレットにまとめ、各校における体育指導の充実につなげました。今後も、体力調査から見られる課題や教員の意見を基に適切なテーマを設定してリーフレットを作成し、効果的な指導方法の普及・啓発を図っていく必要があります。	B	・小学校の「スポーツギネス新宿」について、体力向上推進委員会が中心となり、現在の種目や実施方法の見直しを進めていきます。 ・中学校の「スポーツギネス新宿」で導入した「スピードアップアカデミー」については、令和8年度から対象学年を全学年に広げ、実施効果や効果的な実施方法の検証を進めていきます。 ・今後も、体力テストの結果について分析し、体力向上への取組の充実につなげていきます。 ・作成したリーフレットについて、体育担当教員を対象とした実技研修で活用し、各校の体力向上と安全指導の充実につなげていきます。
24	**食育の推進** 学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。また、学校独自の食育活動として、朝食メニューコンテストにより子どもが自ら献立を考え、食材への理解を深めながら健康的な食習慣を身に付けたり、伊那市との友好提携事業による直送品の給食利用や内藤かぼちゃ・鳴子うり等の伝統野菜の栽培・調理を通じて、地域の名産品や食にかかわる歴史等を学ぶなど、多様な食育活動を支援していきます。	教育指導課 （学校運営課）	・年間2回の食育リーダー連絡会を実施（6・1月） ・生活科や総合的な学習の時間等を活用し、各校において野菜の栽培や米作り、地域の名産品を活用した学習等を実施（全幼稚園、全小学校） ・令和4年度に改訂した「新宿区学校食育計画」を基に、各校・園が学校食育計画を作成し、年間を通した計画的な食育を実施（全幼稚園、全小・中学校）	・食育リーダー連絡会の第1回では、「野菜や果物の積極的な摂取」をテーマとし、これまで各校・園で行ってきた取組の成果と課題について協議しました。第2回は、講師を招聘し、「食に関する指導のさらなる充実に向けて」について学びました。連絡会の実施により、各校の食育推進リーダーが食育の理論や実践に関する理解を深めることにつながりました。 ・各校が教科等の学習と関連させ、計画的に食育の学習を進めたことで、地域の資源を生かした特色ある活動が各校で展開され、幼児・児童・生徒の食に関する理解の深まりにつながりました。	B	・今後も、社会情勢や学校・園のニーズをふまえた内容で食育リーダー連絡会（年間2回）を実施し、食育の充実につなげていきます。 ・「新宿区学校食育計画」の内容が各校・園の食育計画に反映され、食育が計画的に進められるように、各校・園に対して指導や助言を行っていきます。 ・令和8年度は伊那市との友好提携が20周年を迎えることから、直送品給食利用の回数を増やします。
25	**子どもの生活習慣病の予防** 小児期から始まっているとされる生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に、小学校は4年生以上、中学校は全生徒を対象に、希望する児童・生徒に対し小児生活習慣病予防健診を実施します。 要医療と判定された児童・生徒の保護者に対しては、新宿区医師会から発行される紹介状を交付し、専門医療機関での治療を勧奨します。要指導と判定された場合は、生活習慣改善のために各家庭で取り組んでもらう事項を記載したリーフレット配付するとともに、区内4か所の保健センターで実施している健康・栄養相談の利用を勧奨します。	学校運営課	・小中学校及び特別支援学校を通じて健診対象の全児童・生徒及び保護者あてに健診実施通知を配布し、受診勧奨を実施しました。また、通知は英語、中国語、ハングルに翻訳し、外国籍の保護者にも理解できるよう配慮しました。 ・健康診断は、夏季休業期間において、区内指定医療機関等での健診及び集団健診を7月下旬と8月中旬から下旬に実施しました。受診率については、令和6年度と比較し、小学生は上昇しましたが、中学生は低下しました。 【実績】 ○小学生 令和7年度 3.07%（令和6年度 2.46%） ○中学生 令和7年度 1.24%（令和6年度 1.39%）	・令和7年度は、小学4年生及び中学1年生全員へリーフレットの配布による受診勧奨を継続して実施しました。受診勧奨の結果、小学生は受診率の上昇が見られましたが、中学生は受診率が低下しました。 ・保護者の間でも子どもの健康や生活習慣への関心は年々高まっていることから、受診が必要な児童・生徒の受診等も含め、受診率の向上につなげていく必要があります。また、受診率の向上に向けて、引き続き小学4年生及び中学1年生全員へのリーフレットの配布を継続するとともに、効果的な配布方法について検討していきます。	B	・子どもの生活習慣病について、さらなる啓発を進めていく必要があると認識しており、リーフレットの効果的な配布方法等について、改善を進めていきます。 ・今後も健診対象者の受診が増加するように勧奨を継続していきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
26	**スクールカウンセラーの配置** 全区立小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安について、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めます。 また、教職員に対して助言や提案を行い、教職員と連携した校内体制の充実を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。	教育支援課	・スクールカウンセラーを全小・中学校に週2～4日程度派遣（区費による配置20人、都費による配置43人） ・都及び区スクールカウンセラーによる連絡会の実施（年3回） ・各学校・園の教育相談担当者・区スクールカウンセラー、教育相談室職員を対象とした教育相談研修会の実施（年3回） （No.61「専門人材を活用した教育相談体制の充実」スクールカウンセラー配置の再掲）	・日常生活や親子関係等の悩みについてもスクールカウンセラーが対応し、児童・生徒や保護者を対象としたカウンセリングを行いました。 ・「学校評価等を活用した学校長への質問紙調査結果（学校と関係機関の十分な連携ができていると回答した割合）」は86.1%で、専門人材を活用した教育相談体制の確保が概ねできました。 以上のことから計画どおりと評価します。	B	児童・生徒や保護者の不安や悩みについてスクールカウンセラーが相談に応じ、心の健康問題に対応していきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
施策3　就学前から中学校までのつながりのある教育の推進						
27	**公私立幼稚園における幼児教育等の推進** 幼児教育・保育の無償化が始まり、公私立幼稚園の保護者の負担軽減を図ることにより保護者の選択の幅が広がる中、区立幼稚園及び区内の私立幼稚園に対して、幼稚園需要への対応及び質の高い幼児教育を提供するための支援を行うことで、公私立幼稚園における幼児教育等の充実を図ります。 また、子ども・子育て支援事業計画で設定した幼稚園における3年保育や預かり保育の需要に対して、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していきます。	学校運営課 （教育指導課）	【区立幼稚園】 ・預かり保育（4園）の利用者数 令和7年度　延べ9,926人 （令和6年度　延べ7,836人　2,090人増） ・預かり保育利用者のうち配慮の必要な幼児の利用状況 令和7年度　延べ1,216人 （令和6年度　延べ919人、297人増） ・預かり保育利用者の満足度 令和7年度　89%（アンケート調査による） ・幼児教育の充実事業（14園）の実施回数及び利用者数 令和7年度　678回、延べ7,150人 （令和6年度　751回、延べ8,452人） ・令和8年度園児募集における新3歳児の申請状況 一斉申請期間：令和7年11月4日～7日 入園申請数：77人（前年度比　28人減） 14園中10園が学級編制基準を下回る状況であったが、学級編制基準日において10園が学級成立となりました。 ・「とうきょう すくわくプログラム」の実施（9園） 【区内私立幼稚園】 ・私立幼稚園の事業継続に係る物価高騰対策支援として助成を実施しました。 【施設等利用給付認定者数（令和8年3月31日現在）】 1号認定632人（前年度　730人） 2号認定405人（前年度　396人）	・区立幼稚園の預かり保育は、保護者のリフレッシュでの利用や配慮を必要とする幼児の利用が大幅に増加しました。 ・区立幼稚園の教育時間終了後に実施する幼児教育の充実事業は、園行事や放課後支援事業「キッズデー」を鑑み実施日の調整を行っていることから実施回数及び延べ利用者数が減少しました。 ・区立幼稚園の園児数確保に向け、PR動画については、区公式SNS上での発信、各地区の地域センターまつり等のイベントや1歳半健診・3歳児健診等での周知活動に活用しました。園児数の確保は厳しい状況にありますが、1歳半健診において区立幼稚園の未就園児の会のチラシを配布したことで、区立幼稚園の未就園児の会への興味を示す反応は見られました。 ・区立幼稚園の園児数は年々減少し厳しい状態となっています。入園申請受付終了時点では、学級編制基準に達した園は4園でした。 ・幼児教育サービスの一環として、弁当給食の導入について要望が寄せられ、他区では弁当の提供を行っている取組もあることから、今後の研究が引き続き必要です。 ・「とうきょう すくわくプログラム」では、各園において幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を大切にした特色ある探究活動を展開し、区立幼稚園の教育の充実と各園の魅力向上につながりました。未実施の区立幼稚園もあるため、全園で実施する体制を整えていく必要があります。 ・私立幼稚園の園児数確保のための支援として、私立幼稚園ガイドの配布や広報新宿でのPR等、周知強化を図りました。	B	・放課後支援事業として実施している、「区立幼稚園における幼児教育の充実事業」については、令和7年度同様に各園の週当たりの実施回数を1～2回程度実施するとともに、内容をより充実することで、特色ある幼児教育のさらなる充実を図り、同様に放課後支援事業として実施している「キッズデー」の取り組み方についても検討していきます。 ・区立幼稚園の魅力を発信するため、引き続き地域イベントや子育て世代が集まる機会を捉えて周知活動を行うとともに、家庭及び地域の教育力の向上を図るための未就園児の会等の事業も周知し、園児数の確保につなげていきます。 ・要望の多い弁当給食や預かり保育の実態についても、他の自治体の実施状況等を研究していきます。 ・区立幼稚園が新宿区の幼児教育で担う役割を明確化し、今後の園児数動向への対応だけでなく、国や都の動向も注視しながら、今後の区立幼稚園の役割等のあり方について検討していきます。 ・令和7年度は、「とうきょう すくわくプログラム」を未実施の園があるため、令和8年度からはすべての園で実施し、区立幼稚園全体の教育の充実と魅力向上につなげていきます。 ・私立幼稚園については、今後も園児の健康管理や安全安心のための助成を継続することにより、教育環境のさらなる充実を支援していきます。また、私立幼稚園の特色ある幼児教育の実施に対する助成についても継続することにより、新宿区における幼児教育のさらなる向上を推進します。
28	**幼稚園子育て支援事業の実施** 区立幼稚園では、未就園児を対象に西戸山幼稚園でつどいのへや事業（地域子育て支援拠点事業）を実施するとともに、全園で子育て相談、園庭開放等を実施します。また、区内の私立幼稚園でも多くの園で子育て相談や園庭開放等を実施することで、広く子育て支援を推進していきます。	学校運営課	【区立幼稚園】 ・区立幼稚園では、地域に開かれた幼稚園事業として教育・育児相談、幼児教育に関する講座・講習、施設開放を実施しました。 ・「未就園児の会」の実施状況（西戸山幼稚園を除く13園） 実施回数　1回程度/週（うち、外部講師を招いた講座は年2回程度） 利用者数　令和7年度　延べ1,884人 ・地域子育て支援拠点事業「つどいのへや」の実施状況（西戸山幼稚園） 実施回数　4回/週 利用者数　令和7年度　延べ1,857人 （令和6年度　延べ1,795人、62人増） 【区内私立幼稚園】 ・一時預かり事業に対する助成 令和5年度から助成内容を充実させることにより、私立幼稚園4園で、より長時間の預かり保育を提供しています。 ・未就園児預かり事業に対する助成 令和5年11月から、未就園児保護者に対する子育て支援を実施しています。 実施園数　6園（令和8年3月31日現在） 利用者数　延べ4,688人 ・区内私立幼稚園園長会や指導検査等の機会を通じ、各園が独自に実施している子育て支援事業の把握に努めるとともに、新宿区私立幼稚園連合会が主催する「新宿子育て教育フェア」への支援を実施しました。 ・令和7年度までの未就園児預かり事業から移行する令和8年4月開始の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る実施園への説明・認可、区民への事業周知、利用者認定申請の受付等の子ども家庭部と連携した制度を構築しました。	・区立幼稚園13園における未就園児の会については、地域掲示板や1歳半健診でのポスター等での周知活動により、区立幼稚園が親子で遊び場として立ち寄れる場として活用されていますが、産育休中の利用者が多く、幼稚園入園にはつながりにくいのが現状です。 ・西戸山幼稚園における「つどいのへや」では、在園児との交流の機会を設けたり、開室時間が11時からだった火・木についても、水・金同様の10時半からに30分早めたことで、利用者数が前年度から増加しましたが、利用者の多くは継続利用者で新規登録者数は3割ほど減っています。 ・未就園児の会、「つどいのへや」ともに産育休中の利用者が多く、利用者の大半が0、1歳児となっています。気軽に遊びに来られる場であり、気軽に子育て相談をしたり、子育ての仲間と交流できる場を提供することができました。 ・私立幼稚園への一時預かり事業や未就園児預かり事業に対する助成を引き続き実施することで、区内私立幼稚園における子育て支援事業の充実を図ることができました。また、区内私立幼稚園が独自に実施している子育て支援事業については、引き続き指導検査の機会を通じて把握に努め、周知を図っていく必要があります。 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について、未就園児預かり保育事業の事業移行のための制度構築を行い、令和8年当初より区内私立幼稚園7園で実施することが決定しました。	B	・未就園児の会については、外部講師を招いた講座の年間実施回数も令和8年度は2回から6回に増やし、内容の充実を図っていきます。 ・「つどいのへや」や区立幼稚園各園が実施する未就園児の会の充実を図ることによって、地域に根ざした幼児教育施設として区立幼稚園の認知度を高め、より多くの親子に子育て支援のアプローチを行っていきます。 ・開室時間についても利用者が産育休中の0、1歳児親子が多いという点では、10時頃からにするなど利用しやすくなるよう検討していきます。 ・就園相談委員会委員の心理士による子育て相談会等を通して、子どもの発達等を専門家に相談できる機会の実施に向け検討していきます。 ・区内私立幼稚園が実施する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、実施施設からの意見や要望を聴きとることにより制度の課題の把握に努め、必要に応じて国や東京都に課題提起を行っていきます。また、利用実績を管理・分析して、利用者の確保につなげていきます。
29	**就学前教育合同研修等の充実** 区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が合同研修や公開保育を通じて実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組を充実します。	教育指導課	・子ども家庭部と連携し、就学前教育合同研修を実施（全6回） ・公開保育を実施（市谷幼稚園7月、大木戸子ども園10月）	・就学前教育合同研修では、「架け橋プログラムの理解」「外国籍の園児及び保護者とのコミュニケーションの図り方」の理論研修、「運動遊び」「子どもと一緒に楽しむパネルシアター」の実技研修を行い、参加者の専門的な知識・技能の向上につなげました。今後も就学前施設のニーズに応じて内容を工夫し、研修の充実を図っていく必要があります。 ・公開保育は、講師の講演や協議会を実施したことで、参加者の相互理解や意識の向上につながりました。	B	・今後も子ども家庭部と連携し、参加者のニーズや新宿区の課題、幼児教育に求められる教育課題の把握に努め、就学前教育合同研修の内容の充実を図っていきます。 ・区立幼稚園の園児減少により休園する園や学級数が減少している園があり、現在の公開保育の実施方法は、園の負担が大きい部分があるため、今後の在り方については園長会の意見も聞きながら検討していきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
30	**スタートカリキュラムの実施や指導方法の改善** 小学校入門期（1年生1学期）の児童の学校生活への適応や学習習慣の確立を図るとともに、就学前教育と義務教育の円滑な接続を推進します。 幼児期の教育は、「健康」「人間関係」「環境」「言語」「表現」の5領域のねらい及び内容に基づく遊びや生活等の活動全体を通して、幼稚園教育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。一方、児童期の教育は、各教科等の学習内容を系統的に配列した教育課程に基づき、児童の生きる力を育んでいきます。こうした幼児期と児童期の円滑な接続を目指し、小学校に入学した子どもが、幼稚園・保育園・子ども園等の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくための「スタートカリキュラム」を実施していきます。	教育指導課	・スタートカリキュラムの確実な実施（全小学校） ・スタートカリキュラムを実施するための教科横断的な指導体制の整理（全小学校） ・スタートカリキュラムの内容の点検と見直し（全幼稚園、全小学校）	・共通様式により、すべての小学校と併設幼稚園がスタートカリキュラムの内容を共有し、幼児期の保育内容を生かした小学校接続期の教育活動を計画することができました。 ・指導体制の整備やカリキュラムの内容の点検や見直しが計画的に進められ、各校のスタートカリキュラムの内容の充実につながりました。 ・令和8年度からすべての小学校ブロックで「架け橋プログラム」を編成していくことをふまえ、子ども家庭部との連携体制をさらに強化していくことや、推進委員会とモデル地区（2地区）が中心となり積極的に「架け橋プログラム」に関する情報を小学校や就学前施設に発信していく必要があります。	B	・引き続き、保・幼・子・小合同会議の機会等を活用し、併設幼稚園だけでなく、区内の保育所や保育所型子ども園、私立幼稚園と小学校が連携を深め、スタートカリキュラムの充実や指導方法の改善につなげていきます。 ・令和8年度から「架け橋プログラム」を編成していくために、子ども家庭部と教育委員会が合同で開催している推進委員会がモデル地区（2地区）とともに、編成の手順や様式に関する資料を各校・園に定期的に発信していきます。
31	**保・幼・子・小合同会議の実施** 小学校では、就学前教育との円滑な接続を図るため、全小学校の学校公開時等に、保育・幼児教育施設の関係者とともに、卒園した新入生の授業の様子を観察しながら子どもの実態や指導のあり方について相互理解を深め、意見交換や合同研究を行う機会として保・幼・子・小合同会議を実施します。 この会議を通じて、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムについても、幼児や児童の実態に合ったものになるよう、改善のための協議を進めていきます。	教育指導課	各校で保・幼・子・小合同会議を予定通り実施（年間2回以上）	・保・幼・子・小合同会議を通して、子どもの実態や指導の在り方についての相互理解が進み、スムーズな連携につながりました。また、スタートカリキュラムについても、幼小の接続を意識して協議し、内容の改善につながりました。 ・令和8年度からすべての小学校ブロックで「架け橋プログラム」を編成していくことに向けて、保・幼・子・小合同会議を「架け橋プログラム」の点検・評価・改善のために機能させることができるよう、各地区の実施状況を教育課程ヒアリング等において確認し、必要に応じて指導・助言をしていく必要があります。	B	・保育所や保育所型子ども園、私立幼稚園の意見や「架け橋プログラム推進委員会」の協議内容を確認しながら、合同会議の実施方法や内容をより充実させていきます。 ・令和8年度の各地区の実施内容をヒアリングし、保・幼・子・小合同会議が情報交換の場としてだけでなく、「架け橋プログラム」について点検・評価・改善のために機能できるように指導・助言をしていきます。
32	**入学前プログラムの実施** 小学校入学という新しい環境への不安や悩みを持つ入学予定の児童と保護者に向けて、保護者同士の交流や子ども同士の仲間づくりを促して円滑な入学を支援します。	教育支援課	1月～2月に新1年生保護者会と同日あるいは別日に保護者向けプログラム・子ども向けプログラムを実施しました。（全小学校29校）	・安全に事故なく、全小学校で入学前プログラムを実施できました。 ・昨年度の課題をふまえ、委託業者と協議のうえ、学校と事前打ち合わせを行った担当者をそのまま当日の担当者とすることで、学校管理職との意思疎通を図り、スムーズに運営することができました。また、保護者向けプログラムでは、家庭教育ワークシートを活用し、プログラム内容の充実を図り、保護者からは有意義であったという意見を多くいただきました。 ・引き続き、魅力的なプログラムを提供するために、各校の実情に合わせた実施形態の在り方を検討していく必要があります。	B	引き続き、各年度の反省を活かしてより魅力的なプログラムを提供するために内容の充実を図るとともに、各校の実情に合わせた実施形態の在り方について検討していきます。
33	**小中連携教育の推進** 中学校を中心としたグループごとに、年間2回以上の小・中学校の教員による情報交換や授業参観等の機会を活用して相互理解を深めるとともに、小・中学校の教員による共同授業や中学校教員による小学校での出前授業等の特徴的な実践の成果を共有し、各小・中学校の学習指導や生活指導の充実を図ります。	教育指導課	小中連携の日（情報共有や授業参観、協議会等）を予定通り実施。（年間2回以上）	・小中連携の日に合わせ、教務主任会や生活指導主任会、研究主任会等の機会を利用して、情報交換を密に進めてきたことで、実践の成果の共有につながりました。 ・小・中学校間の情報交換を定期的に行ったことで、タブレット端末の活用や生活指導、キャリア教育等について、他校の取組を参考にしながら、各校が自校の取組の充実につなげることができました。 ・令和6年度から全区立小学校で教科担任制が導入されたことから、小中連携の日のテーマに「教科担任制の円滑な実施」をテーマとして加え、教科担任制を通した小中の円滑な接続にもつなげました。	B	・今後も小中連携の日や各種研修会での情報交換の機会を定期的に設定し、相互理解と学校間の円滑な接続を図っていきます。 ・タブレット端末の効果的な活用については、小中連携の日のテーマの一つとして位置付けていくよう、引き続き学校に働き掛けていきます。 ・小学校での教科担任制を今後さらに効果的に運用していくために、小中連携の日に引き続き「教科担任制の円滑な実施」について協議し、小学校での教科担任制の充実と中学校への円滑な接続につなげていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
施策4　地域との連携・協働による教育の推進						
34	**地域協働学校の充実** 地域協働学校では、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくります。新宿区ではすべての区立小・中学校が地域協働学校となり、地域住民や保護者のほか、地元企業や大学関係者、青少年育成委員会等の地域団体等、多様な人材が参画し、子どもたちの成長にかかわることで、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。 学校と地域の連携をさらに推進するために、学校運営協議会が行う学校支援活動の担い手の確保等について支援等を行うことで多様な人材の参画を促し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。 また、学校の特色や地域の実情に応じて小中連携型地域協働学校の運営を支援することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係を強化することにより、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。	教育支援課	・地域協働学校運営協議会への参加 （参加実績39校、延べ394回） ・地域協働学校周知用リーフレット作成及び配付 （発行部数　17,000部） ・地域協働学校運営協議会委員等を対象とした研修の実施 （第1回「学校の1番の応援団になろう！」　参加68人 第2回「学校の1番の応援団になろう！Prat2」参加94人）	・地域協働学校運営協議会への支援については、地域性や学校の特色を活かし、各学校の支援活動に取り組みました。 ・地域協働学校運営協議会委員等を対象とした研修会では、「学校の1番の応援団になろう！」をテーマに、学校長や地域で活動するNPO法人等によるパネルディスカッションや、参加者同士のグループワークを行いました。アンケートでは「幅広い年齢層の体験に基づく話を聞くことができ、とても良かった。世代が異なっても共通の思いを持って地域活動にあたれることを再認識できた」といった感想が寄せられるなど、活発な意見交換を通じて、学校と地域が連携・協働して子どもたちの豊かな学びを育む環境づくりを推進することができました。 以上のことから、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係を強化することができました。	B	・引き続き、学校運営協議会と地域との連絡会で培ったノウハウを活かして、地域の多様な人材の参画を促すための支援を行う必要があります。今後も学校と地域が連携・協働し、子どもの豊かな学びの環境をつくる地域協働学校の運営を支援します。 ・地域協働学校運営協議会への支援により、学校と地域が連携して活動する場を設け、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげていきます。
35	**学校評価の充実** 区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果をふまえ学校運営の改善につなげています。 また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組が改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。小中連携型地域協働学校については、第三者評価委員が小中連携協議会に参加し、関係する小・中学校に対して、指導・助言を行います。	教育指導課	・第三者評価委員による学校訪問を計画通り実施（20校。それぞれ、第三者評価委員の学校訪問対象校への訪問2回、学校運営協議会訪問1回） ・教員、児童・生徒、保護者による自己評価、学校関係者の評価を実施（全小・中学校） ・幼稚園における園評価を実施（全区立幼稚園） ・小中連携型地域協働学校に対する学校評価を計画通り実施 ・第三者評価時の校長アンケートで「学校運営の改善につながった」と回答した割合：100％	・令和6年度の第三者評価で指摘された事項については、令和7年度の教育課程に改善策が示され、教育委員会による学校訪問の際に改善状況を確認しました。 ・第三者評価では、計2回の訪問の中で、授業観察やヒアリング等を計画的に実施し、学校の取組を適切に評価することができました。 ・幼稚園についても園評価共通様式を活用し、園評価に基づく教育活動の評価・改善の取組を計画的に進めることができました。 ・今後も各校の教育活動について、第三者評価や内部評価を活用して適切に取組を評価し、改善につなげていく必要があります。	B	学校評価を実施していく上で、「主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業改善」、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の推進等、学校教育に求められている視点を適切に評価の視点として位置付け、学校の教育活動の改善・充実につなげていきます。
36	**スクールスタッフの活用** 地域特性を活かした教育活動を展開するため、学校にスクールスタッフを派遣し、児童・生徒の理解に応じて複数の指導者が連携して指導するなどの授業支援をはじめ、クラブ・部活動の外部指導、学校図書館における読書活動支援等、さまざまな学校教育活動を支援します。	教育支援課	スクールスタッフ延べ活動回数　9,167回（対前年比508回減） 【内訳】 ・ティームティーチング等事業支援　1,106回 ・学校図書館支援　1,344回 ・芸能、技術指導　260回 ・特別支援学級等支援　1,247回 ・幼稚園保育支援　665回 ・クラブ、部活動支援　2,678回 ・放課後等学習支援　1,590回 ・校外学習等の引率支援　45回 ・プール指導　232回	学校に必要な人材を地域から受け入れ、さまざまな学校教育活動のために幅広く活用され、地域特性を活かした教育活動支援ができました。	B	引き続き、地域特性を活かした教育活動を展開するため、スクールスタッフがさまざまな学校教育活動のために幅広く活用されるよう、今後も適切かつ効果的な制度となるように対応していきます。
37	**スクール・コーディネーターの活動** スクール・コーディネーターを各小・中学校に1名ずつ配置し、学校の要望に沿って総合的な学習の時間等の講師として地域の方々を紹介するなど、小・中学校に地域の団体や人材の教育力を橋渡しして学習活動や体験学習の充実を図るとともに、PTAの自主事業や家庭教育講座等の家庭教育活動を支援するなど、学校と家庭・地域との連携を進めます。 全小・中学校が地域協働学校となったことに伴い、今後は地域協働学校運営協議会と連携しながら、活動を推進していきます。	教育支援課	・各小・中学校にスクール・コーディネーターを配置（37校）しました。 ※前任者の退任による後継候補者を選定中（2校） ・研修については、教育委員会事務局統括指導主事による不登校児童・生徒への支援及び特別支援教育の取組についての講演や、外部講師による知的・発達障害の疑似体験ワークショップを通じて、それぞれのテーマについて正しい知識を得るとともに「地域全体で子どもたちを見守る」という意識の醸成につなげました。また、スクール・コーディネーターによる活動事例の共有と意見交換を実施しました。	・スクール・コーディネーターを配置することで、学校の求めに応じて地域の体験活動や学習活動を支援・充実させ、地域に開かれた学校づくりに貢献しました。 ・地域協働学校運営協議会の委員等の一人としてスクール・コーディネーターが協議会に参加し、学校と地域の連携促進や学習支援等の充実を図りました。 ・引き続き、地域協働学校との連携が円滑に行われるよう支援する必要があります。	B	引き続き、スクール・コーディネーター間の情報共有の場である定例会や研修会の開催を支援し、スクール・コーディネーターが教育課程や学校行事等のさまざまな場面で活躍できるよう、活動を支援していきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
施策5　家庭の教育力の向上支援						
38	**多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施** 時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、多様な形態による支援を実施します。 家庭において果たす役割を保護者自ら考える機会とするため、PTAとの連携により、望ましい生活習慣や成長段階に応じた子どもへの接し方等、多様なテーマで「家庭教育講座」を実施します。また、休日等保護者の参加しやすい日程や形態で「家庭教育支援セミナー」を実施するとともに、学齢期の子どもの保護者が必要とする情報を提供する機会を設けます。 さらに、講座等に参加できない保護者に家庭教育について考えるきっかけとしてもらうための「家庭教育ワークシート」を作成・配布・活用します。 さまざまな困難を抱える家庭への家庭教育支援のため、PTA研修会等の機会を通じて子どもや家庭に関する区の施策を紹介したり、スクールソーシャルワーカーを派遣して学校と関係機関との連携を支援したりするなど、関係部署と連携しながら取組を進めていきます。	教育支援課	・家庭教育講座の実施 各校・園単位PTA等の家庭教育講座について、対面形式の講座を21回実施しました。（幼稚園・子ども園11園、小学校5校、中学校1校、特別支援学校1校、参加者延べ732人） ・家庭教育支援セミナーの実施 休日等保護者の参加しやすい日程や形態で、学齢期の子どもの保護者等を対象にセミナーを企画し、対面形式での親子参加型セミナーを4回実施しました。 ・家庭教育ワークシートの作成 家庭教育ワークシートについては、作成、配布するだけでなく、入学前プログラムや教員研修等での活用も行いました。	・家庭教育講座については、令和6年度から導入した電子申請を継続することでPTAの負担を軽減するよう努め、PTAに対する「実施の手引き」を分かりやすく改訂するとともに、入力の手間が省けるような申請書のフォーマット等の様式を区ホームページに公開して周知しました。保護者による主体的な学習機会の充実が図られたことにより保護者の家庭教育力の向上に寄与できました。 ・家庭教育支援セミナーについては、学齢期の子どもの保護者等が必要とする情報を提供したり、保護者間で共有したりする機会となるよう企画を進めました。 ・家庭教育ワークシートについては、入学前プログラムや保護者会でのワークショップ等による活用を通して保護者同士の交流を深め、入学への不安を和らげたり、親子関係の在り方を見直す機会を提供することができたと評価します。 今後も講座やセミナーは、対面・オンラインともに実施時の状況等を考慮して、効果が最大となるような実施方法を検討する必要があります。	B	・家庭教育講座については、保護者が主体的にテーマを設けて運営する学習機会であることから、今後も引き続き充実を図ります。 ・家庭教育支援セミナーについて、対面形式とオンライン形式を状況に応じて実施し、対面形式については休日や平日の夕方等保護者の参加しやすい日程で開催することで、家庭教育の向上支援を実施していきます。 ・家庭教育ワークシートについては、引き続きさらなる活用方法を検討し、実践していきます。
39	**PTA活動への支援** 保護者と教員が支え合い、学び合うことを通じて子どもの健全な育成を図っていくために、時代に即した組織運営の効率化や広報紙の作成の支援等をすることにより、PTAのより良い組織づくりを支援していきます。 また、PTA活動の充実や活性化を目指して、PTA役員等を対象に、講演会やワークショップを通して学び合う機会を提供するための研修会を実施します。 さらに、PTAの主体的な活動により、保護者自身の家庭教育に対する意識を高めるために、小学校PTA連合会等との共催により、「地域との協働事業」「親力養成事業」「子どもの健全育成事業」等の家庭教育支援事業を推進します。	教育支援課	・PTA活動の周知・理解促進のため、区立幼稚園及び小・中学校の新入園児及び新入生の保護者向けにリーフレットを作成・配布 ・専門家派遣研修 （幼稚園１園、小学校1校） ・PTA研修会（PTAや保護者の会等の役員・保護者を対象とした研修会）の実施 （6回、参加者延べ649人）[うち4回オンライン] ・地域との連携による家庭教育支援事業（PTAの主体的な活動） 「地域との協働事業」　2校 「子どもの健全育成事業」18校 ・ゆめじぎょう（1事業、参加者854人）	・専門家派遣研修やPTA活動を支援するリーフレットの作成等、支援の充実に向けた取組を強化したことにより、PTA活動への支援につながりました。 ・小学校PTA連合会との共催等による家庭教育支援事業については、子どもの健全な育成を図る「ゆめじぎょう」等の多種多様な事業を実施し、PTA活動の充実を図りました。 ・PTA活動に対する考え方が多様化していく中で、保護者の負担軽減の取組や個人情報保護の取組等、各PTAが抱える課題に対して支援をさらに充実していく必要があります。	B	・各PTAが抱える課題に対して支援をさらに充実していくため、令和8年度からPTA専門家派遣及びPTA研修会事業を委託化することとしました。 ・PTA活動を支援するリーフレットを毎年配布し、周知するとともに、各PTAの課題解決のために専門家の派遣を行うなど、PTA活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、引き続き検討していきます。 ・小学校PTA連合会等との共催による家庭教育支援事業については、PTA活動の充実に向けた支援が保護者全体の家庭の教育力向上につながることから、引き続き事業を継続していきます。 ・子どもの健全な育成を図っていくために、よりよいPTAの組織づくりを支援していきます。
40	**保護者の学校行事等への参加促進** 企業に働き掛けることにより、ワーク・ライフ・バランスやボランティア休暇の理念を普及するなど、保護者の授業参観やPTA活動への参加を促進します。	教育支援課	保護者の就業先の事業主宛て文書「保護者の家庭教育参加のための協力について」を配付（全幼・小・中学校PTAへデータを配付し、各PTAが希望者へ配付）するとともに、東京商工会議所新宿支部を通じ、各事業主へ配付しました。	「保護者の家庭教育参加のための協力について」は、PTA及び東京商工会議所新宿支部からの要望に基づき、区ホームページ上にも掲載し、適時閲覧や印刷を行えるようにして、PTA活動に参加しやすい環境を整えました。また、すくーるを活用し、働く保護者に、より情報が行き届くよう周知を行いました。	B	今後もワーク・ライフ・バランス等の理念を普及し、保護者が学校行事やPTA活動に参加しやすくなる環境づくりを進めていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
施策6　生涯の学びを支える図書館の充実						
41	**図書館サービスの充実** 新型コロナウイルス感染症の影響やICTの急速な進展により、公立図書館を取り巻く環境が変化しています。そのため、次期図書館情報システムの更新とあわせて電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、デジタル資料を充実させ、より魅力ある図書館の実現を目指します。 また、「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい図書館を目指すために、利用者の満足度を高めていきます。	中央図書館	・令和7年1月に更新した図書館情報システムに合わせて、電子書籍貸出サービス「しんじゅく電子図書館」を開始しました。また、地域資料について、新たに2件の資料の電子化を進め、提供を開始しました。さらに、令和8年2月には情報リテラシー講座を開催し、スマートフォンの使い方や、電子書籍の活用方法の普及・利用促進を図りました（第1回9人、第2回14人参加）。 ・令和7年10月から区民優先サービス（未所蔵資料のリクエスト、新着資料の予約を、区内在住・在学・在勤の利用者に限る）を開始しました。 ・区民優先サービスの基礎となる、登録要件の確認については、図書館のアクティブユーザーで、かつ登録要件が未確認の方（令和6年4月から令和7年3月までの1年間に図書館利用があった登録要件未確認者）約10,000人のうち、約9,200人（令和8年3月末時点）が登録要件の確認を完了できました。	・電子書籍貸出サービスについては、令和7年度においても、紙媒体では提供が難しかった参考書や問題集、マンガ表現の資料、予約の多い小説等を積極的に提供し、利用者の増加につなげました。また、使い方講座を開催するなど普及に努め、利用者から高い評価も得られていることから、本取組については計画どおり実施できたものと評価します。 ・区民優先サービスについては、全館において利用者対応用Q&Aを活用し、丁寧に利用者への説明を行うとともに、区民以外の利用者には理解を求めたことから、大きなトラブル等は生じず、円滑にサービス提供を行うことができており、計画どおりと評価します。今後も、適切なサービス提供と利用者対応を行っていく必要があります。 ・登録要件の確認については、窓口での声掛けや館内掲示等を継続して行ったことにより、図書館のアクティブユーザーで、かつ登録要件が未確認の方の9割以上が確認を完了し、引き続き図書館サービスを利用できていることから、計画どおりと評価します。今後も、登録要件の確認をさらに進めていく必要があります。	B	・電子書籍貸出サービスについては、SNSの活用や図書館内でのチラシ配布等による周知活動を行っていますが、貸出・閲覧実績の伸びは緩やかな状況です。今後は、区民が利用したくなるコンテンツの充実を図るとともに、多くの世代が電子書籍を活用できるような講座を開催することで、さらなる普及に努めていきます。 また、これまでは図書館が著作権を有する地域資料の電子化を進めてきましたが、今後は図書館以外の各部署が発行した区が著作権を有する資料についても、電子化に向けた検討を重ねていきます。 ・区民優先サービスについては、今後も円滑に実施するとともに、区民以外の利用者からの意見や問合せに適切に対応できるよう、全館で統一したサービス提供及び利用者対応を行っていきます。 ・登録要件の確認については、引き続き図書館利用を希望する登録要件未確認の方が、サービス利用を再開できるよう、全館で登録要件の確認を進めていきます。
42	**新中央図書館等の建設** ＜第三次実行計画事業 54＞ 「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。 **指標** **令和5年度末現況** **【令和9年度末目標】** 新中央図書館等の建設検討状況 検討【検討】 **令和7年度の計画（令和7年度当初時点）** 新中央図書館等の建設検討	中央図書館	「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の社会経済状況、ICTの急速な進展もふまえ、図書館運営協議会（4回）において意見交換を行ったほか、近年再整備された公立図書館（多摩市立中央図書館）の視察を実施しました。	図書館運営協議会における意見交換については、今後の社会経済状況やICTの急速な進展等をふまえて実施したことから、計画どおりと評価します。 「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設の検討について、引き続き、区が中心となって進める必要があります。 **令和7年度末の状況** 図書館運営協議会の開催（令和7年6月・9月・12月・令和8年3月） 学識経験者や区民委員と意見交換を実施 先進自治体の図書館視察 図書館運営協議会において視察先の候補図書館について協議し、視察を実施 （視察先：多摩市立中央図書館、視察日程：令和7年11月14日）	B	新中央図書館等の建設については、「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づく区有施設マネジメントや社会経済状況、また、ICTの急速な進展等を見据えて、引き続き検討していきます。
43	**旧都立市ヶ谷商業高等学校を活用した牛込第一中学校の建替え及び地域図書館の建設** ＜第三次実行計画事業 62②「旧都立市ヶ谷商業高等学校の将来活用」を含む＞ 旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等活用方針に基づき、牛込第一中学校を建替えるとともに、同校内に地域図書館を建設します。 **指標** **令和5年度末現況** **【令和9年度末目標】** 解体工事 ―【解体工事完了（令和8年度）】 埋蔵文化財発掘調査 ―【埋蔵文化財発掘調査完了】 **令和7年度の計画（令和7年度当初時点）** 旧都立市ヶ谷商業高等学校解体工事	学校運営課 中央図書館	・地域住民等向け説明会 旧都立市ヶ谷商業高等学校校舎及び牛込第一中学校水泳プールの解体工事の実施にあたり地域住民等向けの説明会を実施しました。（令和7年8月） ・解体工事の実施 旧都立市ヶ谷商業高等学校校舎及び牛込第一中学校水泳プールの解体工事に着手し、予定どおり工事を実施しました。（令和7年10月から）	・解体工事の実施にあたり、旧都立市ヶ谷商業高等学校校舎及び牛込第一中学校水泳プールの解体工事に関する説明会を開催し、地域住民に対して説明を行いました。また、解体工事については、予定どおり進めました。 関連する牛込保健センターの開設に伴い、事業全体のスケジュールの見直しを行い、解体工事の説明に併せて地域住民に説明を行いました。 これらのことから計画どおりと評価します。 ・これまでに実施した意見募集や地域説明会で出された区民の意見をふまえながら、地域のニーズに沿った施設の整備を進めていく必要があります。 **令和7年度末の状況** 地域住民等向け説明会 旧都立市ヶ谷商業高等学校校舎及び牛込第一中学校水泳プールの解体工事の実施にあたり説明会を実施（令和7年8月）	B	・敷地割りや整備工程をふまえ、牛込第一中学校の建替えや地域図書館の整備（牛込第一中学校に併設）、特別養護老人ホーム等の高齢者施設、防災広場の整備を進めていきます。 ・よりよい施設づくりのために、施設設計に対する区民からの意見をふまえ、地域ニーズに沿った施設の整備を進めていきます。 ・令和8年度は旧都立市ヶ谷商業高等学校校舎及び牛込第一中学校水泳プールの解体後、埋蔵文化財の調査を行います。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
44	**子ども読書活動の推進** 「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画（令和6年度～令和9年度）」に基づき、計画に掲げる基本目標「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」の実現を目指して子ども読書活動を推進します。このために、子どもたちがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができる環境の充実や、子どもの成長や発達段階、特別な支援等個々の状況に応じた読書活動の支援に取り組むとともに、子どもたちがより多くの本に出会い読書習慣を醸成できるよう、家庭と地域、図書館、学校等との連携をより進め、読書活動推進の基盤整備を図ります。 なお、今後は新型コロナウイルス感染症による子どもの読書活動への影響やGIGAスクール構想に伴うデジタル社会に対応した読書環境の整備、国の新しい計画に沿った取組等についても、「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき検討し、施策を推進していきます。	中央図書館	(1)学校や関係機関との連携 こども図書館において、近隣の学校と連携し、生徒の選定による図書展示を3回実施しました（1月：新宿西戸山中学校 85冊展示、2月：海城中学高等学校 139冊展示、3月：保善高等学校 24冊展示）。各校との連携をより深めることができました。 また、「子ども読書活動推進会議」において「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」に掲げた事業実績（令和6年度）を報告し、進捗状況を検証しました。 (2)「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」に掲げた各事業の取組 ○不読率の低減（中高生向けイベント） ・コミュニティー機能を持つ図書館と親和性の高いボードゲーム 開催月：8月、参加人数：11名 ・ネット社会における図書館の活用についての講演会 開催月：2月、参加人数：17名 ○多様な子どもたちの読書機会の確保 ・外国語のおはなし会（ミャンマー語と韓国語と日本語） 開催月：2月、参加人数：27名 ○デジタル社会に対応した読書環境の整備 ・学習参考書等電子書籍の購入：721点 ○子どもの視点に立った読書活動の推進（子ども読書リーダー講座） ・本の探し方や調べ方を学ぶ「レファレンス調査隊」 開催月：7月（3回）参加人数：18名 ・図書館員体験「本の修理体験」 開催月：7～8月（3回）参加人数：29名	左記(1)(2)の取組を適切に実施したことから、令和7年度に予定していた事業目的は達成できたものと評価します。 今後も「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」に掲げた各事業を着実に推進するため、引き続き学校や関係機関、地域図書館との連携を深めていく必要があります。 また、新宿区総合計画及び実行計画をはじめ「新宿区教育ビジョン」・「新宿区立図書館基本方針」や「新宿区子ども・子育て支援事業計画」とも整合性を図った、子どもの読書活動分野における総合的な計画として、「第七次新宿区子ども読書活動推進計画（令和10年度～令和14年度）」を引き続き策定していきます。	B	・引き続き、「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」に掲げた目標「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」をふまえ、子どもの読書活動推進に向けて各事業、取組を実施していきます。 ・令和9年度に策定する「第七次新宿区子ども読書活動推進計画（令和10年度～令和14年度）」の参考資料とするため、令和8年度に区民（0歳～17歳）の図書館利用や読書に関する実態やニーズ等を把握するための調査を実施します。
45	**絵本でふれあう子育て支援事業** 乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子が触れ合い楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診（0歳児健診と3歳児健診）の際に、親（保護者）と子に対して読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。 なお、従来保健センターを会場に実施してきたボランティアによる読み聞かせについては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から休止してきましたが、令和5年3月に0歳児は保健センターで再開しています。	中央図書館	(1)絵本の配付について 保健センター（4か所） 0歳児：3,878冊 図書館（11館） 3歳児：949冊 (2)読み聞かせについて 保健センター（4か所） 0歳児：48回 図書館（中央を除く10館）幼児向けに通年で実施	左記(1)(2)の取組を適切に実施したことから、令和7年度に予定していた事業目的は達成できたものと評価します。 今後も保健センターやボランティアとの連携を継続していく必要があります。	B	引き続き、乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子が触れ合い楽しく育児ができるよう、絵本の配付や保健センターでの読み聞かせを通して、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援していきます。
46	**学校図書館の充実** 子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全区立学校に配置（週2回程度）し、司書教諭や学校図書館の担当教員、区立図書館と連携しながら、授業や単元に関連した図書展示の充実を図るとともに、学校図書の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、児童・生徒の読書活動を支援します。 朝読書については、全小・中学校で取組を継続し、読書習慣の定着を図ります。 また、令和元年度から全小学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備しています。	教育支援課	学校図書館支援員を全校に配置し、「図書の並び方や探し方、調べ方、学校図書館の利用方法等についてクイズ等を取り入れたオリエンテーション」、「行事や授業の内容に対応した図書展示」、「学校図書の計画的な更新」、「貸出や児童・生徒の発達段階に応じた読書案内」等の取組や学校図書館内の整備、蔵書の点検等を実施しました。 【学校支援】 ・学校図書館支援員の配置（小・中学校39校） ・学校図書館活用推進員の巡回支援（全40校） 【図書更新】 図書標準数に対する更新比率：目標7%以上（更新数/図書標準数） ○小学校 16,342冊/231,560冊（更新率7.1%）※目標更新率7%に対する達成率101% ○中学校 6,175冊/87,600冊（更新率7.0%）※目標更新率7%に対する達成率100% 【学校図書館活用度】 ・45.0% 【推薦図書の読書率】 ・36.8% 【学校図書館放課後等開放実施】 ・小学校全29校	・司書資格のある学校図書館支援員を定期的に全校に配置し、学校の要望等をふまえ、学校図書館の「読書センター」、「情報センター」、「学習センター」の各機能の充実を図りました。 学校図書館の放課後等開放についても計画どおり小学校全校で実施しました。 ・「学校図書館活用度」及び「推薦図書の読書率」については前年度から微増しているものの、ほぼ同程度であることから、計画通り取組が進められたものと評価します。 ・多様な子どもたちのニーズに応じて、主体的な読書活動を行えるよう、タブレット端末を活用して、簡単に図書にアクセスできる読書環境や、同時に同じ図書を読み、意見を共有できる学習環境を整えていくことが必要です。	B	・引き続き、学校図書館支援員が中心となって教員と連携しながら、子どもたちの学校図書館への期待を高め、利用につながるよう工夫していきます。 ・タブレット端末を活用した取組として、令和8年度はモデル校2校（早稲田小学校・西新宿中学校）と、つくし教室を対象に、電子図書サービスを導入し、電子図書を活用した効果的な読書活動、学習活動の在り方について検証します。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
施策7　子どもの安全の推進						
47	**安全教育の推進** 子どもが安全に関する情報を正しく判断し、自ら危険を予測して回避する能力を向上させる安全教育が求められています。安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるよう、各区立学校で学校安全計画により意図的・計画的な安全教育を実施します。 小学校では、児童自身が地域をめぐり防犯、防災、交通安全の視点で作成する地域安全マップを教育課程に位置付け、全校で地域安全マップを活用した安全教育を実施します。また、自転車の安全利用への理解を深めるため、実技等を通して交通ルールやマナーを学ぶ自転車教室を全校で実施します。中学校では、3年に1回、スタントマンによる事故等を再現した交通安全教室を開催します。 さらに、児童・生徒自身が自分の身を守る方法を知り、実践する力を身に付けることができるよう、一人で行動する機会が多くなる小学校入学時に合わせ、新入学児童及びその保護者の防犯意識を高めるための防犯啓発冊子を配付しています。	教育調整課 教育指導課	・各学校の学校安全計画に基づく安全教育全体計画により、意図的・計画的な安全教育を実施しました。（全小・中学校） ・セーフティ教室を実施しました。（全小・中学校） ・地域安全マップを作成しました。（全小学校） ・スタントマンによる事故等を再現した交通安全教室を開催しました。（中学校3校） ・防犯啓発冊子「こんなときあなたはどうしますか」を作成し、小学校新入学児童等に配付しました。	・安全教育全体計画に基づき、意図的・計画的に安全教育が行われました。 ・セーフティ教室は、保護者も含め、さまざまな安全に関する情報を学び、充実した取組とすることができました。 ・小学校における地域安全マップ作成では、防犯だけでなく、防災、交通安全の視点を取り入れて作成したことによる成果が見られました。 ・防犯啓発冊子については、防犯の観点から注意すべき身近な場面とその対応について具体的に掲載することで、児童や保護者の防犯意識の向上を図ることができました。	B	・安全教育全般については、児童・生徒が主体的にかかわることが重要です。セーフティ教室、地域安全マップ等、児童・生徒が主体的にかかわることができる取組を継続していきます。 ・今後もみどり土木部交通対策課と連携を図り、中学校における3年に1回のスタントマンによる交通安全教室を実施していきます。 ・防犯啓発冊子については、必要に応じて掲載内容の見直しを行いながら、引き続き配付していきます。 ・学校・園では、火災や地震、不審者対応等、様々な状況を想定した訓練を計画的に実施していきます。避難器具を用いた訓練についても、教員を対象とした研修を実施し、参加した教員が訓練内容を活かし、避難器具も想定に入れた実践的な避難訓練の実施につなげられるよう努めていきます。
48	**情報モラル教育の推進** 携帯電話・スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が子どもたちにも急速に普及する中で、児童・生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、社会科や技術・家庭科、道徳科等、さまざまな教育活動を通して情報モラル教育を推進します。 また、情報モラル教育は、児童・生徒の主体的な取組や家庭との連携が不可欠であることから、児童・生徒同士が話し合ってルールを考える「SNS学校ルール」の作成や児童・生徒が巻き込まれやすいインターネット上のトラブル、ネット依存等の情報をまとめ、家庭向け啓発資料等を作成しています。資料では、フィルタリングによる機能制限や家庭におけるルールの重要性等について、具体的な理解促進を図っています。 さらに、GIGAスクール構想における1人1台端末環境の実現後は、児童・生徒がタブレット端末を利用する際のルールやクラウドサービスを利用するためのアカウントの管理が必要となることから、インターネットの利活用や端末等のICT機器の適切な扱い方、情報の取扱に関する指導等を行っていきます。	教育指導課	・情報モラル教育における外部団体による授業支援を実施しました。（全小・中学校） ・夏季集中研修において、教員向け情報モラル研修を実施しました。 ・小・中学生の携帯電話・スマートフォン利用に関するアンケートを実施しました。（抽出校　小学校10校、中学校3校） ・「SNS学校ルール」づくりや児童・生徒が巻き込まれやすいインターネット上のトラブルやネット依存等の情報をまとめた家庭向けリーフレットの作成・配布を、1人1台タブレット端末の利用開始時及び長期休業前に実施しました。 ・全小・中学校及び特別支援学校の教育課程に「ノーメディアデー」の取組を位置付け、各校での工夫を促すとともに、区ホームページに家庭との連携で行うノーメディアデーの取組を掲載し、学校での理解・啓発に努めました。	・情報モラル教育における授業支援については、道徳科や特別活動等に位置付け、実施しました。 ・携帯電話・スマートフォンの利用実態アンケートにおいては、SNSへの個人情報の不用意な掲載については書き込んではいけないと考えている児童・生徒が多いことが分かったほか、携帯電話・スマートフォンを持ち始める年代が低年齢化している実態も把握されました。今後も、発達段階に即して情報モラル教育を進めていく必要があります。 ・夏季集中研修では、SNSトラブルやゲーム・ネット依存の事例に対する具体的な対応について取り上げ、指導方法の理解につながりました。 ・1人1台タブレット端末の導入や家庭でのメディア接触時間及び端末を持ち始める年齢の低年齢化により、個別最適な学びが進められる一方で、家庭でのテレビやゲーム利用等を加えたメディア接触時間の増加や健康被害の可能性について指摘されています。 ・今後も、ICTの活用がさらに推進されていくことから、これまでの取組を継続しつつ、家庭や各校の実情に合わせ、長時間のメディア視聴に対する健康被害も正しく理解し、指導に学校及び家庭とも協力して当たる体制作りが必要です。	B	・今後も、児童・生徒のスマートフォンやインターネットの利用状況、SNSに関するトラブルの発生状況等を分析し、教職員等への研修内容の充実・改善につなげていきます。 ・児童・生徒1人1台タブレット端末の活用が推進されていることをふまえ、インターネットの利活用やICT機器の適切な扱い方、情報の取扱いに関する指導等を進めていきます。 ・引き続き、家庭向けリーフレットや資料等を作成し、啓発を行っていきます。 ・今後も、ICTの活用がさらに推進されていくことから、家庭におけるノーメディアデーの設定等について、継続的に呼びかけを行っていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
49	**学校安全対策の充実** 区立学校及び幼稚園は、カメラ付きインターホンやオートロックの整備、防犯カメラ、非常通報装置等の配備により、子どもたちを不審者等から守るための対策を講じます。また、保護者と各区立学校及び幼稚園の利便性のさらなる向上に向けて、現行の一斉メール配信システムの機能を充実させることにより、保護者への防犯・防災等の緊急情報の迅速な共有を図ります。 通学路における安全対策として、「新宿区通学路交通安全プログラム」及び国の「登下校防犯プラン」に基づく交通安全と防犯の両観点からの総点検やその後の安全対策について、地域や警察等と連携しながら着実に実施・推進していきます。また、小学校の通学路に設置した防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、児童の一層の安全確保を図ります。 このほか、通学路等への学童擁護員の配置、PTAによるパトロールや地域ぐるみの「通学路の見守り・パトロール」の実施、安全用品等の配付等により、保護者や地域との連携・協力を図りながら、子どもの安全対策を強化します。	教育調整課 教育支援課 学校運営課	・子どもたちを不審者等から守るための対策については、安全対策の強化を図るため、区立学校及び幼稚園に防護盾を一斉配備しました。（学校は2校、幼稚園は1校を基本に計96枚を配備） ・令和6年4月に導入した一斉連絡システム（アプリ）の運用を継続し、利用実態に併せて運用基準の整理を行いました。 また、実際に配信の作業を行う教員等を対象として、システムの特性をふまえた技術的助言を行うことにより、学校の連絡ツールとしてより効果的な配信ができるよう、活用支援を行いました。 ・「新宿区通学路交通安全プログラム」及び国の「登下校防犯プラン」に基づき、交通安全と防犯の観点から通学路及び児童が学童クラブへ来所・帰宅する際の経路について合同総点検を実施しました。 【対象】小学校6校、学童クラブ5所 【点検箇所】65箇所（交通安全53箇所、防犯12箇所） ・小学校通学路において167台の防犯カメラを運用し、子どもたちを不審者等から守る対策を実施しました。 警察への通学路・敷地内の防犯カメラ画像提供件数　27件 【内訳】 〇窃盗・強盗・住居侵入　6件 〇交通事故・道路交通法違反被疑事件　3件 〇その他（不明を含む）　18件 ・学童擁護員については、1日4時間以内で、学校長が定める時間と場所に、1校当たり2～5名を配置しました。さらに、通学区域の見直しや道路状況の変化等をふまえ、追加配置が必要と判断した学校については、令和7年度から増員を行いました。（小学校2校　2箇所） ・安全用品については、全小学校・特別支援学校1年生に、ランドセルカバーと黄色い帽子を配付し、子どもの登下校時の安全対策を実施し、子どもの安全意識の向上につなげました。 ・また、令和8年度入学生配付用として「CriacaoShinjuku（クリアソン新宿）」とそのパートナー企業から、地域貢献活動の一環として、ランドセルカバーと黄色い帽子を新宿区教育委員会に寄贈いただきました。 ・各PTA連合体へ防犯パトロールプレート等の防犯防災活動のための支援物品を配付しました。 ・児童・生徒の健康を保持し、安全かつ安心に学校生活を送れるよう、令和7年5月、すべての区立小学校、中学校、特別支援学校に、計119台の給水スタンドを設置しました。	・令和7年5月8日に発生した立川市立第三小学校内における不審者侵入事案や、小学校園長会からの要望をふまえ、防護盾を配備したことにより、安全対策を強化することができました。 ・不審者情報や地震・台風時の学校対応等緊急性の高い情報について、教育委員会及び区立学校並びに幼稚園とで連携しつつ保護者への一斉配信を行うことで、一体として園児・児童・生徒の安全確保を図りました。 ・通学路については、交通安全と防犯の観点による合同総点検により、道路管理者による注意喚起看板の設置や、警察によるパトロール、教員・学童クラブ職員による防犯指導等、それぞれの観点で安全対策が強化されるとともに、関係機関相互の連携についても強化することができました。 ・通学路防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ることができました。 ・学童擁護員の配置により、児童の道路横断等の際の声掛けや見守りを行い、児童の安全確保を図ることができました。また、道路状況等の変化に合わせた増員対応を行ったことで、安全対策を強化することができました。 ・全小学校・特別支援学校1年生に安全用品を配付することにより、子どもの登下校時の安全対策及び子どもの安全意識の向上につなげました。 ・各PTA連合体との調整の上、ニーズに応じた防犯防災活動のための支援物品を配付することにより、保護者や地域と連携して子どもの安全対策を強化することができました。 ・予定どおり各学校に給水スタンドを設置しました。 給水スタンドの利用状況確認のため、区立小学校、中学校、特別支援学校に通学する児童・生徒に対して、マイボトル持参の有無を尋ねるアンケートを実施したところ、給水スタンド設置前の5月の平均持参率が85.1%であったのに対し、設置後の7月の平均持参率は90.7%であり、5.6ポイントの向上を確認できました。	B	・防護盾を含む防犯用具については、緊急事態発生時に迅速に使用できるよう、全教職員で保管場所を共有するとともに、管轄警察署の協力のもと、訓練を適切に実施していきます。 ・一斉連絡システムについては、あらゆる場面において学校（幼稚園）と保護者をつなぐ円滑かつ迅速な連絡手段としての運用ができるよう、随時活用支援を行いながら今後も運用を継続します。 ・今後も、交通安全と防犯の観点による合同総点検を継続して実施することで、登下校における子どもの安全を確保するとともに、関係機関との連携を深め、より着実かつ効果的な対策へ結び付けていきます。 ・今後も継続して、通学路防犯カメラの運用を行い、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ります。 ・学童擁護員については、配置の継続により児童の安全確保を図るとともに、道路状況等の変化に対応した適切な配置を検討していきます。 ・各PTA連合体への防犯防災活動のための支援物品の配付を通じ、引き続き、地域ぐるみの子どもの学校安全対策を支援していきます。 ・給水スタンドについては、引き続き、賃貸借契約に基づく機器の適切な維持管理を通じ、学校における適切な運用を支援していきます。
50	**学校防災対策の充実** 観測史上最大級の巨大地震としてマグニチュード9.0を観測した東日本大震災の経験をふまえ、今後発生が想定される首都直下地震に備え、子どもが自らの安全を守ることができるよう、全区立学校で防災訓練を実施します。また、地域の防災訓練に生徒が参加するなど、自らも地域の一員であり、できることを率先して行うことの重要性を学ぶ防災訓練を中学校の教育課程に位置づけ実施します。 また、台風等の気象災害により登下校時に危険が予測される場合には、臨時休業等を想定した対応を学校で事前に進め、台風等の発生時における迅速な対応を図ることで、児童・生徒等の安全確保に努めます。 このような災害時における児童・生徒の安全確保や地域の防災拠点としての学校のあり方等について、関係各課と学校関係者で構成する「学校防災連絡会」を通じて情報を共有するとともに、講ずべき防災対策について検討し、必要に応じて「新宿区立学校危機管理マニュアル」の検証・見直しを行います。	教育調整課	・学校防災連絡会を開催し、校園長や危機管理課、特別出張所等の関係各課と、学校危機管理マニュアルの内容や各校における地域との防災訓練の実施状況等について、情報共有を行いました。（2回開催） ・中学生と地域の防災訓練については、実施内容の見直し等、各校においてカリキュラムを工夫しながら実施しました。 ・学校危機管理マニュアルについては、令和7年3月の「新宿区タイムライン（風水害・土砂災害編）」の改訂、令和7年度の東京都「学校危機管理マニュアル」の改訂、台風接近時の対応に関する校園長会での意見等をふまえ、一部見直しを行いました。 〇強風・高潮・暴風に関する内容を追加 〇落雷・高温・野生動物編を追加 〇台風接近時における学校長判断の場合の対応の流れを追加　等	・学校防災連絡会の機会を活用し、各校における中学生と地域の防災訓練の実施内容等を、関係各課と定期的に情報共有したことで、学校危機管理体制のさらなる強化につなげることができました。また、防災訓練の実施により、中学生に地域の担い手として身近な人と助け合う「共助」の意識を自覚させることができました。一方で、複数校から実施日程や訓練内容についての課題提起がされたことから、各校においてカリキュラムの工夫等を柔軟に行うことができるよう、支援する必要があります。 ・学校防災連絡会で共有した内容をふまえ、令和7年度は台風15号接近時も、迅速に対応することができました。 ・学校危機管理マニュアルについては、学校防災連絡会の意見を活かし、他の計画と内容の整合を図るなど、適切な見直しを行うことができました。	B	・中学生と地域の防災訓練については、各学校に教育課程としての実施を働きかけ、生徒と地域がかかわりを持つ訓練実施を目指すとともに、生徒の防災への関心や能力を高めていきます。 ・学校危機管理マニュアルについては、今後も、学校防災連絡会や校園長会からの意見聴取等を通じ、学校現場の意見を取り入れながら、必要に応じて見直しを行っていきます。 ・学校防災連絡会等の機会を活用し、関係各課や学校関係者との情報共有を図ることにより、引き続き学校防災対策の充実を推進していきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
施策8　一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備						
51	**<u>いじめ防止対策の推進</u>** 全区立学校で、学校ごとに策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、人権教育や情報モラル教育によるいじめの未然防止、ふれあい月間等を通じたいじめの早期発見等の取組を推進していきます。また、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級でのかかわり等について分析することで、いじめを含むさまざまな問題行動等を教職員全員で掌握し、組織的な対応の充実と改善につなげていきます。 教育委員会では、学校問題支援室が中心となり、学校サポートチームへの指導・助言を通じてこれらの取組を推進するとともに、関係機関との連携により問題行動が認められた場合の早期対応等について個別・具体的に支援していきます。 また、いじめによる重大事態の発生に備え、教育委員会及び教育委員会の附属機関である「いじめによる重大事態調査委員会」の委員が、調査の手法や対応の流れ等について事前に協議を行う場として「いじめによる重大事態等に関する協議会」を開催し、いじめによる重大事態に対する取組を推進していきます。万が一、いじめによる重大事態が発生した場合には、児童・生徒とその保護者の権利の保護を最優先するとともに、「いじめによる重大事態調査委員会」を開催するなど、重大事態に係る事実関係等を明らかにするための調査や要因の分析等を行い、再発防止に向け取り組みます。	教育指導課	・全区立学校で「学校いじめ防止基本方針」（総称）に基づくいじめ防止等の各種取組を推進しました。 ・年間3回「ふれあい月間」を設定し、いじめの未然防止、早期発見の取組を行いました。（全小・中学校） ・小学校4年生から中学校3年生までを対象に「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を2回実施しました。（全小・中学校） ・学校問題支援室では、学校からいじめの状況についての報告を受けるとともに、必要に応じて指導、助言を行いました。（全小・中学校） ・生活指導主任会や新任教員研修会、夏季集中研修等で、いじめ防止に関する教員研修を実施しました。いじめ重大事態の対処におけるガイドラインの改訂や重大事態発生時の初動体制、また再発防止の観点等を中心に教職員向けに研修を実施し、正しい理解と啓発に努めることで、いじめ重大事態の発生時における速やかな対応を行うことができました。 ・「いじめによる重大事態等に関する協議会」を開催し、いじめ防止対策等について協議しました。（年2回）	・教職員向け研修会を通して、いじめへの理解を深めたり、取組事例を共有し、いじめ防止対策及びいじめ重大事態に組織的に対応することが重要であることを各学期で周知しました。しかし、いじめへの認識については、学校や教職員間で差があることから、研修内容の一層の充実を図る必要があります。 ・学校問題支援室では、学校からの報告を受け、学校の対応への指導、助言を適切に行うことができました。また、増員したスクールソーシャルワーカー等の訪問で得た情報から児童・生徒の状況を把握し、必要に応じてケース会議を開催するなど、状況に応じた対応をすることができました。今後も、これまでの取組を継続するとともに、さらなる連携が必要です。 ・「hyper-QU」の取組については、年度当初に学校に対して生活指導主任会を通して説明を行い、気になる児童・生徒の様子について確実に校内で情報を共有するとともに、夏季集中研修において演習を含めた研修会を実施しました。 ・いじめ重大事態発生時に「いじめによる重大事態調査委員会」を開催するなどの対応が迅速にできるよう、同調査委員会の構成員である専門家と協議会での意見交換を継続して行うことが必要です。	B	・教職員のいじめに対する理解を深め、生活指導主任会や新任教員研修会、夏季集中研修等で、いじめ防止に関する教員研修を継続していきます。また、いじめ防止に関する校内研修は年間3回各校で確実に実施している中で、有効な事例及び研修内容については上記研修会等でも共有していきます。 ・学校問題支援室では、学校の対応への指導、助言を継続していくとともにスクールソーシャルワーカー等の学校訪問を継続し、いじめ等の諸問題について未然防止、早期発見の取組の充実を図っていきます。 ・「hyper-QU」の取組については、即時性の観点からWEBQUへ切り替え、気になる児童・生徒の様子について確実に校内で情報を共有するとともに組織的に対応するように、周知を継続していきます。 ・近年増加するいじめ重大事態への対処について、未然防止、初動体制等すべての教職員が正しい理解と法の下、学校に求められる取組について日頃から意識し、対応が図られるよう意識向上に努めていきます。 ・「いじめによる重大事態等に関する協議会」において、学校におけるいじめ防止対策、いじめ重大事態が発生した際の調査体制等について引き続き意見交換を行っていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
52	**不登校児童・生徒への支援** <第三次実行計画事業 12> 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒自らが進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指して、多様な教育機会の確保に努めます。 各区立学校でのふれあい月間等でのアンケートや「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級でのかかわり等について分析することで、不登校を含むさまざまな問題行動等を教職員全員で掌握し、組織的な対応の充実と改善につなげるとともに、各区立学校において魅力ある学校づくりや児童・生徒の学習状況に応じた指導の充実を図っていきます。 不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向けては、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援や、つくし教室での集団活動や個別支援、フリースクール等との連携を図ります。また、つくし教室への登室が本人の状況等により難しい児童・生徒への訪問型支援や、登室後に学校での別室登校を希望する生徒を対象に、指導員の派遣による支援等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。また、家庭と子供の支援員の配置やスクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携により、家庭への支援を行い、不登校が生じないような学校づくりを目指すとともに、1人1台タブレット端末におけるオンライン上の仮想空間（メタバース）を活用した居場所づくりに取り組みます。 教育委員会では、学校問題支援室を中心として、これらの取組を推進し、不登校児童・生徒に対する学校の対応を総合的に支援します。 さらに、多様な教育機会検討委員会や多様な教育機会検討担当者連絡会の実施、専門家による研修会の実施等により、教職員への理解啓発を図ります。 **指標** **令和5年度末現況** **【令和9年度末目標】** 不登校生徒のうち、中学校卒業時点で進路が定まっている生徒の割合 95.5%（令和4年度） 【95.0%】 不登校による長期欠席者（年間30日以上欠席した児童・生徒）のうち、適応指導教室の支援を受けた者の割合 20.6%（令和4年度） 【20.0%】 **令和7年度の計画（令和7年度当初時点）** ICT を活用した学習支援 多様な教育機会検討委員会の開催 家庭と子供の支援員の派遣 区立図書館等を活用した訪問型支援の実施 4所 オンライン上の仮想空間を活用した支援	教育指導課 教育支援課	・多様な教育機会検討委員会を開催して不登校児童・生徒への支援策の情報を共有しました。（年間3回開催） ・多様な教育機会検討担当者連絡会において、委員会での意見を報告し、必要に応じて協議を行いました。（年間3回開催） ・多様な教育機会の確保についての検討内容は、生活指導主任会等を通じて、各学校に周知しました。 ・希望する学校に対し、家庭と子供の支援員を配置しました。（22校） ・スクールソーシャルワーカーを令和7年度より3名から5名へ増員し、定期訪問の回数を年間3回から5回へ増やしました。（全小・中学校） ・不登校対応巡回教員を配置し、5校を巡回して各校の不登校対応力を強化しました。 ・学校問題支援室では、学校から長期欠席児童・生徒調査の報告を受けるとともに、状況に応じた指導・助言を行いました。（全小・中学校） ・不登校児童・生徒をもつ保護者に向けて、令和6年12月に作成したガイドブックを更新し、相談機関や不登校についての正しい理解が進むよう周知に努めました。 ・保護者向けの支援として座談会や学習会を実施しました。（7・1月） ・不登校に対しては教職員全員が正しい理解のもと、指導に当たることが前提であり、多様な知識をもつことが必要であることから教職員向け新宿区版不登校対応マニュアルを改定し、年度当初における各校での研修会で活用するよう周知しました。 ・つくし教室では、年間を通して入室と体験入室、図書館等を利用した支援に取り組みました。 ○区立図書館等を活用した支援 西落合図書館、牛込箪笥地域センター、柏木地域センターで実施、月2回程度開室　45回（鶴巻図書館については実績なし） ・つくし教室における東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を29名が受けました。 ・チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を西新宿中学校に設置し、学校との連携を図り、不登校傾向にある中学生の支援拡充を行いました。 ・年間を通して校園長会等で西新宿中学校に設置したチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の周知に努めました。チャレンジクラスには年間を通じて10名の生徒が在籍し、個々の生徒に対する指導の充実を図りました。 ・新宿区の不登校児童・生徒数は増加傾向にあるため、各校における不登校児童・生徒の個別支援を行う人材の需要が高まっていることから、令和7年9月より順次校内教育支援センターで指導等を行うことができる人材の確保を全中学校で行うことができました。	・多様な教育機会検討委員会では、フリースクールの職員を招聘し、フリースクール等のカリキュラムや指導方針、児童・生徒の活動の様子等を学ぶとともに、多様な教育機会の確保に向けた情報交換を行いました。また、不登校児童・生徒をもつ保護者も参加していただき、保護者が求める不登校支援等について協議を行いました。 ・今後も、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた多様な教育機会の確保ができるよう、連携を図っていく必要があります。 また、社会総がかりで保護者へ寄り添い、安心した家庭生活を送ることが不登校児童・生徒の気持ちの変化やその後の社会的自立へ向けて大切なことから、保護者自身が安心して相談できる場所や体制について周知し、ともに悩みを相談しあう環境を構築していく必要があります。 ・スクールソーシャルワーカーを増員したことにより、学校への訪問回数が増加し、学校との課題共有や情報伝達が円滑となりました。 ・不登校対応巡回教員の配置により、生徒の実態に応じた学校全体の支援を行うことができました。 ・学校問題支援室の職員を定期的（各中学校の設定による）に中学校に派遣し、不登校生徒の課題を共有することで、学校との連携（不登校対応巡回教員も含む）を一層深め、不登校の未然防止と組織的対応力強化に取り組みました。 ・保護者向けの座談会（学習会）においては、不登校に悩む保護者同士のつながりを作るとともに、フリースクールや都立高校の教員による個別相談会を実施しました。また、より保護者のニーズに即した講義を行い、講師の講義内容は当日会場に来場できなかった保護者へ向けて動画を限定公開するなど保護者向け支援を拡充することができました。 ・西落合図書館及び牛込箪笥地域センター、鶴巻図書館に加え、令和７年度から、柏木地域センターでも支援を開始しており、区立図書館等を活用した支援を充実させることができたものと評価します。 ・つくし教室に通う児童・生徒に対しては、希望する児童・生徒に対して、東京都教育委員会と連携し、仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を実施することができたと評価します。 ・チャレンジクラスの設置により、不登校傾向にある中学生が安心して学校生活を送ることができました。また、発達段階や苦手とする部分等を保護者も交え、何度も話し合いを行い、適切な学級経営を行うことができました。引き続き、各学校へチャレンジクラスの周知をするとともに、チャレンジクラス利用生徒を指導する教員の対応力の向上に努めていく必要があります。 ・令和7年9月より順次配置した校内教育支援センター支援員についても不登校生徒への対応力の向上とともに、正しい不登校に対する知識の習得に努めていく必要があります。また、小学校における校内教育支援センターの設置についても検討を行っていく必要があります。 **令和7年度末の状況** ICT を活用した学習支援 多様な教育機会検討委員会の開催 委員会・連絡会（第1回：5月開催、第2回：9月開催、第3回：1月開催） 家庭と子供の支援員の派遣 22校（配置を希望した学校） 区立図書館等を活用した訪問型支援の実施 4所 児童・生徒の状況に応じ、西落合図書館、牛込箪笥地域センター、柏木地域センターで実施　45回 オンライン上の仮想空間を活用した支援 つくし教室を利用している児童・生徒45名のうち本人の希望等に応じてIDを配付29名	B	・不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すため、多様な教育機会の確保に努めていきます。 ・多様な教育機会検討委員会は、不登校児童・生徒への支援という視点から、フリースクール等を始めとする民間施設と連携した取組を行うなど、内容の充実を図ります。 ・家庭と子供の支援員の派遣校数を増やすことで、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた学習面、生活面等の支援をさらに充実させていきます。 ・今後も、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、関係機関と連携した対応を行っていきます。 ・令和8年度から不登校対応巡回教員を2名に増員し、各校の不登校対応力を強化していきます。 ・不登校児童・生徒をもつ保護者への様々な情報共有を通し、不登校における正しい理解・啓発が進むよう、保護者へ向けた学習会（座談会）を開催します。 ・多様な教育機会の確保に向け、家庭に引きこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援により、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図る必要があります。 ・多様な支援内容及び区内外の施設や取組について、保護者及び児童・生徒へのさらなる周知・啓発に努めていきます。 ・校内別室指導の充実のため、指導員を配置し、中学校における不登校生徒の支援の拡充を検討していきます。 ・西落合図書館、牛込箪笥地域センター、鶴巻図書館、柏木地域センターに加え四谷図書館での支援を継続し、児童・生徒の状況に合わせ開催場所を拡充していきます。 ・つくし教室に通う児童・生徒及び登録後につくし教室に通所できなくなっている児童・生徒も含め、東京都教育委員会と連携し、仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を継続させていきます。 ・チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の安定的な運用により、不登校傾向にある中学生が安心して学校生活を送ることができるよう、ゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行っていきます。 ・校内教育支援センターの安定的な運用と、小学校においても希望する学校へ支援員を配置するよう取組を進めてまいります。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
53	**教育相談体制の充実** 教育センターの教育相談室では、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上のさまざまな悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」において専門のカウンセラーが対応します。 また、児童・生徒に配付しているタブレット端末を活用した相談窓口を開設します。 さらに、教育相談研修会での情報交換やスクールカウンセラー連絡会、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク等を活用し、関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ります。	教育支援課	・区内の幼児・児童・生徒の学業・進路・いじめ等の教育上の悩みや性格、行動、心身についての相談 面接相談　259件 電話相談　124件 ・「新宿子どもほっとライン」を活用した相談 相談件数　31件 ・新宿区子ども相談フォーム 92件（入力件数107件中、相談を希望した件数） ・教育相談研修会（年3回、講演会1回を含む） ・スクールカウンセラー連絡会（年3回）	・教育センターの教育相談室では、さまざまな悩みや課題に対し、個別かつ継続的に教育相談室の心理士による面接相談や電話相談を行い、必要に応じて関係機関との連携を図るなど、解決に向けた対応を行いました。 ・区内の幼児・児童・生徒の学業・進路・いじめ等の教育上の悩みや性格、行動、心身についての相談について、一つひとつのケースに丁寧に対応し保護者や児童・生徒の不安や悩みに寄り添い対応を行いました。 ・日常生活や親子関係・しつけ等の悩みについても教育相談室の心理士が対応し、児童・生徒や保護者を対象としたカウンセリング等を行いました。 ・「新宿子どもほっとライン」を活用し、平日夜や土日等幅広い時間帯に対応できる相談体制を確保しました。 ・1人1台タブレット端末を活用した相談窓口「新宿区子ども相談フォーム」を開設し、児童・生徒がためらうことなく相談できる環境を整えました。 ・幼児・児童・生徒の見立ての共有と支援体制の整備、登校しぶり・不登校の子どもたちの理解と支援等をテーマとした教育相談研修会を、教育相談担当以外の教員にも参加対象を広げて実施し、それぞれのテーマについて参加者の理解を深めました。 ・スクールカウンセラー連絡会の中で、教育指導課・教育支援課の新たな取組等について、スクールカウンセラー全体で共有することで総合的な教育相談機能を強化することができました。 以上のことから計画どおりと評価します。	B	・引き続き、幼児・児童・生徒や保護者の悩みに応じた相談機関として、教育相談室について広く区民に周知していきます。また、区民相談システムを活用した「子どもなやみそうだん」やメール・LINEによる相談窓口を、児童・生徒向けのリーフレットや区ホームページを活用して周知していきます。 ・引き続き、1人1台タブレット端末を活用した相談窓口「新宿区子ども相談フォーム」により、児童・生徒がためらうことなく相談できるようにするとともに、相談内容について教育相談室と各学校とが連携して対応に当たっていきます。
54	**児童・生徒理解を進める研修の実施** いじめや不登校の未然防止には、小さなサインを見逃すことがないよう、日頃から丁寧に児童・生徒理解を進めるとともに、早期発見・早期対応に努めることが大切です。夏季集中研修や職層別研修において、児童・生徒理解にかかわる課題を協議したり、ふれあい月間のアンケートや「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」の結果を分析し指導に活用するなど、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図ります。	教育指導課	・生活指導主任会、夏季集中研修等において、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」の活用等について研修を実施しました。 ・初任者研修会において、児童・生徒理解の研修を実施しました。	・各種研修会等で、児童・生徒理解の視点や方法等について周知することができています。いじめや不登校、その他問題行動への認識には、教職員間で差があることから、研修会の一層の充実を図る必要があります。 ・「hyper-QU」の活用については、組織的に対応するとともに、ふれあい月間の調査と合わせて個別に分析することを継続的に周知していく必要があります。	B	・正確な児童・生徒理解に基づき教育活動が実施されるよう、引き続き教職員に周知していきます。 ・小さなサインを見逃すことがないよう、日頃から丁寧に児童・生徒理解を心掛けるとともに、未然防止、早期発見、早期対応についての取組を周知していきます。 ・hyper-QUは調査返却まで2週間程度の時間を要することから即時に対応が図れるよう児童・生徒が使用するタブレット端末を介してのWEBQUへの変更し、各校での活用を一層促進していきます。
55	**特別支援教育の推進** 発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を一層強化するために、特別支援教育推進員を配置し、学級内指導体制の充実を図ります。また、児童・生徒の「読むこと」や「書くこと」のつまずきを把握し適切な指導・支援につなげるため、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツールを活用し、読み書きの困難の状態をふまえた指導・支援を行います。 また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」や、保健・医療、福祉等に係る関係機関と連携し、学校卒業まで一貫性のある支援を行うための「学校生活支援シート」、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。 さらに、リーフレットの配布や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に取り組みます。	教育支援課	・特別支援教育推進員の配置 小学校71人、中学校14人、合計85人 ・アセスメントツールの活用 まなびの教室担当教員を対象に、アセスメントの実施・活用方法について研修会を実施（令和7年4月、5月各1回） ・就学支援シート案内チラシの配布 対象:就学予定のご家庭　3,000枚（令和7年10月） ・就学相談・特別支援教育に関する説明会（令和7年5月） 参加者　23人 ・自閉症・情緒障害特別支援学級の設置校の決定 天神小学校、新宿中学校（令和9年4月） 鶴巻小学校（令和10年4月）	・令和6年度と同数の特別支援教育推進員を配置できたことで、発達障害等のある児童・生徒に対してきめ細やかな指導・支援を行うことができました。 ・アセスメントツールについては、区立小・中学校まなびの教室担当教員に研修を実施しました。読み書きに配慮を要する児童・生徒に対してアセスメントツールを活用し、学級での支援や合理的配慮につなげることができました。 ・就学支援シートについては、就学予定の全ご家庭へ案内チラシを送付するとともに、区ホームページでのシートの様式ダウンロード、公私立就学前施設へのシートの送付を行うなど、活用の促進を図りました。令和7年度の活用実績は211件（令和6年度188件）でした。 ・学校生活支援シート及び個別指導計画については、各校の教育課程に盛り込むことで、活用の促進を図っています。 ・また、就学相談・特別支援教育に関する説明会では、区の就学相談の流れ及び支援について、全体での説明及び個別相談を実施しました。これらの取組により、令和7年度は就学相談の件数は418件（令和6年度429件）でした。 ・自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けて、小学校2校、中学校1校の設置を念頭に区立小・中学校長と意見交換を重ね、立地や学校内のスペース等を検討した結果、令和9年4月に天神小学校と新宿中学校、令和10年4月に鶴巻小学校に設置することを決定できました。 ・設置校の管理職からヒアリングを行い、施設課とも協力して必要な施設整備内容等を決め、それを実現するために実行計画ローリングの手続きを進め計画事業化することができました。 ・3月25日には広報新宿、区ホームページ、すぐーる等で自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について周知を行うことができました。	A	・知的障害や身体障害、発達障害があるなど、障害や発達の状況に応じたきめ細やかな支援を行うために、特別支援教育における推進員等の充実を引き続き図っていきます。 ・アセスメントツールを活用し、教育的ニーズのある児童・生徒に対するサポートの充実を引き続き図っていきます。 ・リーフレットの配布や説明会の開催等により、引き続き、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に取り組んでいきます。 ・令和9年4月の設置に向けて、天神小学校、新宿中学校の環境整備を進めるとともに、入級を希望する子どもを対象とした就学相談を実施します。また、保護者説明会の実施等の必要な情報の周知を行っていきます。
56	**学校に対する巡回指導・相談体制の充実** 学識経験者や心理職等の専門家が各小・中学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。	教育支援課	・専門家による巡回指導　小・中学校各1校当たり年3回実施 ・巡回指導への特別支援教育相談員の同行　小・中学校各1校当たり1回以上実施 ・特別支援教育相談員のフォローアップによる学校訪問14件	・学識経験者や心理職等の専門家による巡回指導を各1校当たり年3回実施しました。巡回指導の中で、児童・生徒についての特性理解、指導内容、校内における支援体制作りへの助言を行い、支援体制の確保を図りました。 ・学校からの要望に対応した特別支援教育相談員のフォローアップによる学校訪問を実施しました。	B	・発達特性のある児童・生徒が増えてきていることから、支援体制の充実を図るために、引き続き、学識経験者や心理職等の専門家による巡回指導を継続していきます。 ・学校からの要望に対応した特別支援教育相談員のフォローアップによる学校訪問を継続していきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
57	**日本語サポート指導** 区立小・中学校及び幼稚園に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒が日本の学校（園）生活へ円滑に適応できるように、日本語サポート指導を行います。教育センターまたは各学校・園へ日本語サポート指導員を派遣し、日本語初期指導として集中・個別指導を行います。日本語初期指導の実施時には、指導員が日本語の初期指導とともに、児童・生徒に対しては、タブレット端末の使い方についてのサポートも行い、自学自習を支援していきます。 日本語初期指導終了後は、希望者に対して放課後に日本語による教科の学習指導を実施します。 また、中学校3年生のうち、日本語による学習活動に支障が生じている外国籍等の生徒を対象に、希望する進路の実現に向けた学習指導を行い、進学等を支援します。 さらに、日本語学級の設置校ではICTを活用し、学習した日本語を用いて他者と会話をする機会を増やすことで、習熟を促していきます。	教育支援課	・日本語初期指導 7,853.5時間 （指導幼児・児童・生徒数148名、DLAテスト（※）の実施64名） ・日本語学習支援員 126名 ・外国籍等の中学校3年生に対する進学支援 19名 ・保護者会等通訳派遣 676.5時間（343件） ・日本語初期指導実施時、指導員がタブレット端末の使い方をサポートする指導を実施 ・東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を実施。日本語学級設置校及び日本語加配教員在籍校の児童・生徒25名にIDを配布。 ※DLAとは　文部科学省「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」の一環で開発された対話型アセスメント（略称「DLA」：Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language）	・日本語初期指導では、在籍校の日本語指導担当教員等と情報を共有し、支援の必要な幼児・児童・生徒に対して学校及び幼稚園での指導の工夫を図れたことから、適切な指導体制が確保できたものと評価します。なお、外国籍等の幼児・児童・生徒の増加に伴い、指導人数が増えていることから対応できる人数を増やしていくことが課題です。 ・外国籍等の中学校3年生に対する進学支援については、対象生徒19名全員が希望する学校に合格しており、学習指導の取組が成果を上げていると評価します。 ・東京都教育委員会との協定による仮想空間（メタバース）を活用し、授業中にオンライン支援員等と日本語で会話したり、他の日本語学級等の児童・生徒等と交流したりすることで、日本語での会話の機会を増やすことができました。以上のことから計画どおりと評価します。	B	引き続き、区立学校（園）に編入した外国籍等の児童・生徒等の日本語の定着を図り、学習内容の理解が深まるよう指導人数を増やして支援するとともに、円滑な学校（園）生活が送れるようにしていきます。また、児童・生徒等がタブレット端末を使用して学習が進められるよう、家庭でのタブレット端末の使い方や活用等の周知を図り、自学自習を支援していきます。
58	**外国籍等の子どもや保護者への教育支援等** 保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力をするNPO法人との連携により、外国から編入・転入してきた子どもが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、公開します。 また、学校から家庭へのさまざまな連絡文書の翻訳事例を作成・公開するとともに、保護者会への通訳派遣等の支援を行います。	教育支援課	・「新宿区の学校生活」を改訂後、各学校へ通知し、対象児童・生徒等に配付することで、学校生活に慣れるための支援を実施。また、新宿区の外国人向け生活情報ホームページで「新宿区の学校生活」を公開（10言語に対応） ・学校が作成した連絡文書（学校だより等）の翻訳 1,376件 ・保護者会等への通訳派遣 676.5時間（343件）（No.57「日本語サポート指導」再掲） ・国際理解教育 総合的な学習の時間に、海外経験のあるシニアボランティアや留学生との交流を行うことで、児童・生徒の国際理解教育の推進に寄与する授業を実施しました。 延べ34時間　（3校、9か国の生活や文化等の説明） （No.16 「国際理解教育」再掲）	・「新宿区の学校生活」の配付により、外国から編入・転入してきた子どもたちが、区立学校での学習や生活について知ることができ、教育支援ができたと評価します。 また、新宿区の外国人向け生活情報ホームページに公開しており、外国籍児童・生徒の保護者への支援の一助となっています。 ・学校が作成した連絡文書（学校だより等）の翻訳や、保護者会等への通訳派遣を行うことで、外国籍等の保護者への支援ができたと評価します。 ・国際理解教育 総合的な学習の時間における国際理解教育支援では、活用した学校において充実した授業を実施することができ、授業協力ができたと評価します。	B	・引き続き、外国籍等の子どもや保護者への支援として、「新宿区の学校生活」を配付するとともに、学校だより等の翻訳を行います。 ・国際理解教育について、引き続き、学校の実情に応じて、授業支援を行っていきます。
59	**外国籍の子どもへの就学支援** 区内には、日本に在留する外国人とともに、学齢期の外国籍の子どもも多い現状であり、外国籍の子どもたちが自らの力で生きていけるように学習の機会を持つことが大切です。そのため、就学状況についてアンケート調査を実施し、就学状況の把握に努めるとともに、調査結果に基づき、不就学となっている外国籍の子どもに対して、就学促進を図っていきます。また、これから学齢期を迎える子どもに対しても、就学の機会を提供できるよう、対象の家庭に対する周知活動を行っていきます。	学校運営課	・就学状況が確認できない外国籍の子どもがいる世帯に対してアンケート調査を実施しました（対象者243人、回答者106人、回答率43.6%）。 ・アンケート未回答者に対しては、出入国在留管理局への出入国履歴照会や子ども総合センターへの状況照会、家庭への訪問調査を実施しました。 ・戸籍住民課及び特別出張所との連携により、転入手続きの際に就学状況アンケートを実施しました。 ・翌年度に学齢期を迎える外国籍の子どもについて、進学予定先についてアンケート調査を実施しました（対象者167人、回答者99人、回答率59.2%）。	・就学状況が確認できない外国籍の子どもがいる世帯に対して、アンケート調査のほか、未回答者への状況照会や訪問調査を実施したことにより、就学状況の確認を行いました。 ・翌年度に学齢期を迎える外国籍の子どもを対象としたアンケート調査により、就学意思を確認することができたほか、サポートを必要とする家庭を早期発見し、適切な案内につなげることができました。	B	サポートを必要とする家庭の早期発見のため、今後も継続して各種アンケート調査に取り組みます。また、それぞれのアンケートの手法について検討を行い、回答率の向上を目指します。
60	**共同学習の推進** 障害のある子どもと障害のない子どもが交流を通じて相互理解を図り、豊かな人間性を育むことを目的として、特別支援学校と小・中学校間の副籍交流や、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習を推進します。 また、外国籍の児童等が多い新宿区の特長を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。	教育支援課 各学校	・特別な支援を要する児童・生徒との交流　副籍の状況 小学校（27校）：108名、中学校（10校）：52名 ・通常の学級と特別支援学級における校内での交流の実施 小学校：6校、中学校：3校 ・新宿養護学校と鶴巻小学校・西新宿小学校・四谷中学校・西新宿中学校との交流の実施 ・異文化理解や共生の態度を育む国際理解教育の実施 全小・中学校 （No.18　「交流及び共同学習」再掲） ・国際理解教育 総合的な学習の時間に、海外経験のあるシニアボランティアや留学生との交流を行うことで、児童・生徒の国際理解教育の推進に寄与する授業を実施しました。 延べ　34時間　（4校、7か国の生活や文化等の説明） （No.16・58 「国際理解教育」再掲）	・特別な支援を要する児童・生徒との交流については、児童・生徒の実態に応じて、都立及び区立の特別支援学校との直接交流及び間接交流を行いました。副籍交流により、地域の学校の情報を得ることができた他、多様性を活かした学びを促進することができました。 ・通常の学級と特別支援学級間での交流については、児童・生徒の実態に応じて、学校行事やクラブ活動等において実施しました。 ・新宿養護学校では鶴巻小学校・西新宿小学校・四谷中学校・西新宿中学校との交流を行いました。 ・多文化共生をテーマにした学習等国際理解を深める教育活動を行いました。 これらの取組を通して、多様性を活かした相互の学びを促進することができました。以上のことから計画どおりと評価します。	B	・特別な支援を要する児童・生徒との交流については、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことができるよう、必要に応じてICTを活用したコミュニケーション等の工夫を行いながら、副籍交流等を実施していきます。 ・外国籍の児童等が多い新宿区の特長を活かし、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行い、引き続き相互の学びを促していきます。
61	**専門人材を活用した教育相談体制の充実** 全区立学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。 また、子どもを取り巻く社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用して子ども家庭支援センター等の新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを構成する関係諸機関と連携し、早期の課題解決を図ります。	教育指導課 教育支援課	・スクールカウンセラーを全小・中学校に週2～4日程度派遣（区費による配置20人、都費による配置43人） ・都及び区スクールカウンセラーによる連絡会の実施（年3回） （No.26「スクールカウンセラーの配置」再掲） ・スクールソーシャルワーカーを全小・中学校に派遣（年５回） ・子ども家庭支援センターとの連絡会を開催し、子どもを取り巻く環境や各課で関係している心配な家庭や児童・生徒の情報について共有することができました。（年３回）	・引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、関係機関との連携等を一層充実させる必要があります。 ・スクールソーシャルワーカーを増員することにより、学校への訪問回数が増加し、さらに学校との課題共有や情報伝達が円滑となりました。 ・「学校評価等を活用した学校長への質問紙調査結果（学校と関係機関の十分な連携ができていると回答した割合）」は86.1%で、専門人材を活用した教育相談体制の確保が概ねできました。 ・子どもを取り巻く社会環境は常に変化しており、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの構成員による定期的な情報交換の必要があります。	B	・児童・生徒や保護者の不安や悩みについてスクールカウンセラーが相談に応じ、心の健康問題に対応していきます。 ・スクールソーシャルワーカーを活用して、関係機関との連携を推進し、引き続き学校の指導体制の充実を図ります。スクールソーシャルワーカーについては、令和7年度から増員していることから、引き続き定期的に各校への派遣を行い、不登校児童・生徒への対応力の強化を図ります。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
62	**公私立幼稚園保護者の負担軽減** 幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、区立幼稚園の入園料及び保育料を無料としています。また、私立幼稚園保護者に対しては、入園料及び保育料について補助を行います。 公私立幼稚園の保護者の負担軽減を図ることにより、保護者の選択の幅を広げ、就学前の子どもに対する幼児教育・保育の機会の充実を図ります。	学校運営課	【私立幼稚園】 ・入園料補助金（上限80,000円） 交付人数 令和7年度　338人 （令和6年度　412人、74人減） ・保育料補助金 補助金上限金額月額40,000円～46,900円（所得に応じて） 補助金支給回数　年3回 園に直接支給する代理受領を実施しています。 ・保育料等補助金の申請手続きのLogoフォームによる電子申請化を行いました。	・入園料・保育料補助金の対象者に対して、例年どおりチラシの個別配付や広報新宿の記事掲載による補助申請の勧奨を行うことで、制度利用を促進し、保護者の負担軽減を図ることができました。 ・さらに、私立幼稚園ガイドを令和6年度に引き続き発行し、補助制度について周知することで、広く未就園児の保護者へ幼稚園利用を勧奨することができました。 ・私立幼稚園の保育料等への補助金について、申請手続きのLogoフォームによる電子申請化により、幼稚園、保護者、区の事務手続負担の軽減を図るとともに、ペーパーレス化による関連文書管理のコンパクト化につながりました。	B	・保育料の代理受領を実施していない区外の私立幼稚園を利用している保護者に対しては、電子申請手続きの簡略化に向けた見直しを行い、保護者の事務手続きの軽減を図ります。 ・預かり保育の利用料補助について東京都の制度を活用した各種預かり事業の区内実施園を拡充していくほか、令和8年4月より始める乳児等通園支援事業について国と東京都の制度を活用して実施することで、保護者の選択の幅を広げ、就学前の子どもに対する幼児教育・保育の機会の充実を図ります。
63	**就学援助** 経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。	学校運営課	・就学援助認定人数　2,124人 ○小学校　1,395人（新小学1年生144人含む） （要保護65人、準要保護1,298人、特別支援教育就学奨励32人） ○中学校　729人 （要保護50人、準要保護664人、特別支援教育就学奨励15人）	・区内に在住する学齢児童・生徒の保護者からの申請に基づき、認定を行いました。 ・区立学校に在籍する児童・生徒については、学校を通じて申請書を全家庭に配付、回収しました。 ・小学校入学準備金及び国私立学校等に就学している児童・生徒の就学援助については、区ホームページに案内を掲載し、従来の窓口や郵送での申請に加え、電子申請が可能であることについてもお知らせするなど、利便性向上を図りました。	B	・経済的な理由によって就学が困難な家庭に対して必要な援助を行うことで、子どもたちが安心して学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう、引き続き支援していきます。 ・区立学校に就学する児童・生徒の就学援助手続きの電子申請化については、今後のシステム環境の整備状況等の充実をふまえて、改めて導入の可否を検討します。
64	**奨学資金の貸付** 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）・高等専門学校・専修学校の高等課程に入学・在学する生徒（区内に居住）のうち、成績優秀で、経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な資金の一部の貸付けを行います。 なお、国や東京都の奨学金制度の拡充により、都内高等学校等の授業料が実質無償化されていることや、入学準備にかかる経費が増加している状況をふまえ、令和6年度に制度の見直しを行いました。令和7年度生（令和6年度募集生）からは入学準備金のみの貸付けとし、貸付金額を増額するとともに、居住要件や就業要件等の新たな免除規定を設けることで、奨学生自身の将来展望によっては、返済の必要がなくなる制度としています。	教育調整課	区ホームページへの掲載、広報新宿、しんじゅくの教育（教育広報紙）での周知に加え、区公式SNSでの周知を行いました。 周知活動で使用する募集のお知らせ（チラシ）のデザインを外部に依頼し、チラシの訴求性を高めました。 ・奨学資金貸付額実績：4,272,000円（貸付人数：12名） ・令和8年度生募集実績：6名の応募者を審査し、全員を採用としました。 ・調定額実績 新規：6,362,000円（50名） 滞納繰越額：10,491,500円（36名） ・収入額実績：6,941,400円（65名） うち奨学資金貸付金の納付指導の業務委託分　480,600円	令和7年度の応募者は、想定の20名を下回りましたが、過去5年度内で最多の6名でした。引き続き必要とする方に情報が行き届くよう、周知方法を検討する必要があります。 近年、国や東京都が奨学金制度及び奨学金返還支援制度を拡充していることや、民間企業でも同様に奨学金制度等を実施していることから、奨学金制度全般について、各実施団体の動向を注視していく必要があります。	B	必要とする方に情報が行き届くよう、周知方法を検討していきます。 また、区奨学資金だけでなく、国や東京都等が実施する奨学金制度全般について、引き続き積極的に周知活動を行い、進学希望者の支援活動を継続していきます。
65	**入学祝金支給** 新たに小・中学校に入学する学齢の子どもたちを対象に、新小学1年生に5万円、新中学1年生には10万円の入学祝金を支給することで、入学時の家庭の経済的負担を軽減するとともに、入学を祝福し、児童・生徒の健やかな成長を支援します。	学校運営課	基準日において、住民基本台帳に記録されている小学校及び中学校入学相当年齢の児童・生徒に対し、小学1年生に5万円、中学1年生に10万円の入学祝金を支給しました。 【令和7年度入学生（転入者分）】 ・基準日 令和7年4月30日 ・実績 小学生：90人 中学生：72人 【令和8年度入学生】 ・基準日 令和8年1月1日 ・実績 小学生：1,854人 中学生：1,980人	就学事務及び私立学校就学者等支援給付金に活用できるよう、令和8年度入学生から、新入学に係る届出等の案内を確認書に掲載しました。	B	保護者の利便性向上を図るため、令和9年度新入学生への支給分からLogoフォームを利用した電子申請を実施できるよう準備、検討を行っていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
66	**学校給食費等助成** 区立小・中学校、特別支援学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化するとともに、私立学校就学者等に区立学校の給食費相当額を支給することにより、子育て世帯の負担を軽減し、児童・生徒の健やかな成長を支援します。	学校運営課	・区立学校給食費については、令和6年度から子育て世帯の負担軽減のため、すべての子育て世帯を対象に学校給食費の無償化を実施しており、令和7年度も引き続き学校給食費の無償化を実施しました。 ・私立学校就学者等支援給付金については、私立学校就学者等に対し、給食費相当額を給付金として年3回に分けて支給しました。 （小学生：年間66,000円、中学生：年間81,000円） 1回目（5/1基準）　給付件数：5,187件 2回目（9/1基準）　給付件数：5,229件 3回目（1/10基準）　給付件数：5,261件	・区立学校給食費については、これまでも各校で適切な給食費の執行管理に努めてきたところですが、無償化により、保護者口座からの給食費の引き落としがなくなる一方、公費を各学校の給食会計口座へ振り込むこととなるため、適切な事業実施体制の構築が求められます。 ・令和6年度及び7年度の実施方法を精査し、事務処理を担う各学校へ十分に周知を行い、事務処理の改善を図っていく必要があります。 ・また、近年の物価高騰に伴う給食費の執行状況については、随時確認する必要があります。 ・私立学校就学者等支援給付金について、前年度の検討をふまえ、前年度から継続して受給する対象者及び本事業の対象者で入学祝金を受給した者に対するプッシュ型給付を実現し、利便性の向上を図りました。 　また、令和8年度から2学期始業が後ろ倒しになることをふまえて、実施要綱の改正を行い、対象者を正確に把握できるよう基準日の変更を行いました。	B	・区立学校給食費については、令和８年度も引き続き無償化を実施していくにあたっては、事務スケジュールの見直し等を行い、スムーズな公費の支給を行います。 ・近年の物価高騰に伴う給食費の執行状況について、引き続き注視していきます。 ・私立学校就学者等支援給付金については、保護者の利便性向上のため、令和9年度からLogoフォームを利用した電子申請を実施できるよう準備、検討を行っていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
施策9　学校の教育力の強化						
67	**創意工夫ある教育活動の推進** 各区立学校及び幼稚園が、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情等の特色を活かして、創意工夫ある教育活動を推進します。 各区立学校及び幼稚園では、観察や実験、見学や調査、発表や討論、体験等の多様な学習活動を取り入れ、伝統文化の鑑賞体験をはじめ、国際理解、自然・環境、福祉・健康、防災、歴史や文化、地域の将来等、各区立学校及び幼稚園の特色を活かした創意工夫ある取組を行います。	教育支援課	・「創意工夫ある教育活動推進事業計画」に基づく、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情、各学校・園の特色を活かした創意工夫ある取組の円滑な実施に向けた支援 小学校（29校） 中学校（10校） 特別支援学校（1校） 幼稚園（14園）	・「学校関係者評価の結果（「創意工夫ある教育」に対するA評価の割合）」は、71.6%でした。A評価としなかった学校についても、地域人材を学校に招いた取組を行ったり、学年・学級で実施できる取組を充実させたりするなどの工夫を行いました。 ・実施されたさまざまな取組は各学校（園）の教育活動の充実に寄与しており、A・B評価を合わせた割合は100%であったことから、計画どおりと評価します。	B	創意工夫ある教育活動による学習効果を高めていくためには、カリキュラムマネジメントを一層向上させるとともに、子どもや地域の実態、社会の変化に即応した教育課程を編成・展開することが重要です。今後も各学校（園）において、地域の方や事業者、教育関係諸機関との連携を深め、より充実した創意工夫ある教育活動になるよう支援していきます。
68	**教育課題研究校・モデル校の指定** 新宿区の現状や学習指導要領の内容等に照らして、特に取り組むべき教育課題に対応するため、教育課題研究校を指定し、教育委員会とともに教育課題について調査・実践による研究をするとともに、研究発表会を開催し、その成果を区立学校で共有することで、学校全体の教育力の向上を図ります。 また、教育委員会が設置する各委員会と連携し、教育課題を解決するための具体的な取組について研究・検証する教育課題モデル校を指定し、研究報告会の開催により課題解決のための取組を広げます。 令和6年度からは、教育課題研究校の指定を一旦休止し、次期学習指導要領の改訂に向けた方向性が整理され、改訂と関連した教育課題が明らかになった時点で指定を再開します。休止期間中は、教育課題モデル校の募集校数を増やし、新宿区の教育課題を解決するための取組を研究・検証していきます。	教育指導課	・令和7年度の教育課題モデル校「架け橋プログラム」として2地区（四谷小学校・四谷子ども園地区、落合第三小学校・落合第三幼稚園地区）を指定して実践研究を推進し取組成果を発信（1・2月） ・令和7年度の教育課題モデル校「不登校支援の充実」として3校（牛込第二中学校、新宿中学校、西新宿中学校）を指定し、組織的な不登校対応等についての取組成果を全校で共有（11月） ・成果発表会の参加者向けアンケートに対する肯定的な意見：100%	・教育課題モデル校「架け橋プログラム」の研究については、2地区がそれぞれ実践発表会を開催しました。発表会には、それぞれ100名近くの教員が参加し、架け橋プログラムの編成手順や合同会議の効果的な進め方、具体化されたカリキュラム等の成果物を共有することができました。 ・教育課題モデル校「不登校支援の充実」の研究については、不登校対応巡回教員の効果的な活用や校内体制の整備、チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）における効果的な取組に関する実践を積み重ねました。年度途中から開始した「校内教育支援センター支援員」の効果的な活用を含め、多様な教育機会検討委員会と連携して年間の取組成果をまとめ、全校に向けて成果発表を実施し、各校は次年度の取組の参考とすることができました。	B	・令和8年度も教育課題モデル校の実践研究の充実を図っていきます。 ・令和8年度の教育課題モデル校については、「架け橋プログラム（2小学校ブロック）」、「多様な教育機会の充実（3校）」をテーマに実践研究を進め、取組成果を全校・園に発表していきます。
69	**学校経営力の向上** 学校経営が多様化・複雑化する中で、学校の現状と課題を的確に把握し解決することのできる「学校経営力」の向上が常に求められています。このため、校長や副校長、主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーが組織的に授業改善や生活指導等に取り組んでいきます。さらに、学校支援アドバイザーが、これまでに培った知識や経験を活用し、若手教員やミドルリーダーの育成等について具体的に助言するなどし、学校経営力の向上を支援していきます。 また、保護者・地域に積極的に連携・協力してもらうため、学校公開等を積極的に設定するなど、開かれた学校づくりを進めていきます。	教育指導課	・管理職及び主幹教諭、主任教諭等のミドルリーダー向けの研修を実施（全小・中学校） ・学校支援アドバイザーによるミドルリーダーへの授業力や指導力、メンタル面の把握による管理職支援を実施（全小・中学校）	・管理職及び主幹教諭、主任教諭等のミドルリーダーが、学校の現状と課題を的確に把握し、その課題解決を具体的に行うことができるように研修内容や方法を工夫しました。 ・校園長研修会と副校園長研修会の計画にあたっては、小・中学校の校長と副校長それぞれの課題意識を把握し、学校経営の改善につながる課題を設定して実施しました。	B	学校支援アドバイザーが専門的な知識や能力を発揮し、学校を支援していけるように、引き続き学校のニーズを把握しながら研修等の充実に努めていきます。
70	**学校の法律相談体制の整備** 学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中で、弁護士の専門性を活用することにより、緊急危機事案や学校に対する不当な要求への対応等、学校が法に基づく助言を必要とする問題について迅速かつ適切に対応します。また、これにより、教職員が児童・生徒等への指導に専念できるよう支援します。	教育指導課	スクールロイヤー（弁護士）の知見を活用し、学校の法律相談体制の充実を図りました。また、学校からの相談に対し、スクールロイヤーが学校への指導・助言のため適宜来庁及び来校し、直接法律的な観点からの助言を行うことで、困難事例等に迅速かつ適切な対応ができました。（相談件数87件、相談時間延べ79時間35分）	・専門的な見地からの助言を得られたことで、各学校の適切な対応につながりました。 ・事案が深刻化する前に、法的根拠を含めた専門的な助言を得られるように、引き続き、各学校への法律相談体制の周知が必要です。	B	・引き続き、校園長研修会や生活指導主任会等を通して、学校が共通して理解しておくべき事案の対応等のポイントについて周知していきます。また、困難な事例等については、適切にスクールロイヤーに助言をもらい、学校を支援してまいります。 ・軽易な法律相談については、公益財団法人東京都教育支援機構（ＴＥＰＲＯ）によるＴＥＰＲＯ学校法律相談デスクを通じた対応に変更し、スクールロイヤーと連携した相談体制を強化することで、いじめによるトラブルが深刻化する前に、適切に対処します。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
71	**教員の働き方の意識改革等** 「教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次・第二次報告書」に基づき、教員が健康でやりがいを持ちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、学校現場の実情に応じた具体的な34の取組を、実践できるものから速やかに実施しています。勤務時間を意識した働き方に向けた、長期休業期間中の一斉休暇取得促進期間の設定や、各区立学校及び幼稚園の実情に応じた定時退庁日の設定等を実施しています。また、副校長の業務を補佐することを目的に、全小学校に学校経営推進員、全中学校に学校経営補助員を配置しています。さらに、教員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒への指導や教材研究に注力できるよう、全区立学校にスクール・サポート・スタッフ、全小学校にエデュケーション・アシスタントを配置します。このほか、タイムレコーダーによる勤務実績を活用しながら、取組の効果を検証するとともに、業務の平準化等につなげています。 また、取組の改善に向けて、各区立学校及び幼稚園の学校評価において点検・評価を実施し、教職員が取組の成果を実感できるよう評価結果を共有し、意識改革を図っていきます。 こうした取組に加え、教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチームにおいて、教職員の勤務環境の改善と働き方の意識改革に関するさらなる取組を検討し実践することで、一層の改善につなげていきます。	教育指導課	・教育委員会が所管する会議等について、回数の見直しや実施方法をオンデマンド化するなど、内容の効率化を図り教員の負担軽減につなげました。 ・令和7年度より「1週間当たりの勤務時間が50時間を超える教員を原則ゼロにする」という新たな目標を設定しました。 ・小・中学校の補助員（学校経営推進員及び学校経営補助員）は、副校長の事務負担の軽減につながっており、1週間当たりの勤務時間が50時間を超える副校長の人数は、令和7年度で延べ100名となり、前年度と比較して15名減少しました。（4月～3月の累計数比較） ・長期休業中の一斉休暇取得促進により、休暇を取得しやすい環境を整えました。（8月12日から8月15日に実施）この期間の休暇取得率　97.2% ・学校の法律相談体制を推進し、弁護士のさまざまな助言により、学校の諸問題の解決を支援しました。学校法律相談については、各校への継続した周知により活用が定着し、相談件数も昨年度と同程度で推移しました。（相談件数87件、相談時間延べ79時間35分）（No.70「学校の法律相談体制の整備」再掲） ・勤務時間が特に長い教員に対しては、当該校の校長とともに教育指導課長が面接を行い、状況を聞き取るとともに、ワークライフバランスの重要性について説明しました。 ・令和6年度に導入した出欠席連絡・電子データ添付・自動翻訳等の機能を有するシステムを活用し、学校と保護者の連絡の効率化及び区からの情報発信の強化を図りました。 ・スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタントを学校に配置し効果的に活用を図ることで、教員の負担軽減を図るとともに、子どもたちによりきめ細やかな対応ができる体制を強化しています。また、部活動指導の一部民間委託については、69部活動に部活動指導員を配置しました。 ・改正給特法の成立（6月）を受け、「教員の勤務環境の改善・働き方改革第三次報告書」を「業務量管理・健康確保措置実施計画」（令和8年度～11年度）として位置付けるとともに、国の改正指針等をふまえながら、教員の働き方改革プロジェクトチームで協議を重ね、報告書の一部改訂を実施し、目標及び取組等の見直しを行いました。また、改訂に伴い、年度当初に周知する教員の働き方改革チラシについて、教員・保護者向け双方の刷新を行いました。（3月） （1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員の人数・割合） ※平成30年度は9月～3月のみの実績 職層 / H30※ / R1 / R2 / R3 / R4 / R5 / R6 / R7 校長 / 12人 (4.2%) / 4人 (0.8%) / 0人 (0%) / 3人 (0.6%) / 1人 (0.2%) / 1人 (0.2%) / 0人 (0.0%) / 0人 (0%) 副校長 / 69人 (22.7%) / 52人 (9.9%) / 26人 (4.9%) / 29人 (5.5%) / 17人 (3.2%) / 12人 (2.3%) / 2人 (0.4%) / 1人 (0.2%) 一般 / 227人 (4.4%) / 219人 (2.4%) / 134人 (1.4%) / 114人 (1.2%) / 63人 (0.7%) / 62人 (0.6%) / 38人 (0.4%) / 30人 (0.3%) 合計 / 308人 (5.4%) / 275人 (2.7%) / 160人 (1.6%) / 146人 (1.4%) / 81人 (0.8%) / 75人 (0.7%) / 40人 (0.4%) / 31人 (0.3%) （1週間当たりの勤務時間が50時間を超える教員の人数・割合） ※平成30年度は9月～3月のみの実績 職層 / H30※ / R1 / R2 / R3 / R4 / R5 / R6 / R7 校長 / 83人 (29.0%) / 110人 (22.4%) / 61人 (12.4%) / 95人 (19.4%) / 82人 (16.7%) / 60人 (12.2%) / 45人 (9.2%) / 43人 (8.8%) 副校長 / 218人 (71.7%) / 308人 (58.9%) / 249人 (47.2%) / 253人 (47.9%) / 191人 (36.2%) / 171人 (33.1%) / 115人 (21.9%) / 100人 (19.0%) 一般 / 1,705人 (33.2%) / 2,353人 (25.9%) / 1,798人 (19.4%) / 2,464人 (26.5%) / 2,212人 (23.6%) / 1,847人 (19.3%) / 1,452人 (15.0%) / 1291人 (13.0%) 合計 / 2,006人 (35.1%) / 2,771人 (27.4%) / 2,108人 (20.5%) / 2,812人 (27.2%) / 2,485人 (23.9%) / 2,078人 (19.6%) / 1,612人 (15.1%) / 1434人 (13.1%)	・教育委員会が所管する会議等については、参集の必要がないものはオンデマンド化するなど、効率化が進んでいます。 ・タイムレコーダーの活用による教員の勤務状況の客観的な把握により、学校への情報提供や指導・助言をするとともに、学校・園ではデータを活用して校内研修や教員の指導の際の資料として活用することで、教員の勤務時間に対する意識向上につながりました。 ・管理職やミドルリーダー等の主体的な取組により、意識改革だけでなく、校内会議や校務分掌の見直し等、具体的な取組につながりました。 ・1週間当たりの勤務時間が50時間を超える教員数は、年々減少しています。働き方改革の取組以前において、超過勤務時間の割合が特に多い校種である小学校・中学校も、勤務時間の改善が進んでいます。 ・1週間当たりの勤務時間が50時間を超える教員は固定化している状況が見られるため、教育指導課長による面談を行い、継続的に指導・助言を行っていく必要があります。 ・部活動指導の民間委託化やスクール・サポート・スタッフ及び副担任相当の業務を担うエデュケーション・アシスタントの配置、校内教育支援センター支援員の配置等、外部人材の活用によって教員の負担軽減が図られ、子どもたちによりきめ細やかな対応ができる体制を強化されています。各校における効果的な活用について、引き続き工夫していく必要があります。 ・今後は、「教員の勤務環境の改善・働き方改革第三次報告書（新宿区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）」に掲げる「1週間当たりの勤務時間が50時間を超える教員を原則ゼロにする」に加え、「1年間の時間外在校等時間が３６０時間を超える教員を原則ゼロにする」「ワークライフバランスを意識して業務を行っている教員の割合80%」という３つの目標の実現に向けて、教育委員会と各校の取組を一層推進していく必要があります。 ・法律相談件数は増加傾向にありますが、教員が一人で抱え込まないよう専門性の高いサポート体制を今後も確保する必要があります。	B	・教育委員会が所管する会議等において、引き続きオンライン実施やオンデマンド化が可能か検討し、会議の精選や効率化を進めていきます。 ・タイムレコーダーを活用により、教員の1週間当たりの勤務時間のほか、1年間の時間外在校等時間を適切に把握します。また、学校評価を活用し、教員のワークライフバランスに関する意識を把握していきます。 ・1週間当たりの勤務時間が50時間を超える教員は固定化している状況が見られるため、必要に応じて教育指導課長による面談を行い、当該校に対して継続的に指導・助言を行っていきます。 ・夏季休業期間における休暇取得促進等の取組を継続するほか、1週間当たりの勤務時間が50時間を超える教員が全校一斉ゼロとなる月を増やしていくため、各校の管理職に対して組織的な取組や教員の意識改革を一層進めていくこと求めていきます。 ・各学校・園が実施した働き方改革に向けた取組を今後も継続しつつ、教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチームで一層の情報共有を図りながら、取組内容の改善を検討していきます。 ・スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント等を校内で効果的に活用できるよう、各校を支援していきます。 ・令和8年度からは、夏季休業期間が延長されることから、教員が積極的に休暇を取得できるように、管理職を通じた働きかけを推進していきます。 ・業務量管理・健康確保措置実施計画で掲げた「1週間当たりの勤務時間が50時間を超える教員を原則ゼロにする」「1年間の時間外在校等時間が３６０時間を超える教員を原則ゼロにする」「ワークライフバランスを意識して業務を行っている教員の割合80%」という３つの目標の達成に向けて、働き方改革の取組を推進していきます。実施計画の目標の達成状況については、区ホームページで公開するとともに、達成状況を総合教育会議へ報告し、区長部局との連携を図っていきます。 ・公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）と協定を結び、TEPRO職員を通した学校法律相談を新たに導入します。相談事案の性質に応じながらスクールロイヤーと使いわけた法律相談体制の充実を図ることで、教員の負担軽減を図ります。 ・「hyper-QU」の取組については、従来の紙での調査からWEBQUへ切り替え、タブレット端末上で結果の返却等、教員の事務作業の負担の軽減につなげていきます。
72	**OJTの充実** 学習指導要領をふまえた教育課題への対応が求められる中、管理職や指導教諭による若手教員への指導等、職場内での日常的な研修を一層充実させるとともに、GIGAスクール構想における1人1台端末環境を活用した学習指導を充実させる必要があります。指導主事や学校支援アドバイザーの派遣により若手教員への指導、OJTの推進状況の確認等を行うほか、人材育成のため管理職への助言を行い、各学校における授業改善に向けたOJTの取組を充実します。 また、管理職やミドルリーダーに、人材育成のための研修を実施します。	教育指導課	・年間のOJT推進計画を立て教育指導課に提出（全校、5月） ・校内OJTの取組状況について、学校支援アドバイザーが直接管理職から聞き取りを行い、報告書を作成（12月・1月） ・報告書の内容を概要版に整理し、次年度に向けた課題を管理職に説明（2月）	・各学校において、OJT推進計画を策定し、計画的にOJTの取組を実施しました。 ・学校支援アドバイザーが各校を訪問し、OJTの実施状況を把握して各校の実態に応じた指導や助言を行い、次年度の改善につなげることができました。	B	・引き続き、各校のOJT実施状況を確認し、達成状況に応じて指導・助言を進めていきます。 ・一人ひとりの教員の課題に応じた効果的なOJTの取組を区内の学校で共有し、各校のOJTの推進を支援していきます。
73	**学校支援アドバイザーの派遣** 学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員等への基本的な指導や学校運営等の具体的な助言を行い、各区立学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 また、学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーへの助言を行い、学校の組織マネジメント力の向上を図ります。	教育指導課	・若手教員とミドルリーダーに対する学校支援アドバイザーの派遣と指導（全小・中・特別支援学校） 〈訪問回数〉若手教員への指導：年5.35回/人 〈対象〉　・1年次　46名 ・2年次　41名 ・3年次　54名 ・ミドルリーダー研修：年1.35回/校	・学校支援アドバイザーが定期的に学校を訪問し、主に若手教員を対象として学習指導や生活指導等に関する指導・助言を行うことにより、人材育成につながりました。 ・学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーへの助言を行い、学校の経営支援を行いました。ミドルリーダー研修については、学校によって参加者の意欲に差があることから、対象者が主体的に研修に参加できるように、管理職が中心となって内容と方法を工夫していく必要があります。	B	・引き続き、学校訪問等による若手教員への指導及びミドルリーダー研修を実施していきます。ミドルリーダー研修については、年度当初に管理職に対し、対象者が主体的に研修に参加できるように内容と方法を工夫するように依頼していきます。 ・訪問時は、タブレット端末の活用に関する内容や各校の働き方改革の進展に関する指導・助言をさらに進めていきます。 ・学校支援アドバイザーから集約した情報を、その他の研修や学校訪問での指導に活かしていきます。 ・学校支援アドバイザーがICT活用をはじめとする新しい教育課題に対応し、資質・能力を一層高めていけるよう、引き続き指導主事との情報交換や研修の機会を定期的に設けていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
74	**経験と職層に応じた研修の充実** 学習指導要領をふまえた教育課題に対応するため、若手教員に対して実施する新任教員研修や2・3・4年次研修、中堅教員等向けの資質向上の研修について、学校及び幼稚園におけるOJTと一層関連させ、研修効果の向上を図ります。特に、GIGAスクール構想における1人1台端末環境を活用した学習指導の充実に向けては、経験や職層に応じた研修の充実に加え、各区立学校の実践を共有することにより、OJTの活性化を図っていきます。 さらに、夏季集中研修や職層別研修では、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図ります。	教育指導課	・若手教員の研修については、学校支援アドバイザーの訪問による指導や校内OJTによる研修の内容と関連性をもたせて実施しました。 ・各種研修では、区の教育課題や喫緊の教育課題を取り上げるとともに、参加者がより主体的かつ実践的に参画できるよう、演習型の研修を取り入れました。	・若手教員を対象とした研修では、研修実施後に研修報告の提出を求めており、参加者が研修内容を理解し、所属校の実践に生かしている様子を確認することができました。 ・研修内容を学校のニーズや職層ごとの教員の状況に基づいて設定することで、個々の指導力の向上や所属校での職務の改善につなげることができました。	B	・タブレット端末のさらなる活用等、区の状況に合わせた研修内容の充実に努めていきます。 ・引き続き、学校のニーズを把握するとともに、指導主事や学校支援アドバイザーによる指導・助言の内容と関連性をもたせ、研修内容の一層の充実を図っていきます。

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	担当課	令和7年度 進捗状況 (A) 取組状況、実績（数値）	令和7年度 進捗状況 (B) 評価、課題	1年間の達成度	改善内容、今後の取組方針
施策10　学校環境の整備・充実						
75	**学校施設の改善** <第三次実行計画事業46 ③「区有施設の照明設備LED化」を含む> 学校施設の照明設備を計画的にLED化することにより、エネルギー消費量削減の取組を推進していきます。 **指標** **令和5年度末現況** **【令和9年度末目標】** 照明設備LED化工事【工事完了】 **令和7年度の計画（令和7年度当初時点）** 小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園 〇工事 区有施設の照明設備LED化に向けた検討	学校運営課	・下記の施設でLED化工事を実施しました。 ○小学校　9校 津久戸小学校、江戸川小学校、市谷小学校、早稲田小学校、 鶴巻小学校、天神小学校、落合第一小学校、落合第三小学校、 西戸山小学校 ○中学校　3校 牛込第三中学校、落合中学校、落合第二中学校 ○幼稚園　6園 津久戸幼稚園、市谷幼稚園、早稲田幼稚園、鶴巻幼稚園、 落合第三幼稚園、西戸山幼稚園	令和7年度にLED化工事を予定していた施設については、すべて計画どおり実施しました。 **令和7年度末の状況** 小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園 18施設の工事完了 区有施設の照明設備LED化に向けた検討	B	・令和6年度に策定した実施スケジュール・施工方法等の実施計画に基づいて、関係部署と連絡調整を行いながら令和9年度までに、学校施設の照明設備LED化を順次進めていきます。 ・令和8年度からは、前年度までにLED化工事を完了した施設について、LED化による省エネルギー効果の検証や分析、改善対応を実施します。
76	**通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営** 近年の未就学児等の人数の増加傾向に対応するため、普通教室の整備・確保を行っていきます。また、「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」及び平成28年度の学校選択制度の見直しの状況をふまえ、通学区域の検討等を行い、児童・生徒の生活の場としてふさわしい学校づくりを進めていきます。 なお、令和3年度から7年度まで段階的に実施予定の公立小学校全学年での35人学級へ向けては、東京都の学級編制基準、通学区域内の未就学児数、将来の児童数の状況をふまえ、普通教室を適切に整備します。四谷小学校及び西新宿小学校においては、増築校舎を建築し、計画的に教育環境の確保を図ります。	学校運営課	・東京都の学級編制基準が改正され、中学校においても令和8年度から35人学級を実施することになったため、生徒・学級数を推計し、学級増が見込まれる学校については、普通教室化する教室の修繕や備品等の購入を行いました。【対象校】牛込第三中学校・西早稲田中学校 ・中学校における学校選択制度においては、35人学級の実施に伴い、各中学校における受入可能数を見直し、学校案内冊子で周知しました。 ・小学校においても、未就学児の人口やこれまでの入学者の動向に基づき児童・学級数を推計し、学級増になる学校に対して備品等の整備を実施しました。【対象校】落合第四小学校 ・令和7年度入学生から花園小学校の一部通学区域が変更となったことから、保護者への丁寧な情報提供を目的に、四谷小学校への指定校変更が可能となる特例を含め、区ホームページやパンフレットを通じて周知を行いました。 ・四谷小学校増築校舎においては、8月までに校内整備を完了し、令和7年2学期から利用を開始しました。また、増築校舎の管理室に見守り員を配置し、来校者の管理を行いました。西新宿小学校増築校舎は、3月に校内整備を完了し、令和8年度から利用を開始できるよう整えました。	・年度途中に急遽決定した中学校35人学級編制の実施についても、短期間での準備が求められる中、各中学校と緊密に連携し教室整備を実施したことで、新年度において支障なく学級編制を行うことができました。 ・小学校においても、児童数の推計をふまえ、学級増となる学校に教室環境の改善に必要な対応を行い、教育環境の整備を適切に行うことができました。 ・四谷地区における通学区域変更後の指定校変更制度運営について、十分に周知を行った結果、適切に実施することができました。 ・四谷小学校、西新宿小学校の増築校舎については、増築校舎の整備や本校舎からの移動、本校舎・増築校舎に生じる空き教室等の活用について、学校と検討を重ねました。	B	・令和9年度以降も、中学校においては新入学生を対象に段階的に35人学級編制が実施される予定であることから、今後も国私立学校等への進学状況を注視しつつ生徒・学級数の推計を行い、必要な教育環境整備に取り組みます。 ・小学校においては、全学年での35人学級編制は既に完了していますが、一部地域では再開発等により児童数増の可能性があるため、引き続き区内の動向を注視し、児童数の推計及び必要な教育環境整備を行います。 ・西新宿小学校は、周辺再開発の計画が遅延しており、当初の想定より児童数が増加していないため、当面、増築校舎にゆとりが生じることから、増築校舎の教室活用について、引き続き学校と連携し検討していきます。
77	**学校施設の長寿命化の推進** <第三次実行計画事業 61③「中長期修繕計画に基づく施設の維持保全」を含む> 学校施設の老朽化の現状及び公共施設等総合管理計画の趣旨をふまえ、小・中学校施設の長寿命化を基本とした学校施設個別施設計画を令和2年度に策定しました。本計画及び予防保全の考え方に立った「中長期修繕計画」に基づき、今後の児童・生徒数の動向等をふまえ、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます。 **指標** **令和5年度末現況** **【令和9年度末目標】** 予防保全の考え方に立った適切な修繕の実施状況 修繕の実施 【修繕の実施】 **令和7年度の計画（令和7年度当初時点）** ○ 小学校　10校 ○ 中学校　5校	学校運営課	・学校施設の長寿命化のため、下記のとおり工事を実施しました。 ①空調設備改修　9校 早稲田小学校、鶴巻小学校、牛込仲之小学校、余丁町小学校、 四谷第六小学校、落合第六小学校、柏木小学校、牛込第一中学校、 牛込第二中学校 ②昇降機改修　4校 東戸山小学校、花園小学校、柏木小学校、西新宿中学校 ③外壁改修　3校 鶴巻小学校、大久保小学校、落合第二中学校 ④校庭改修　2校 牛込仲之小学校、花園小学校 ⑤受変電設備改修　1校 落合中学校 ⑥屋内運動場改修　1校 落合第二中学校	令和3年1月に策定した「新宿区立学校施設個別施設計画」に定める予防保全の観点に基づく学校施設修繕工事等を予定どおり実施し、良好な教育環境の整備に努めました。 **令和7年度末の状況** ○ 小学校　10校 ○ 中学校　5校	B	引き続き、「新宿区立学校施設個別施設計画」を基に、区立学校の長寿命化を前提とした適切な施設維持管理を実施します。なお、学校施設の老朽化が進んでいることをふまえ、関係部署との課題の共有を行っていきます。

（２）学識経験者の指摘・意見及び教育委員会の対応・判断

＜主な評価対象事業について＞

（１）子ども一人ひとりの学びの保証（教育ビジョン　取組の方向性1）

1　学力調査を活用した個々の学力の向上

2　学校サポート体制の充実

3　放課後等学習支援

4　ＩＣＴを活用した教育の充実

5　主体的・対話的で深い学びの実現

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
1　学力調査を活用した個々の学力の向上 **4　ＩＣＴを活用した教育の充実** 学力調査の結果を見ると、学年が上がるにつれて改善傾向がみられる。 外国籍の児童・生徒を含め、一人ひとりの状況に応じた学習支援を進めるため、デジタルドリルや個別指導等、ＩＣＴを活用した学習支援を有効活用し、進度の把握に努めてほしい。 また、ＩＣＴ活用は不登校対策等にも有効であるため、十分に活用していただきたい。	デジタルドリルは、個々の児童・生徒の習得状況に応じて問題をＡＩで自動生成して提示したり、学習の取組状況や進度を自動で記録し指導に活用したりできるなど、一人ひとりの状況に応じた学習支援の方法として有効に活用されています。学力定着度調査とデジタルドリルの連動と合わせ、児童・生徒の学力の向上に役立っており、引き続き各校での活用を推進してまいります。 また、不登校対策においても、つくし教室での仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援の実施や、株式会社ベネッセコーポレーションの事業を活用してデジタルドリル等を使用した学習支援を試行実施するなど、取組の充実を図っています。 今後も、一人ひとりの状況に応じた学習支援の充実に向けて、ＩＣＴを効果的に活用してまいります。
1　学力調査を活用した個々の学力の向上 **4　ＩＣＴを活用した教育の充実** 学力調査における小学校の正答率は全国平均を大きく上回っているが、近年は全国的にクラス内の学力層がフラット化している状況が指摘され、誰一人取り残さないという方針を掲げる上での現場の大きな課題となっている。ＩＣＴの利活用によって一人ひとりに応じた課題を提供し、学びの質を高めることが期待される。また、無回答率の低減を視野に入れた取組もひとつの手立てとなるのではないか。	学力層のフラット化や2極化については、全国と同様に新宿区においても課題となっています。デジタルドリルをはじめとするＩＣＴの活用は、個に応じた学習指導の充実につながり、そうした課題の改善につながるものと考えています。学びの質を高めていくことについては、引き続き研修や各校におけるＯＪＴの充実に努め、各教員が学びの質を高めるために必要な手だてを理解し、ＩＣＴを活用した授業改善を進めることができるように支援してまいります。 また、無回答率の低減については、習熟度別指導や机間指導等による個別指導の充実等、従来から行われている指導とＩＣＴを活用した指導を上手く組み合わせて個に応じた指導の充実を図り、改善につなげてまいります。

4　ＩＣＴを活用した教育の充実 　ＩＣＴ機器は学校現場の日常に溶け込みつつあり、ＩＣＴ活用サポートの支援内容の重点が、機器の使用方法から、授業での効果的な活用に移っている点は象徴的である。 　一方、生成ＡＩの急速な普及により、学校現場でも児童・生徒の生成ＡＩの利用を前提とした対応が必要となる。教員自身が生成ＡＩの有用性や課題、落とし穴を理解し、教員同士での知見の共有等を進めてほしい。	生成ＡＩの活用については、教育現場でも急速に普及しており、教育委員会としても教職員が、その有用性や課題、知見を共有していくことが重要であると認識しています。教育委員会では、教職員や管理職を対象とした研修において、生成ＡＩの有用性やリスク、効果的な活用方法について理解を深めるため、実際の操作を伴う実践的な研修を積極的に取り入れています。 　今後も、教育委員会では計画的に研修を実施し、教員同士で知見を共有できる体制を整えるとともに、教育現場での効果的な活用が進んでいくように学校を支援してまいります。
4　ＩＣＴを活用した教育の充実 　次期学習指導要領では「探究」がキーワードとなろう。そこでは、生成ＡＩの活用場面が現れると思われるが、単に答えを得るためのツールではなく、問いの質を高めるツールとしての探究学習における活用を期待する。各学校での応用や活用シーンの拡大につなげるため、具体的な授業モデルを作成し、共有してほしい。 　また、ノーメディアデーについては、実効性のある取組となるよう、児童・生徒が主体的にルールを定め、自ら振り返りながら取り組める仕組みとすることで、デジタル・シティズンシップの育成につなげてほしい。	探究的な学びの中で、ツールの一つとして生成ＡＩをどのように活用していくかについて検討していくことは、教育委員会としても必要な取組であると認識しています。現在は、生成ＡＩの有用性やリスク、効果的な活用方法を理解する教職員向けの研修の実施が中心ですが、今後は学習指導要領の改訂内容をふまえた上で、授業における活用がイメージできる授業モデルの共有に向けてどのような取組ができるのか、教育委員会として研究を進めてまいります。 　また、ノーメディアデーの取組については、ご意見にあるとおり児童・生徒や各家庭がその趣旨を理解し、主体的に取り組んでいくことが大切であると考えています。今後も、各校の取組状況や実施上の工夫を確認し、主体性を大切にした指導の充実に向けて指導・助言を行い、児童・生徒のデジタル・シティズンシップの育成につなげてまいります。

5　主体的・対話的で深い学びの実現 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をさらに進める必要がある。例えば、タブレットの意見共有機能の活用により、意見発表の時間を意見交換に充てるなど、次期学習指導要領において、柔軟な教育課程編成の一例として40分授業も実施可能となることを見据えた授業内容の充実を図ってほしい。 また、幼児教育段階から小中学校までを通じて一貫した子ども像の育成を意識しながら深い学びの実現に向けて取り組んでほしい。	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、新宿区教育ビジョンの柱にある「質の高い学校教育の実現」に向けて、最も重要な取組の一つであると考えており、各校の教育課程にも必ず工夫した取組を位置付けるよう求めています。次期学習指導要領に向けた議論では、年間の総授業時数の中で授業時間を柔軟に編成する調整授業時数制度や、40分授業を含む単位授業時間の柔軟な設定の方向性が示されており、文部科学省の指定を受けた一部の区立学校では、調整授業時数の取組を行っています。教育委員会としても移行期間を見据えて、柔軟な授業時数の在り方やその中での効果的なＩＣＴ活用について、検討を加速させてまいります。 また、幼児教育段階から小中学校までを通じて、一貫した子ども像の育成を意識した深い学びの実現については、就学前施設と小学校が連携して進めている「架け橋プログラム」の取組や、これまでも進めてきた小中連携の取組を一層充実させ、各校種間の円滑な接続と資質・能力の段階的な育成を図ってまいります。
5　主体的・対話的で深い学びの実現 若手教員を対象とした研修の実施は非常に良い取組だが、学校現場ではベテラン教員を中心に、従来の授業方法からの転換が十分に進んでいないケースもあると聞く。若手教員に加え、幅広い教員に対してアプローチできる取組が必要である。	若手教員とベテラン教員の双方に働きかける研修の取組としては、初任者研修と11年目の教員を対象としている中堅教諭資質向上研修を合同で実施しています。研修では、初任者の教員は中堅層の教員から学習指導や生活指導について学び、中堅層の教員は後輩教員への適切な助言方法について学びを深めています。研修は、中堅層の教員が若手教員の新しい発想から刺激を受ける機会にもなっています。また、各校の校内ＯＪＴでは、特にＩＣＴ活用の分野等で、中堅層の教員が若手教員から効果的な活用事例を学ぶ機会も多くあると報告を受けています。今後も、教育委員会として、区内の幅広い教員に対してアプローチできるよう研修等の充実を図ってまいります。

（２）幼児教育環境の充実（教育ビジョン　取組の方向性6）

27　公私立幼稚園における幼児教育等の推進

28　幼稚園子育て支援事業の実施

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
27　公私立幼稚園における幼児教育等の推進 **28　幼稚園子育て支援事業の実施** 区立幼稚園は、幼児教育に加え、未就園児の会や子育て相談、こども誰でも通園制度等、地域の子育て支援を支える重要なインフラ・専門機関として大きな役割を果たしている。一方で、園児数の減少が続く中、その機能の維持が課題となっている。 園の魅力発信は進められているが、弁当給食や預かり保育等、保護者のニーズに応じた運営の充実を図るとともに、利用を検討している保護者のニーズを把握し、園児数の確保と地域の子育て支援インフラとしての区立幼稚園の維持につなげていただきたい。	教育委員会では、区立幼稚園の園児数の減少等をふまえ、令和9年度の園児募集のあり方の検討を行う「区立幼稚園検討協議会」を、令和8年6月に設置しました。区長、教育長、教育委員、校園長等で構成するこの協議会におきまして、区立幼稚園はすべての幼児に幼児教育の機会を保障するという役割を担っており、今後も区民にとって必要な施設であるという考えを共有いたしました。 園児数の減少が続く中、これまでも質の高い教育の提供をしてまいりました。今後も保護者ニーズの把握に努めるとともに、区立幼稚園のあり方について検討を進めてまいります。また、要望の多い弁当給食や預かり保育については、他自治体の実施状況等を研究してまいります。
27　公私立幼稚園における幼児教育等の推進 **28　幼稚園子育て支援事業の実施** 園児数の確保は各園の努力だけでは限界があると感じる。そのため、事業の評価軸を、園児数の確保だけでなく、区立幼稚園が果たす幼児教育に対する役割や機能に移していくことも必要ではないか。未就園児や在宅子育て家庭への支援、すくわくプログラムを始めとする小学校との円滑な接続等、幼稚園が果たす機能をより積極的に発信してほしい。 また、未就園児や在宅子育て家庭への支援の取組は、子育て支援そのものに大きな価値があると考える。そうした取組が結果として入園につながることは望ましいが、まずは地域の子育て支援を担う取組として位置付け、その意義を発信していくことも重要である。	各区立幼稚園で実施している「未就園児の会」及び西戸山幼稚園で実施している「つどいのへや」は、未就園児や在宅子育て家庭への支援の取組として、地域の親子が気軽にお越しいただける場となっています。 こうした取組に加えて、「すくわくプログラム」や「架け橋プログラム」等の様子を引き続き情報発信していくことで、小学校との円滑な接続や子育て支援的な機能等を含む、幼稚園が担う幼児教育に対する役割について、保護者に知っていただけるよう取り組んでまいります。

27　公私立幼稚園における幼児教育等の推進 **28　幼稚園子育て支援事業の実施** 園児数の減少は、乳幼児施設全体の受入れに余裕があることの表れとも考えられる。今後は園児数の確保だけでなく、在園児に対して質の高い教育を提供することに重点を置くことが重要である。 幼児教育は小・中学校教育と連続するものであり、併設幼稚園では、子どもが小学校生活を身近に感じながら成長できる利点がある。学校教育への円滑な接続という幼稚園の教育的価値をより積極的に発信していくことが必要である。 就労状況の変化により、給食や預かり保育等のニーズが高まっている。区立幼稚園を選ぶ後押しとなる取組を検討するとともに、人的配置を含めて預かり保育の充実を図っていくことを期待したい。	区立幼稚園は、子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現に向けて、地域とのつながりの中で質の高い教育の提供に努めています。今後も、園児一人ひとりに応じた教育の充実に取り組んでまいります。 こうした取組と併せて、小学校との併設という利点を活かし、「架け橋プログラム」の充実を図っていくとともに、区立幼稚園の魅力として積極的に発信していきます。 給食や預かり保育等については、保護者の就労状況等の変化を把握するとともに、他自治体の取組を研究してまいります。

（３）地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進（教育ビジョン　取組の方向性17）

49　学校安全対策の充実

50　学校防災対策の充実

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
49　学校安全対策の充実 **50　学校防災対策の充実** 　他自体での事件を受け、防護盾の配備を迅速に進めたことは評価できる。一方で、安全対策は防犯用具を備えるだけでなく、緊急時に実際に活用できることが重要であるため、防護盾等を用いた訓練の実施状況を確認し、その取組を継続的に検証するなど、実行性を確保する体制づくりが必要である。 　また、学校危機管理マニュアルについては、緊急時の対応が一目で分かるフローチャート等を掲載し、教員が実践的に理解しやすい内容とすることが望ましい。 　さらに、地域と連携した体制づくりを進めていくことを期待する。	立川市で発生した学校への不審者侵入事案を受け、全区立学校及び幼稚園に防護盾を配備しました。防護盾を含む防犯用具については、緊急事態発生時に迅速かつ適切に使用できるよう、全教職員で保管場所や使用方法を共有するとともに、管轄警察署の協力のもと訓練を実施しているところです。今後も、実践的な訓練を継続して実施し、防犯体制の充実に努めてまいります。 　また、学校危機管理マニュアルについては、防護盾を含む防犯用具の使用及び管理に関する内容を追加するなど、不審者対応に係る見直しを行いました。今後も内容の見直しを継続するとともに、フローチャートの活用を含め、教職員が理解しやすく、緊急時に活用しやすい内容となるよう工夫してまいります。 　さらに、不審者侵入や火災、地震等の様々なリスクを想定し、警察、消防署、避難所運営協議会等の関係機関や地域と連携した安全確保の体制づくりに努めてまいります。

49　学校安全対策の充実 **50　学校防災対策の充実** 学校においては、様々な危機を想定した安全対策を継続的に検証していくことが重要である。近年の学校火災事案等をふまえ、教室の立地条件や避難経路、救助袋等の救助設備の有効性等について、学校ごとに点検を行い、安全対策を検証していくことが必要である。 さらに、教員だけでなく児童・生徒が自らの安全を考える機会を設けることも必要であり、幼稚園においても避難行動や安全確保に関する取組を進め、その取組を積極的に発信していくことが望ましい。	教育委員会としては、児童・生徒等の生命・身体の安全確保を最優先事項とし、各学校における安全対策の継続的な検証及び改善を推進してまいります。 また、他自治体での火災を受けて実施した調査結果をふまえ、救助袋の使用を含めた火災発生時の初動対応に係る訓練を管轄消防署と合同で実施するとともに、各学校に対し、校舎の構造や教室の配置、避難経路の設定状況、救助袋等の救助設備の設置状況や使用方法について定期的な点検を行い、その結果をふまえた安全管理体制の見直しを図るよう指導しています。今後も、消防署と連携した避難訓練等の対策を検討・実施してまいります。なお、各学校においては、火災対策のための設備について、消防法に基づく定期点検を実施するとともに、指摘を受けた設備については速やかに修繕し、安全確保に努めています。 さらに、学校安全計画や危機管理マニュアルについて、実際の災害や事故の発生を想定した内容となるよう点検・改善を図り、実効性の向上に努めてまいります。また、火災の発生場所や時間帯を変えるなど実践的な避難訓練を行うとともに、避難経路や教職員の役割分担等を検証し、必要な改善を行うよう指導してまいります。 加えて、児童・生徒が主体的に安全について考え、適切な避難行動をとることができるよう、安全教育の充実を図るとともに、避難訓練の振り返りや安全点検活動に参加する機会を設けるなど、「自らの命を守る力」の育成を推進してまいります。あわせて、幼稚園においても、発達段階に応じた避難訓練や安全教育を継続して実施するとともに、その取組を保護者へ周知するなど、安全意識の向上につなげてまいります。
49　学校安全対策の充実 **50　学校防災対策の充実** 新たな事故や災害の事例が次々と発生する中で、その都度得られた視点を安全点検に継続的に生かしていくことが重要である。 また、学校防災については、中学生が自らの安全を守るだけでなく、地域や年少者を支える担い手としての役割を果たせるよう、中学生と地域との防災訓練等の取組を継続的に実施することが重要である。多くの生徒が経験できる機会を確保するため、規模の大小を組み合わせた訓練実施により学校と地域の負担軽減を図るなど、定期的に実施しやすい体制を整えてほしい。 さらに、学校防災連絡会等の場を活用し、学校安全に関する計画や課題を地域と共有しながら議論を深めていくことも必要である。	学校危機管理マニュアルについては、東京都の学校危機管理マニュアル改訂等をふまえ、落雷や高温、野生動物への対応等内容の充実を図りました。今後も、様々な事案をふまえながら、学校危機管理マニュアルの内容を継続的に検証し、必要な見直しを行ってまいります。 また、各区立中学校では、地域と連携した防災訓練を教育課程に位置付けて実施し、生徒が自らの安全を守る力を身に付けるとともに、地域の一員として防災について学ぶ機会の充実を図っています。 学校防災に関する課題や防災訓練の内容等については、学校防災連絡会において、教育委員会事務局や危機管理課、特別出張所等の関係各課と学校が参加の上、情報共有を行っています。 今後も、地域や関係機関と連携しながら、学校防災の充実に取り組んでまいります。

（４）いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援（教育ビジョン　取組の方向性18）

51　いじめ防止対策の推進

52　不登校児童・生徒への支援

26　スクールカウンセラーの配置

53　教育相談体制の充実

54　児童・生徒理解を進める研修の実施

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
51　いじめ防止対策の推進 いじめは決して軽視すべきではなく、発生時に迅速かつ丁寧に対応する姿勢を持ち続けることが重要である。一度問題が深刻化すると解決が難しくなるため、担任をはじめとする教員が児童・生徒一人ひとりに寄り添い、早期発見・早期対応に努める必要がある。ＷＥＢＱＵ等のツールも活用しながら実態把握を進め、いじめの未然防止と適切な支援に継続して取り組んでほしい。	いじめは、児童・生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、決して軽視することなく、「いじめはどの学校・どの学級でも起こり得る」という認識の下、未然防止、早期発見、早期対応に継続して取り組んでまいります。 また、ＷＥＢＱＵやいじめアンケート、個別面談等を活用しながら、児童・生徒一人ひとりの状況把握に努めるとともに、学級担任だけでなく、学校全体で組織的に対応できる体制づくりを進めてまいります。 さらに、いじめが認知された場合には、被害児童・生徒の安全確保を最優先とし、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、適切な支援・指導を行ってまいります。
51　いじめ防止対策の推進 いじめの認知件数には学校間で差が見られる場合がある。研修等において、いじめに該当するか判断が分かれやすい事例や、実際にいじめとして認知・報告された事例を共有し、具体的なケースに基づく理解を深めることが、教員の認識の差の解消に有効であると考える。 一方で、いじめの認知そのものを目的化するのではなく、児童・生徒の変化の早期発見と対応につなげていくことが重要である。	教育委員会では、生活指導主任会や研修会等を通じて、いじめの定義や、判断が分かれやすい事例、実際に認知・報告された事例を共有し、認識の統一に努めています。 また、学校いじめ対策組織を中心とした組織的な判断・対応体制の充実を図るとともに、被害児童・生徒の安全確保を最優先とした支援が適切に行われるよう、学校への指導・助言を継続してまいります。 今後も、いじめの認知を目的化することなく、児童・生徒の変化の早期発見と適切な対応につながる取組を推進してまいります。

52　不登校児童・生徒への支援 　不登校の状況が多様化する中、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行う姿勢は評価できる。特に保護者向けイベント等の働きかけは重要であり、児童・生徒の参加呼びかけも含め引き続き継続してほしい。 　また、外国籍の不登校児童・生徒への支援についても、実態をふまえながら、多様な取組を検討することが望ましい。 　さらに、不登校は将来的なひきこもりにもつながり得る課題であることから、福祉部門等とも連携して学校卒業後も適切な支援に結びつくことができる体制を整えるとともに、学校とのつながりのある段階で手厚く支援していくことが重要である。	不登校児童・生徒への支援にあたっては、児童・生徒本人への支援に加え、保護者への支援も重要であると認識しています。保護者向けイベントや相談機会の充実を図るとともに、不登校児童・生徒一人ひとりの状況やニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図り、社会的自立に向けた支援を推進してまいります。 　また、外国籍の不登校児童・生徒については、言語や文化の違い、保護者との意思疎通等、個別の課題が存在することから、実態把握を進めるとともに、日本語指導担当教員や関係団体、多文化共生担当部署等との連携を図りながら、支援の在り方について検討を進めています。あわせて、保護者への情報提供の工夫や相談体制の充実等、多様な背景をふまえた支援の充実に努めてまいります。 　さらに、不登校が長期化した場合、将来的なひきこもりや社会的孤立につながる可能性があることをふまえ、教育分野のみならず、福祉、保健、医療、子ども家庭支援等の関係機関と連携した子ども家庭・若者サポートネットワークの枠組を利用し、切れ目のない支援体制の構築を推進していきます。特に、学校卒業や進学、就労等の移行期において支援が途切れることのないよう、関係機関との情報共有や支援の引継ぎを適切に行い、継続的な支援につなげてまいります。
52　不登校児童・生徒への支援 　不登校支援において、保護者同士が悩みや経験を共有できる場は大きな支えとなるため、保護者同士が語り合えるような公共イベントは非常に意義があると考える。 　また、こうしたイベントにおける進路情報の提供にあたっては、私立の広域通信制高校だけではなく地域の教育基盤を担う都立高校の役割もふまえ、チャレンジスクールや定時制、昼夜間制、三部制等、多様な選択肢を幅広く紹介してほしい。	同じ悩みや経験をもつ保護者同士が思いや不安を共有し、互いに支え合うことができる機会は、孤立感の軽減や課題解決の一助となることから、不登校児童・生徒を支える上で重要であると認識しています。このため、保護者同士が安心して語り合える相談会や交流会、講演会等の取組を引き続き推進してまいります。 　なお、多様な進路選択肢を紹介することについては、これまで、広域通信制のみならず都立高校等幅広い種類の高校にご協力いただいており、引き続き紹介に努めてまいります。

52　不登校児童・生徒への支援 適応指導教室（つくし教室）の支援を受けた児童・生徒の割合は一つの指標となるが、実際にはメタバースやフリースクール等、様々な支援につながっている子どももいることから、つくし教室以外も含めた支援との関わりについても把握し、評価指標として活用することも検討してほしい。 また、校内教育支援センターの小学校への拡大は評価できるが、学級担任制である小学校では運営体制の課題も想定されるため、一体的な体制整備を進めることが重要である。 さらに、ＷＥＢＱＵの導入により回答把握の即時性向上が期待されるが、児童・生徒の実態把握には結果分析が引き続き重要である。導入を契機として学校への支援をさらに充実させてほしい。	不登校児童・生徒への支援については、つくし教室だけでなく、校内教育支援センターやＩＣＴを活用した支援等、多様な教育機会への参加状況についても把握に努めており、今後の評価指標について研究してまいります。 また、校内教育支援センターの小学校への拡大については、不登校の未然防止や早期支援の観点から有効な取組であると認識しています。一方で、小学校は学級担任制を基本としていることから、担任への負担集中やセンター運営を担う人材の確保、情報共有の在り方等の課題も想定されます。そのため、管理職のリーダーシップの下、校内支援体制の整備を推進するとともに、各学校の実情に応じた運営方法について指導・助言を行ってまいります。また、校内教育支援センターが児童の居場所としての機能にとどまることなく、学習支援や教育相談、保護者支援を含めた総合的な支援の拠点となるよう、その充実を図るとともに、好事例の共有や担当者研修の実施を通じて、学校の取組を支援してまいります。 さらに、ＷＥＢＱＵの導入については、調査結果の迅速な把握や児童・生徒の変化の早期発見につながるものと期待しています。一方で、調査結果はあくまで支援のための一つの指標であり、その数値のみで判断するのではなく、日常の観察や面談、保護者との情報共有等を通じて多面的に実態を把握することが重要です。そのため、ＷＥＢＱＵの結果分析や活用方法に関する研修の充実を図るとともに、分析結果を学級経営の改善や不登校・いじめの未然防止、早期支援に結び付けることができるよう、学校への指導・助言を継続して行います。あわせて、専門家による支援やコンサルテーションを必要に応じて活用し、各学校における児童・生徒理解の一層の充実を図ってまいります。

＜主な評価対象事業以外の個別事業＞

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
8　サイエンス・プログラムの推進 **21　移動教室等における自然体験活動の実施** サイエンス・プログラムについては、関心の高い子どもだけでなく、より多くの子どもが理科に親しめる機会となることが重要である。自然体験活動では、新宿区では触れる機会の少ない自然を実際に施設周辺で体験する活動の充実や、体験活動の実態把握が求められる。 また、幼稚園、小学校の取組から続く自然との関わりが中学校段階でも継続されるよう、身近な自然に目を向ける学習機会を工夫することも重要である。そのためには、教員だけでなく専門家の力も活用しながら、身近な自然環境を生かす視点を意識して、取組を進めてほしい。	サイエンス・プログラムについては、全ての小学校で、各校の希望内容にもとづいた理科実験名人の授業を実施するとともに、観察・実験アシスタントを小学校8校に派遣し、理科実験の支援等を行っています。中学校では、早稲田大学と提携した新宿版サイエンス・パートナーシップ・プログラムとして、全校の中学2年生に先端科学技術をふまえた特別授業を行っています。 多くの児童・生徒に理科学習の楽しさ・面白さを伝えられるよう、引き続き、科学教育を推進してまいります。 また、移動教室における自然体験活動は、女神湖高原学園では牧場での搾乳体験やバター作り、伊那移動教室では、民泊先の農家での農業体験、河口湖移動教室では、青木ヶ原樹海、氷穴の散策等、新宿ではできない、自然に触れる活動を各校において組み入れております。 さらに、各学校が専門家の力を借りながら、身近な自然に目を向ける学習機会が設定できるよう、小・中学校校長会に働きかけてまいります。
12　平和教育の推進 平和啓発ポスター展示では、子どもたちの作品が大変よく制作されており、来庁者と思われる親子が鑑賞する姿も見られた。区民の目に留まりやすい場所に展示されていたことも効果的であり、平和教育の取組として評価できる。	平和のポスター展については、引き続き児童・生徒から作品を募集するとともに、優秀な作品を表彰し、本庁舎及び特別出張所において展示・掲示することにより、平和教育の一層の推進を図ってまいります。

48　情報モラル教育の推進 　ＳＮＳへの過度な依存を問題視し、子どものＳＮＳ利用に制限を加える国もある。ＳＮＳでのいじめ等のリスクも踏まえ、情報セキュリティや情報モラルに関する指導を充実させながら、ＩＣＴを適切に活用していくことが重要である。	ＳＮＳをはじめとするデジタル技術は、学習活動の充実や情報収集、コミュニケーションの促進等多くの利点を有している一方で、長時間利用による生活習慣への影響や、ＳＮＳ上でのいじめ、誹謗中傷、個人情報の流出、インターネット上のトラブル等のリスクも指摘されています。教育委員会としては、これらの利便性と危険性の双方をふまえ、児童・生徒がＩＣＴを安全かつ適切に活用できる資質・能力の育成を推進してまいります。具体的には、情報モラル教育及び情報セキュリティ教育の充実を図り、ＳＮＳの適切な利用方法や情報発信に伴う責任、個人情報保護、ネットいじめの防止等について、発達段階に応じた継続的な指導を行うよう各学校へ指導・助言していきます。また、実際に発生した事例や身近なトラブル事例を活用した実践的な学習を推進し、児童・生徒が自ら考え、適切に判断し行動できる力の育成に努めてまいります。
48　情報モラル教育の推進 　情報モラル教育については、投稿前に確認するといった意識の問題だけでなく、アルゴリズムやアテンション・エコノミー等ＳＮＳの背後で働く仕組みに関する知識や理解を深めることも重要である。自らの行為がそうした仕組みのどこに位置付くのかを正しく認識することで、子どもたちが適切に行動できる力を育む教育も必要ではないか。	情報モラル教育については、単に「投稿前によく考える」「他者を傷つける発信をしない」といった行動面の指導にとどまらず、ＳＮＳの仕組みそのものについて理解を深めることが重要であると認識しています。そのため、各校における情報モラル教室において、情報モラル教育と情報活用能力の育成を一体的に推進し、児童・生徒がＳＮＳの特性や情報拡散の仕組み、デジタル上に記録された情報が完全には消去できないこと等について、発達段階に応じて学ぶ機会の充実を図っていきます。 　また、児童・生徒が情報の受け手としてだけではなく、発信者としての責任を自覚できるよう、自らの投稿や行動がどのような影響を及ぼす可能性があるのかを具体的に考える学習を推進していきます。さらに、実際の事例やケーススタディを活用しながら、インターネット上の情報の信頼性の判断、誹謗中傷やネットいじめの防止、個人情報の保護等について実践的に学ぶ機会の充実に努めてまいります。

53　教育相談体制の充実 　近年、中高生による市販薬の多量服薬（ＯＤ）や自傷行為の増加が懸念されており、学校現場においても身近な課題として捉える必要がある。こうした行為の背景には心理的な苦痛や生きづらさがあることから、単に行為を禁止する指導ではなく、その背景に目を向け、児童・生徒が継続的に相談できる支援体制の構築が重要である。 　また、日頃の雑談や見守りを通じて教員が子どもの変化を捉え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材による支援につなげていく体制が求められる。	近年、中高生による市販薬のＯＤや自傷行為が社会的課題となる中、教育委員会としても、これらを児童・生徒の心身の健康に関わる重要な課題として認識しています。こうした行為の背景には、対人関係や家庭環境の悩みや不安等様々な心理的・社会的要因があることから、行為そのものへの指導にとどまらず、その背景にある困難やＳＯＳに目を向けた支援が重要であると考えています。そのため、児童・生徒が安心して相談できる環境づくりを各学校において進めるとともに、日常的な声掛けや雑談、健康観察等を通じて小さな変化やサインを早期に把握し、児童・生徒がいつでも話しかけてもいいという安心感を育てていきます。 　また、教職員がＯＤや自傷行為に関する基礎的な知識や対応方法への理解を深められるよう研修の充実を図り、適切な支援につなげる力の向上に努めてまいります。 　さらに、教職員と専門人材との情報共有が重要であることから、引き続き、教育センターにおける教育相談に加え、スクールカウンセラーによる授業観察や児童・生徒との関わりを通じて相談しやすい環境づくりを進めるとともに、スクールソーシャルワーカーや養護教諭等の専門人材との連携を強化し、学校だけで抱え込むことなく、一人ひとりに寄り添った支援体制の充実を図ってまいります。
41　図書館サービスの充実 **46　学校図書館の充実** 　探究的な学びの推進にあたり、図書館には児童・生徒の調べ学習や探究学習を支える機能や体制の充実を期待したい。 　また、電子書籍の活用が進む中、学校が同時に複数アクセスできるライセンス契約を導入したことは、探究学習を支援する観点から有意義な取組であると評価できる。	こども図書館では、学校に対し学習支援配本や朝読書セット等団体貸出を実施しています。また、地域図書館においては、学校への訪問による調べ学習等に係る連携や特別授業等の実施に加え、調べ学習等を支援するイベント・展示等を実施しているところです。探究的な学びを支えるため、今後も、図書館と学校との連携をさらに深め、取組の充実を図っていきます。 　また、令和7年度より小学校及び中学校にモデル校を設定して電子図書サービスを導入し、今年度からは教育支援センターにも対象を拡大し、効果検証を行っています。今後は、検証結果をふまえ、児童・生徒の読書活動の充実や学習支援への活用のあり方について検討してまいります。
55　特別支援教育の推進 　特別支援教育の取組については、高く評価できる。今後も、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けた取組を含め、さらなる充実が期待される分野であることから、着実に推進してほしい。	特別支援教育の取組については、引き続き、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けた取組を進めるとともに、障害や発達の状況に応じた支援の充実に努めてまいります。

71　教員の働き方の意識改革 　教員の長時間勤務が改善し、週60時間を超える教員が減少していることは評価できる。一方で、50時間を超えるケースが一部の教員や副校長に固定化している状況も見られることから、要因を分析した上での対応が重要である。 　また、教育課程の編成に際しては、休校等を見越した余剰時数を過度に設定するのではなく、適切な授業時数を確保する方向性で取組を進めていただきたい。	長時間勤務が一部の教員に固定化していることについては、継続した課題となっています。管理職への働きかけや必要に応じて本人と面接するなどの対応を行っていますが、引き続き、長時間勤務が固定化されている教員の状況の把握に努め、個々の事情に応じた助言や指導を進めてまいります。 　また、教育課程の編成については、各校に対して確保すべき余剰時数を具体的に示してはおりませんが、流行性疾患等により学級閉鎖が生じた際に適切に指導できる体制を整えることを求めているため、結果的に20時間程度の余剰時数を確保する学校が多くなっています。教育委員会としては、学校の裁量で柔軟に教育課程を編成していくことは引き続き大切にし、各校が緊急時に備えた対応として、余剰時数の確保以外の方法も選択できるように、多様な対応方法を示してまいります。
74　経験と職層に応じた研修の充実 　他自治体から転入してきた教員の中には、新宿区独自の教育施策や取組に戸惑うケースもあると考えられる。そのため、新宿区の教育の特徴や重視している考え方をまとめた資料の作成や、転入者向け研修の充実を図り、新宿区の教育への理解を深めてもらうことが重要である。早期に教育のあり方を共有し、学校現場で力を発揮できるような取組を進めてほしい。	転入者向けの教員研修は、現在も4月に実施しております。研修では、新宿区の教育の特徴や重視している考え方にも触れていますが、より分かりやすく特徴や考え方を伝え、先生方が早期に学校現場で力を発揮できるように、引き続き研修内容や配布資料の改善・充実に努めてまいります。

＜総括的な意見＞

● 藤井　千恵子　氏

新宿区では、幅広く充実した取組が展開されており、教育に対する区の高い意欲が感じられる。今後は、子どもや保護者、地域の人々が新宿を好きになるという視点も踏まえながら取組を進めるとともに、教育委員会の取組や学校の方針が、校長だけでなく全ての教員に共有され、各学校・園の教育活動や教室の隅々にまで行き渡る体制づくりが重要である。学校全体が同じ方向を向き、教職員一人一人が主体的に行動し、相互につながりながら区全体の教育の向上を目指す意識を醸成してほしい。

また、次期学習指導要領や教育ビジョンの策定を契機として、目先の対応だけでなく、これまでの取組の積み重ねの上に成り立つものとして、計画の意義を根本から考える視点が求められる。10 年後、20 年後、さらにはその先の社会を見据えた中長期的な視点を持って取組を推進するとともに、区全体で教育の方向性を共有し、教育の一層の充実につながる次期教育ビジョンを期待する。

● 仲田　康一　氏

教育ビジョンの個別事業については、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化に応じて適切に見直しを行いながら着実に進められていることがうかがえる。時代状況など、やむを得ない外部の変化によって取組の見直しを求められる場面も多いが、それらを自らが目指す教育を実現する好機と捉え、積極的に活用しながら、取組をさらに発展させてほしい。

また、オンラインによる学習環境が広がる中で、学校において対面で人間関係を築き、多様な価値観や他者との関わりを経験する場として、学校が果たす役割は一層高まっている。学校は、専門性を持つ教員や教育環境が整備された子どもの成長を支える重要な社会基盤である。オンライン等の時代の変化に応じて学校をアップデートしながら維持し、その価値や社会基盤として役割を改めて発信していくことが求められる。子どもたちが対面で学ぶことの意義を実感できる学校づくりと教育行政の推進を期待する。

● 長田　和義　氏

本評価を通して、教育委員会における取組の多様さが改めてうかがえた。特に、新たに着任した教員に対して、研修等の機会を通じ、教育長自らが新宿のまちの魅力や愛着を深める働きかけを行っていることは、教員の地域への理解を深める上で意義深い取組であると評価する。

また、学習指導要領の改訂に際して示された方向性においては、探究的な学びの視点がキーワードとして重視される。新宿区は充実したＩＣＴ環境に加え、外国籍の児童・生徒を含む多様な人々との交流機会や、大学・企業等との連携が可能な都心ならではの豊かな社会資源を有している。こうした恵まれた教育環境を十分に生かし、新宿区の強みを生かした特色ある教育活動を行うことの重要性を、改めて学校や園へ丁寧に共有するとともに、さらなる取組の充実を図ってほしい。

＜まとめ＞

（令和 8 年度）

～　総括的な意見をふまえた取組の方向性と教育ビジョンの推進に向けて～

○　令和 8 年度の点検及び評価では、教育ビジョンに掲げる全ての個別事業について、令和 7 年度の取組の進捗状況や成果を総括するとともに、子ども一人ひとりの学びの保証や幼児教育環境の充実、地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進、不登校児童・生徒への支援について、学識経験者からご意見をいただきました。個別事業全体では概ね目標を達成し、新宿区が目指す教育の実現に向け、着実に個別事業の実施に取り組んできたものと考えています。

○　新宿区版ＧＩＧＡスクール構想については、タブレット端末や教室内の機器の更新により通信環境の向上を図り、授業でのさらなる活用につなげました。

今後は、デジタル技術の急速な進化や生成ＡＩの普及等をふまえながら、ＩＣＴの利点を生かした個別最適な学びと協働的な学びの充実を引き続き図るとともに、生成ＡＩ等をテーマとした研修機会の充実や、情報モラル及びメディアリテラシーに関する教育を進め、探究的な学びの基盤となる情報活用能力の向上に努めていきます。

○　園児数の減少や保護者ニーズの多様化が進む中、公私立幼稚園においては、幼児教育の充実に加え、子育て支援や社会状況の変化への対応が求められています。

区立幼稚園は、全ての子どもに幼児教育を保障する重要な役割を担っていることから、保護者が幼児教育の場として区立幼稚園を選択できる環境を今後も確保していくため、区立幼稚園のあり方について検討を進めていきます。また、地域の幼児教育を推進していくため、私立幼稚園が実施する幼児教育の取組を引き続き支援していきます。

今後も、区立幼稚園と私立幼稚園が共に幼児教育を担う新宿区の特色を活かしながら、幼児教育に関する情報発信や教育環境の充実を図っていきます。

○　学校において、児童・生徒が生き生きと活動し、学べるようにするためには、その安全確保が不可欠です。近年、他自治体における不審者侵入事案や学校火災等、複数の児童が巻き込まれる事件・事故が相次いで発生しており、安全教育や安全対策の重要性が一層高まっています。

子どもが自らの安全を守ることができるよう、引き続き、学校危機管理マニュアルの充実に努めるとともに、関係機関と連携した実践的な訓練を実施するなど、火災や不審者侵入事案等をふまえた学校安全対策の充実を図っていきます。

○　新宿区の不登校児童・生徒数は、全国と同様に増加傾向にあります。不登校児童・生徒に対しては、訪問型支援やチャレンジクラス等の取組を通じ、多様な教育機会の確保に努めてきました。

今後も、オンラインによる学習支援や校内教育支援センターの充実を図るなど、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、多様な教育機会の確保に努めていきます。また、不登校児童・生徒をもつ保護者に向け、ガイドブックや座談会等を通じた理解・啓発を図るなど、支援策のさらなる周知に努めていきます。

○　平成 30 年 3 月に策定した新宿区教育ビジョンでは、令和 9 年度までを計画期間としており、「教育目標」の実現に向け、「3 つの柱と 10 の施策」を掲げ、その具体的な取組として個別事業を推進してきました。

令和 10 年度からの次期教育ビジョン策定に向け、児童・生徒等への意見聴取や現行計画の検証を行うとともに、学習指導要領の改訂等をふまえながら、学校・園及び教育委員会全体が目指すべき教育の方向を示す計画となるよう取り組んでいきます。

また、本報告書における評価や学識経験者の知見を生かし、直面する課題に迅速かつ適切に対応するとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長に向け、新宿区の教育の一層の充実を図っていきます。

令和 8 年度　新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和 7 年度分）報告書

刊行物作成番号
2026 － 13 - 5501

令和 8 年 11 月発行

編集・発行：新宿区教育委員会事務局教育調整課
東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
電話　03（3209）1111